

# 世界8資産ファンド<DC年金> 愛称：世界組曲<DC年金>

追加型投信／内外／資産複合

- この目論見書により行う「世界8資産ファンド<DC年金>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月7日に関東財務局長に提出しており、2025年2月8日にその効力が生じております。
- 「世界8資産ファンド<DC年金>」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

## アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

### ■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

## 目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	72
第3【ファンドの経理状況】	78
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	173
第三部【委託会社等の情報】	175
第1【委託会社等の概況】	175
約款	222

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

世界8資産ファンド<DC年金> (以下「当ファンド」といいます。)

ただし、愛称として「世界組曲<DC年金>」という名称を用いることがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権 (以下「受益権」と称することがあります。) です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律 (以下「社振法」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### (3) 【発行 (売出) 価額の総額】

1兆円を上限とします。

### (4) 【発行 (売出) 価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額 (純資産総額) を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです (以下同じ)。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

### (5) 【申込手数料】

ありません。

### (6) 【申込単位】

1円以上1円単位

※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2025年2月8日から2025年8月8日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込金額は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。なお、取得申込金額には利息は付されません。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 「国内債券マザーファンド」、「海外債券マザーファンド」、「エマージング債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「海外株式マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」、「国内リートマザーファンド」および「海外リートマザーファンド」（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じ、国内外の公社債（債券）、株式および不動産投資信託証券（リート）を中心に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

##### <ファンドの特色>

I. 世界の8つの資産へバランスよく分散投資を行います。

◆外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

II. 各資産（マザーファンド受益証券）への投資配分は、以下の比率を基本とします。

債券		株式		リート	
国内債券	10%	国内株式	15%	国内リート	10%
海外債券	10%	海外株式	20%	海外リート	10%
エマージング債券	10%	エマージング株式	15%		

※ 各資産の市場規模等によっては比率を変更する場合があります。

- ② 1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

##### <商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」及び「その他資産」のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般		(日本を含む) ※2	
大型株	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ
中小型株		北米	
債券	年4回	欧州	
一般		アジア	
公債	年6回	オセアニア	為替ヘッジ※3
社債	(隔月)	中南米	
その他債券		アフリカ	
クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	中近東 (中東)	あり ( )
不動産投信		エマージング※2	
その他資産 (投資信託証券) ※1	日々		
資産複合 ( )	その他 ( )		なし
資産配分固定型			
資産配分変更型			

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式・債券・不動産投信) / 資産配分固定型」です。

※2 当ファンドは、組入資産による主たる投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とし、一部エマージング地域の資産にも投資します。また、目論見書または投資信託約款において、エマージング地域への投資割合を明示しています。

※3 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
資産複合 (株式・債券・不動産投信) 資産配分固定型	目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、括弧内の記載はその該当資産を表す。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券、不動産投信に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

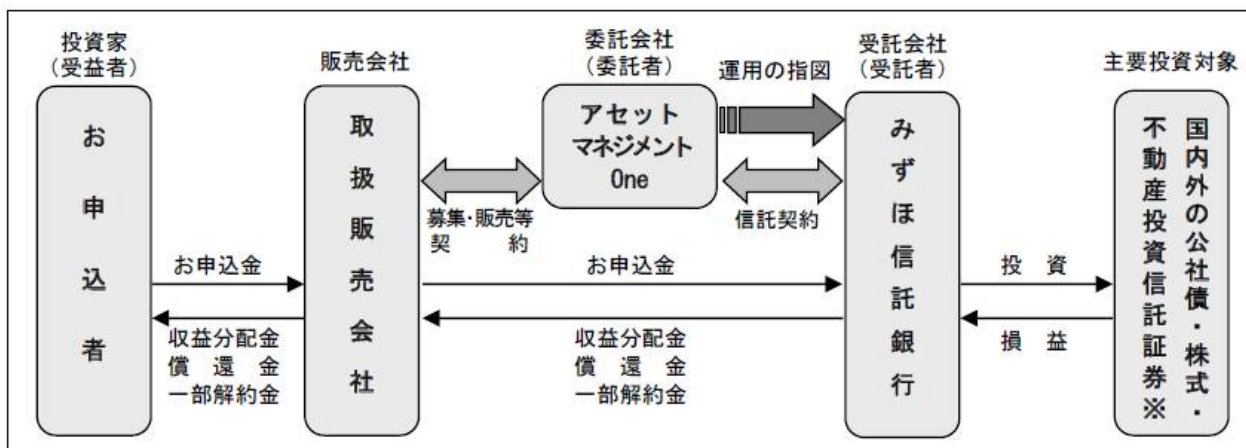
(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式、債券および不動産投信（不動産投資信託証券）を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年7月16日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※ 主要投資対象である国内外の公社債・株式・不動産投資信託証券には、各マザーファンドを通じて投資を行います。

※ 当ファンドが主要投資対象とするエマージング債券マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」ということがあります。）に委託します。

※ 当ファンドが主要投資対象とするエマージング株式マザーファンドにおいて、委託会社は、運用指図に関する権限を、オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー（以下「オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社」ということがあります。）に委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよびオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーは、委託会社との「投資運用委託契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、マザーファンドにおいて、有価証券等の投資判断および発注等を行います。

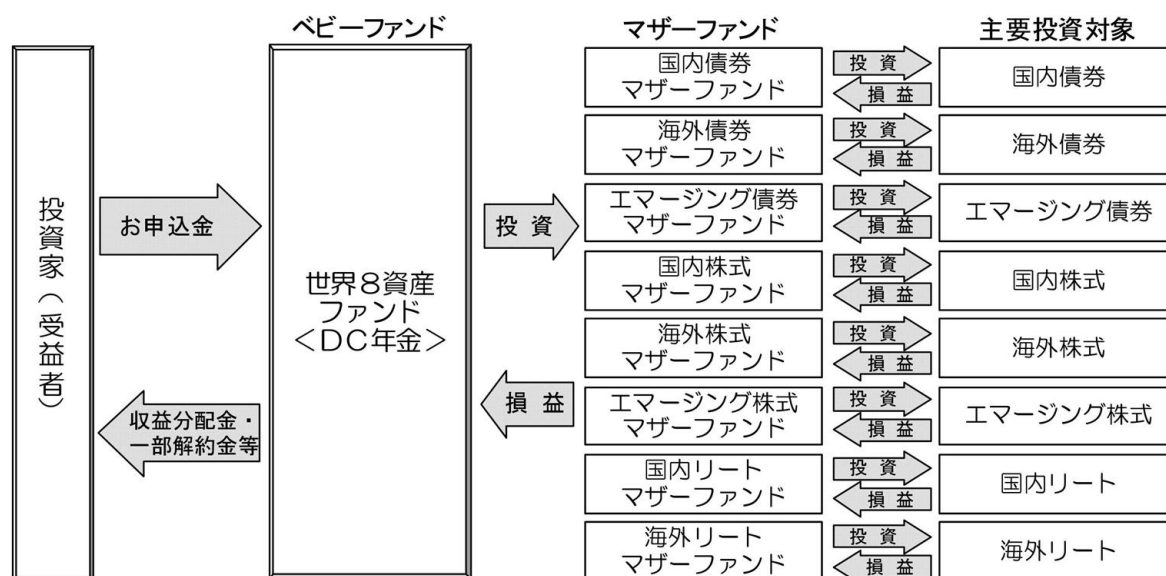
※ 当ファンドが主要投資対象とする海外株式マザーファンドにおいて、委託会社は、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクから提供される情報を利用して運用を行います。

※ 当ファンドが主要投資対象とする海外リートマザーファンドにおいて、委託会社は、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー（以下「CBREインベストメントマネジメント社」ということがあります。）から提供される情報を活用して運用を行います。

## ② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、下図の8つのマザーファンドを通じて各資産への投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

## ③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2024年11月29日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ

リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

2008年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

## 大株主の状況

(2024年11月29日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

#### ② 運用方法

##### 1. 主要投資対象

「国内債券マザーファンド」、「海外債券マザーファンド」、「エマージング債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「海外株式マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」、「国内リートマザーファンド」および「海外リートマザーファンド」の各受益証券を主要投資対象とします。

##### <各マザーファンドの主要投資対象>

国内債券マザーファンド：わが国の公社債を主要投資対象とします。

海外債券マザーファンド：世界主要先進国（除く日本）の公社債を主要投資対象とします。

エマージング債券マザーファンド：世界のエマージング諸国の公社債を主要投資対象とします。

国内株式マザーファンド：わが国の株式を主要投資対象とします。

- 海外株式マザーファンド : 世界主要先進国（除く日本）の株式を主要投資対象とします。
- エマージング株式マザーファンド : 世界のエマージング諸国の株式を主要投資対象とします。
- 国内リートマザーファンド : わが国のリートを主要投資対象とします。
- 海外リートマザーファンド : 世界各国（除く日本）のリートを主要投資対象とします。

(注1) 上記のマザーファンドが投資対象とする株式は、原則として、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずる市場において取引されているものを含みます。）している株式、および上場を予定している株式とします。また、DR（預託証券）を含みます。

(注2) リート（REIT）とは、「Real Estate Investment Trust」の略称であり、一般的に不動産を中心に運用を行っている不動産投資法人あるいは不動産投資信託の総称として使用されます。上記のマザーファンドが投資対象とするリートは、原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(注3) エマージング諸国とは、アメリカ、西欧諸国、日本などの先進国に対して、中南米、東南アジア、東欧諸国、中国、インドなど、経済の成長が初期～中期段階にあり、今後、高い経済成長が期待される国・地域をいいます。また、エマージング諸国を新興国と呼ぶこともあります。

## 2. 投資態度

a. 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

◆ 世界の「8つの資産※」を投資対象として、世界の資産および地域（通貨）へ広く分散投資を行い、安定的な投資成果を目指します。

※ 8つの資産とは、国内債券、海外債券、エマージング債券、国内株式、海外株式、エマージング株式、国内リートおよび海外リートをいいます。

b. 各マザーファンド受益証券への投資配分については、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本とします。ただし、マザーファンドの投資対象資産の市場規模等によっては投資配分比率を変更することがあります。

国内債券マザーファンド受益証券	・・・	10%
海外債券マザーファンド受益証券	・・・	10%
エマージング債券マザーファンド受益証券	・・・	10%
国内株式マザーファンド受益証券	・・・	15%
海外株式マザーファンド受益証券	・・・	20%
エマージング株式マザーファンド受益証券	・・・	15%
国内リートマザーファンド受益証券	・・・	10%

c. 実質組入※外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。

d. 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<世界の8つの資産へ投資 ～ 分散投資と収益の追求 ～ >

●世界の資産・地域（通貨）へ分散投資し、安定的な投資成果を目指します。

『資産の分散』 : 債券・株式・リートといった値動きの異なる資産に投資することで、分散効果が期待されます。

『地域と通貨の分散』 : 先進国とエマージング諸国といった異なる地域に投資することで、分散効果が期待されます。



●リートとエマージング資産（債券・株式）を組み入れて収益機会の拡大を目指します。

『リート』を組み入れて、主として安定的な利子・配当等収益の確保を目指します。

『エマージング資産』を組み入れて、利子・配当等収益と値上がり益の獲得機会の拡大を目指します。

## <各マザーファンドの投資方針>

### ●国内債券マザーファンド

- ・わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ・債券への投資にあたっては、マクロ経済および市場分析に基づく金利予測およびセクター配分、ならびに個別信用リスクおよびクオンツ分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・NOMURA-BPI 総合を運用上のベンチマークとします。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ●海外債券マザーファンド

- ・日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ・債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析および市場分析に基づく相対価値分析を重視した運用を行うことにより、付加価値を追求します。
- ・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ●エマージング債券マザーファンド

- ・世界のエマージング諸国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ・債券への投資にあたっては、マクロ経済およびソブリン・リスク分析に基づく国別配分、ならびにセクター、個別銘柄および通貨分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## <ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー>

(Wellington Management Company LLP)

ウエルントン・マネージメント社（グループ）は、1928年から運用業務に携り、グローバルに事業展開する米国の大手資産運用会社の一社です。エマージング債券マザーファンドにおける運用再委託会社として、徹底した社内リサーチを活用し、グローバルな視点からエマージング債券の運用を行います。

※ ウエルントン・マネージメント社と投資運用委託契約を締結しています。

### ●国内株式マザーファンド

- ・わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ・株式への投資にあたっては、マクロ経済および産業分析に基づく業種配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択（「成長性」のある銘柄に「割安な株価」で投資）により、付加価値を追求します。
- ・TOPIX（配当込み）を運用上のベンチマークとします。
- ・株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・現物株式の組入比率（信託財産に属する株式の時価総額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態で50%以上とすることを基本とします。
- ・非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### ●海外株式マザーファンド

- ・日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ・株式への投資にあたっては、マクロ経済および産業分析に基づく地域（国）および業種配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・MSCI-KOKUSA I 指数（グロス配当再投資込み、円ベース・為替ヘッジなし）を運用上のベンチマークとします。
- ・株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<アセットマネジメントOne U.S.A.・インク>

(Asset Management One USA Inc.)

アセットマネジメントOne U.S.A.・インクは、委託会社の海外運用拠点（米国）です。海外株式マザーファンドにおける米国株式の銘柄選択にあたっては、同社から提供される情報を活用します。

※ アセットマネジメントOne U.S.A.・インクと米国の個別銘柄関連の調査情報の提供を受け  
る投資助言契約を締結しています。

#### ●エマージング株式マザーファンド

- ・世界のエマージング諸国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ・株式への投資にあたっては、トップダウンの観点から投資対象国および業種の調査・分析を行うとともに、ボトムアップの観点から個別企業の調査・分析を行うことにより投資銘柄を選定します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ・株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はオールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<オールスプリング・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー>

(Allspring Global Investments LLC)

オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は、米国の独立系資産運用会社で、米国ノースカロライナ州シャーロットを主な拠点としています。同社は、エマージング株式投資において豊富な経験を有しており、エマージング株式マザーファンドにおいて、社内リサーチに基づくエマージング株式の運用を行います。

※ オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社と投資運用委託契約を締結しています。

#### ●国内リートマザーファンド

- ・わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ・不動産投資信託証券への投資にあたっては、不動産市況および個別銘柄の調査・分析に基づき、長期的な配当（分配）および資産価値の成長を重視した銘柄選択を行うことにより付加価値を追求します。
- ・東証REIT指数（配当込み）を運用上のベンチマークとします。
- ・原則として、不動産投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ・市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ●海外リートマザーファンド

- ・日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ・不動産投資信託証券への投資にあたっては、マクロ経済および不動産ファンダメンタルズ分析に基づく地域（国）および不動産セクター配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ・S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ・原則として、不動産投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセット・エルエルシー>

(CBRE Investment Management Listed Real Assets LLC)

CBREインベストメントマネジメント社は、世界最大級の商業用不動産サービス会社であるCBREグループの運用会社です。世界中の拠点における豊富な不動産情報を活用した運用が同社の特色です。海外リートマザーファンドでは、同社から提供される情報を活用してアセットマネジメントOneが運用を行います。

※ CBREインベストメントマネジメント社と不動産関連情報および投資関連情報等の提供を受ける投資助言契約を締結しています。

※ 8つのマザーファンドの運用は、委託会社が豊富な運用経験と実績を持つ4つの運用会社と連携（運用再委託／運用助言）して行います。

<各マザーファンドが対象とする指数等について>

## ●国内債券マザーファンド

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。

NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## ●海外債券マザーファンド

「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータ

の誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

●エマージング債券マザーファンド

「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイド(米国ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算して計算したものです。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイド(米国ドルベース)に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

●国内株式マザーファンド

「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

東証株価指数 (TOPIX) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) にかかる標章または商標は、株式会社 J P X総研または株式会社 J P X総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数 (TOPIX) にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有しています。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

●海外株式マザーファンド

「MSCI-KOKUSAI 指数 (グロス配当再投資込み、円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数 (グロス配当再投資込み、米国ドルベース) をもとに、委託会社が独自に円換算して計算したものです。なおMSCI-KOKUSAI 指数 (グロス配当再投資込み、米国ドルベース) は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

MSCI-KOKUSAI 指数 (グロス配当再投資込み、米国ドルベース) に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●エマージング株式マザーファンド

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米国ドルベース) をもとに、委託会社が独自に円換算して計算したものです。なおMSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米国ドルベース) は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、エマージング諸国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米国ドルベース) に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●国内リートマザーファンド

「東証REIT指数」は、東京証券取引所に上場されているすべてのREITの時価総額を指数化したものです（2017年1月31日より、浮動株比率が考慮された指数となっています。）。東証REIT指数の指数値および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●海外リートマザーファンド

「S&P 先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）」は、日本を除く世界主要先進国に上場するREITおよび同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されています。

「S&P 先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）」は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングズLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

③ ファンドの投資プロセス

(1) 各マザーファンドへの投資配分比率

各マザーファンドへの投資配分は、原則として、以下の比率となるよう投資を行うことを基本とします。

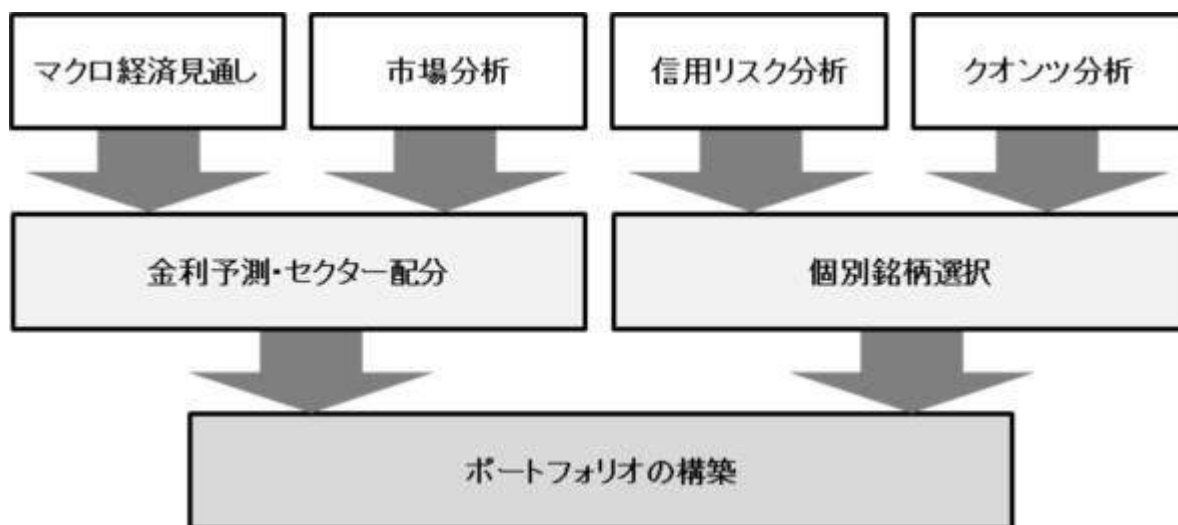
マザーファンド	主要投資対象	基本配分比率
国内債券マザーファンド	わが国の公社債	10%
海外債券マザーファンド	日本を除く世界主要先進国の公社債	10%
エマージング債券マザーファンド	世界のエマージング諸国の公社債	10%
国内株式マザーファンド	わが国の株式	15%
海外株式マザーファンド	日本を除く世界主要先進国の株式	20%
エマージング株式マザーファンド	世界のエマージング諸国の株式（DR（預託証券）を含む）	15%
国内リートマザーファンド	わが国の不動産投資信託証券	10%
海外リートマザーファンド	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券	10%

※追加設定・解約など当ファンドにおける資金事情および各マザーファンドを通じて投資を行う各投資対象資産の市況動向等によっては、上記の基本配分比率に沿った運用ができない場合があります。

※基本配分比率へのリバランスは随時行います。

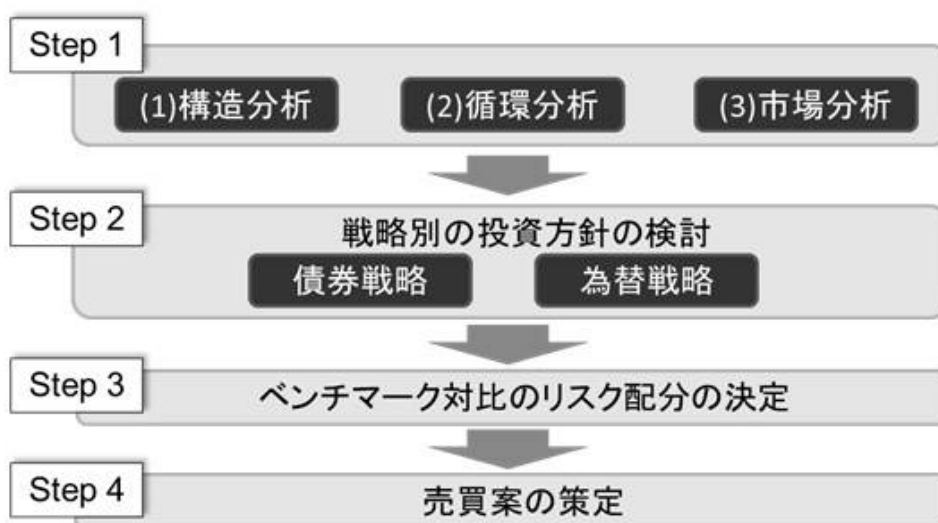
## (2) 各マザーファンドの投資プロセス

<国内債券マザーファンドが行うわが国の公社債への投資プロセス>



1. 当マザーファンドの運用は、投資環境会議によるマクロ経済分析、投資方針会議による公社債市場分析を基に行われます。
  2. マクロ経済見通しと市場分析に基づき金利予測およびセクター配分をそれぞれ策定します。
  3. 個別銘柄の選択にあたっては、個別の信用リスクおよびクオンツ分析に基づき当マザーファンドに組入れる銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
- \* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<海外債券マザーファンドが行う日本を除く世界主要先進国の公社債への投資プロセス>



#### Step 1

##### (1) 構造分析

金融市場の長期的趨勢は、人口動態と深く結びついた「政治・経済・社会」のトレンドにより規定されると考える。

よって、人口動態及び「政治・経済・社会」を分析し、これらに基づいて金融市場の大局観を構築する。

##### (2) 循環分析

景気・物価循環及び政策を分析し、構造分析が規定する金融市場の長期的趨勢からの乖離動向を認識する。

##### (3) 市場分析

金融市場を分析してその動向を認識、（戦略実行のタイミングやリスク量の決定などの）リスクコントロールに活用する。

#### Step 2. 戦略別の投資方針の検討

Step1に基づき、構造分析により金融市場の長期トレンドを認識した上で、循環分析および市場分析を併せて行うことで中期及び短期トレンドにも配慮した運用戦略を策定し、戦略別の方針に反映させる。

##### ①債券戦略

ポートフォリオ全体の金利リスク

- ・通貨別金利リスク配分
- ・残存期間別金利リスク配分（イールドカーブ）
- ・クレジット

非国債への金利リスク配分

ユーロ圏内の国別金利リスク配分

注：「金利リスク」は時価加重デュレーションを指す

##### ②為替戦略

為替エクスポージャー配分

### Step 3. ベンチマーク対比のリスク配分の決定

Step 2で検討した戦略の確信度、戦略間の分散効果、運用ガイドライン上の制約条件を考慮して、各戦略のリスク配分を決定する。

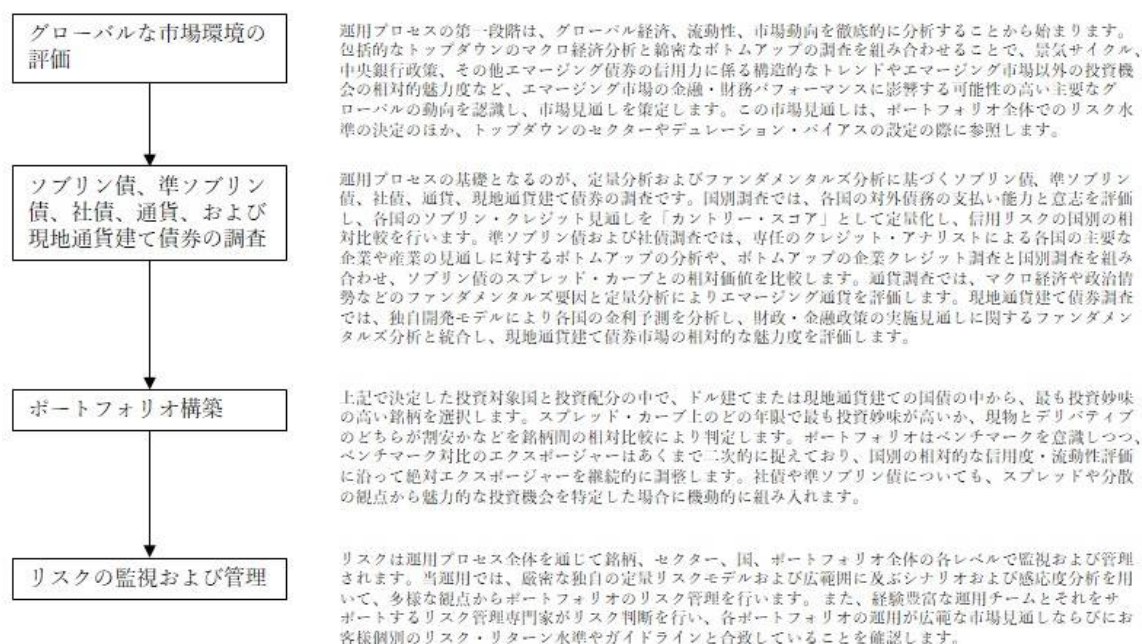
### Step 4. 売買案の策定

Step 3のリスク配分案を反映させた具体的な売買計画を策定する。

\* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

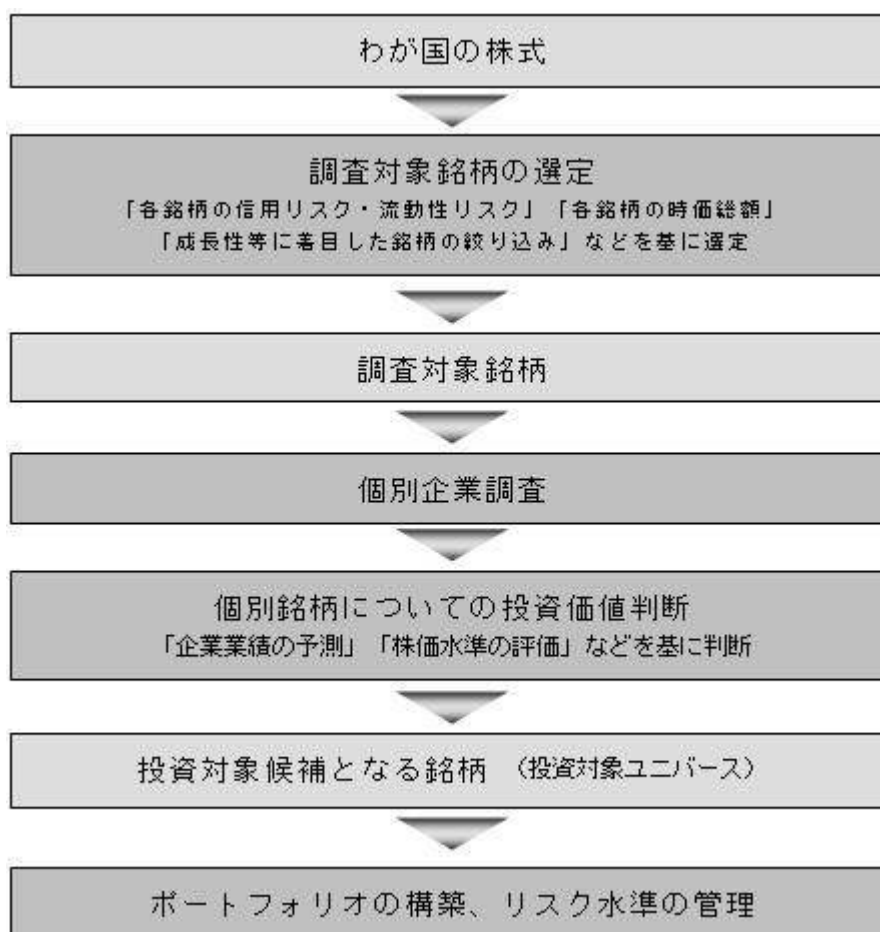
＜エマーシング債券マザーファンドが行う世界のエマーシング諸国の公社債への投資プロセス＞

マザーファンドにおける世界のエマーシング諸国の公社債への投資は、ウエリントン・マネージメント社により以下のプロセスのもとで行われます。



\* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<国内株式マザーファンドが行うわが国の株式への投資プロセス>



1. わが国の株式の中から、各銘柄の信用リスク・流動性リスク、各銘柄の時価総額、成長性等に着目した銘柄の絞り込み（計量的なスクリーニング等）などを基に調査対象銘柄を選定します。

<信用リスクが高いと判断される銘柄の除外>

財務分析等を行い、信用リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

<流動性リスクが高いと判断される銘柄の除外>

各銘柄の平均売買代金データなどを参考に、流動性リスクが高いと判断される銘柄を除外します。

<調査対象銘柄の選定>

各銘柄の信用リスク・流動性リスクや各銘柄の時価総額などを踏まえた上で、成長性等に着目した銘柄の絞り込みなどを実施し、その結果を基に、ファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが組織的に調査対象銘柄を選定します。

2. ファンドマネジャーおよび企業調査アナリストが、個別企業調査を実施し、企業業績の予測、株価水準の評価などを行った上で、個別銘柄の投資価値を判断します。これに基づき、投資対象候補となる銘柄（投資対象ユニバース）を選定します。

3. ポートフォリオの構築にあたっては、主に投資対象ユニバースの中から、企業価値の成長性が高く、かつ、株価面で割高感がないと判断される銘柄に投資するとともに、ベンチマークであるTOPIX（配当込み）の動きに対して基準価額の値動きが大きく乖離しないよう、リスク・コントロールに努めます。

\* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<海外株式マザーファンドが行う日本を除く世界主要先進国の株式への投資プロセス>

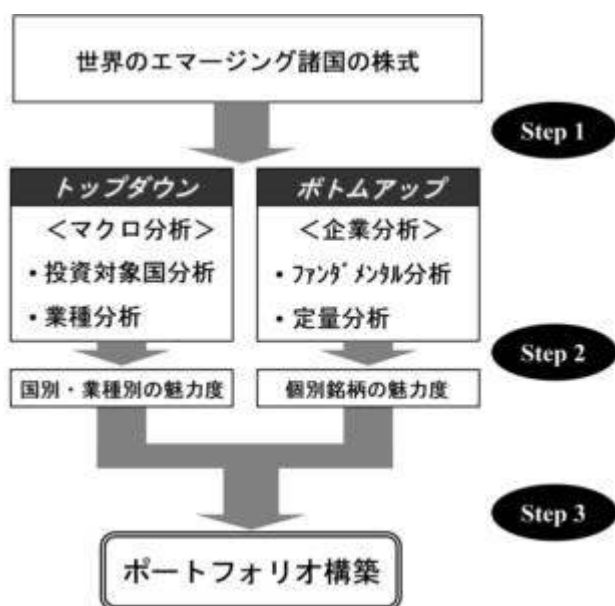


※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

※ 米国株式の銘柄選定にあたっては、アセットマネジメントOne U.S.A.・インクの投資助言を活用します。

＜エマージング株式マザーファンドが行う世界のエマージング諸国の株式への投資プロセス＞

マザーファンドにおける世界のエマージング諸国の株式への投資は、オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社により以下のプロセスのもとで行われます。



#### Step 1 調査対象銘柄の絞込み

エマージング諸国の株式の中から時価総額の基準等により調査対象銘柄の絞込みを行います。

#### Step 2 トップダウンの投資対象国・業種分析およびボトムアップの企業分析

トップダウンの観点から投資対象国分析や業種分析を行うと共に、ボトムアップの観点から個別企業のファンダメンタル分析・定量分析を行います。

#### ●調査・分析のポイント

##### ○トップダウン（マクロ分析）

- ・投資対象国分析：インフレ・金利、GDP、通貨・政策等
- ・業種分析：供給／需要、設備拡大、産業の成長等

##### ○ボトムアップ（企業分析）

- ・ファンダメンタル分析：マネジメント、モメンタム等
- ・定量分析：バリュエーション、財務状況、適正・目標株価等

#### Step 3 ポートフォリオ構築

トップダウンの投資対象国・業種分析とボトムアップの企業分析の双方およびベンチマークを考慮し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオ構築後は、リスクモニタリングを行いながら、その後の調査・分析を踏まえて適宜見直しを行います。

\* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

<国内リートマザーファンドが行うわが国の不動産投資信託証券への投資プロセス>



Step1：J-REITの全銘柄を調査対象銘柄とします。

※信用リスクおよび流動性リスクが高いと判断される銘柄は除外する場合があります。

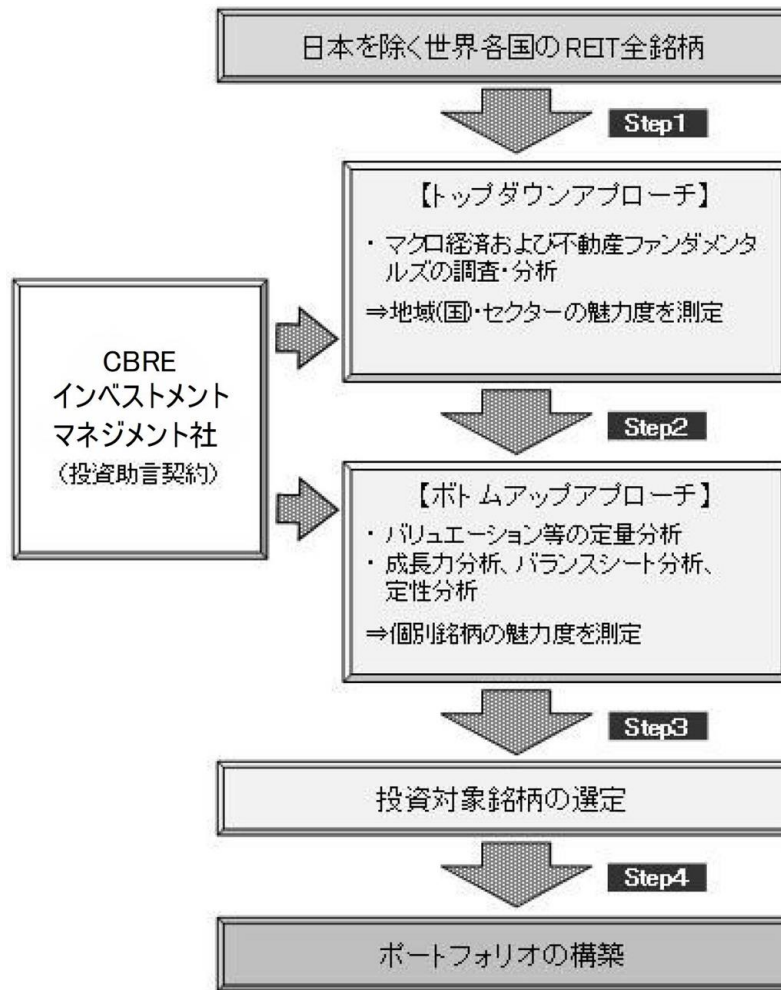
Step2：トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。実体経済および内外金融・市場分析、市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を運用チームにて独自に調査・分析し、オフィスビル、商業施設等の物件タイプ（セクター）の魅力度を測定します。

Step3：ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえで、運用チームにて独自に、主にJ-REIT各個別銘柄の運営状況・戦略等の定性分析ならびに保有物件・新規取得物件の成長力分析、バランスシート分析およびバリュエーション分析を実施します。ここでは、J-REITの個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。

Step4：長期的な配当（分配）および資産価値の成長性、ならびにJ-REIT価格の割安性を重視して銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

\* 上記の投資プロセスは、今後変更される場合があります。

＜海外リートマザーファンドが行う日本を除く世界各国の不動産投資信託証券への投資プロセス＞



Step1：日本を除く世界各国の外国金融商品市場に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（REIT）のうち、原則として時価総額100百万ドル以上を調査対象銘柄とします。

Step2：トップダウンアプローチによる調査・分析を実施します。マクロ経済環境、不動産市場動向、REITの相対バリュエーション分析、金利見通し等に加え、CBREインベストメントマネジメント社より提供される不動産関連情報等をもとに市況サイクル、賃貸料・空室率・需給動向等を調査・分析し、地域（国）、オフィスビル・商業施設等の物件タイプ（セクター）の魅力度を測定します。

Step3：ボトムアップアプローチによる調査・分析を実施します。Step2を踏まえたうえでバリュエーション等による定量分析を行います。一方で、経営陣の質・既保有不動産の分析（内部成長分析）、新規資産取得に関する分析（外部成長分析）、バランスシート分析、財務戦略等による定性分析を行い、REIT個別銘柄の魅力度を測定し、投資対象銘柄を選定します。なお、CBREインベストメントマネジメント社より提供される投資関連情報を積極的に活用します。

Step4：トップダウンアプローチによる地域（国）・セクター分析、ボトムアップアプローチによる銘柄分析の結果を踏まえ、配当のタイミング等を勘案し、最終的なポートフォリオを構築します。

※ 上記のプロセス（調査対象銘柄の基準となる時価総額を含みます。）は、今後変更される場合があります。

## （２）【投資対象】

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. 金銭債権
  - c. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド、海外債券マザーファンド、エマージング債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、海外株式マザーファンド、エマージング株式マザーファンド、国内リートマザーファンド、海外リートマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

### ③ 金融商品の指図範囲

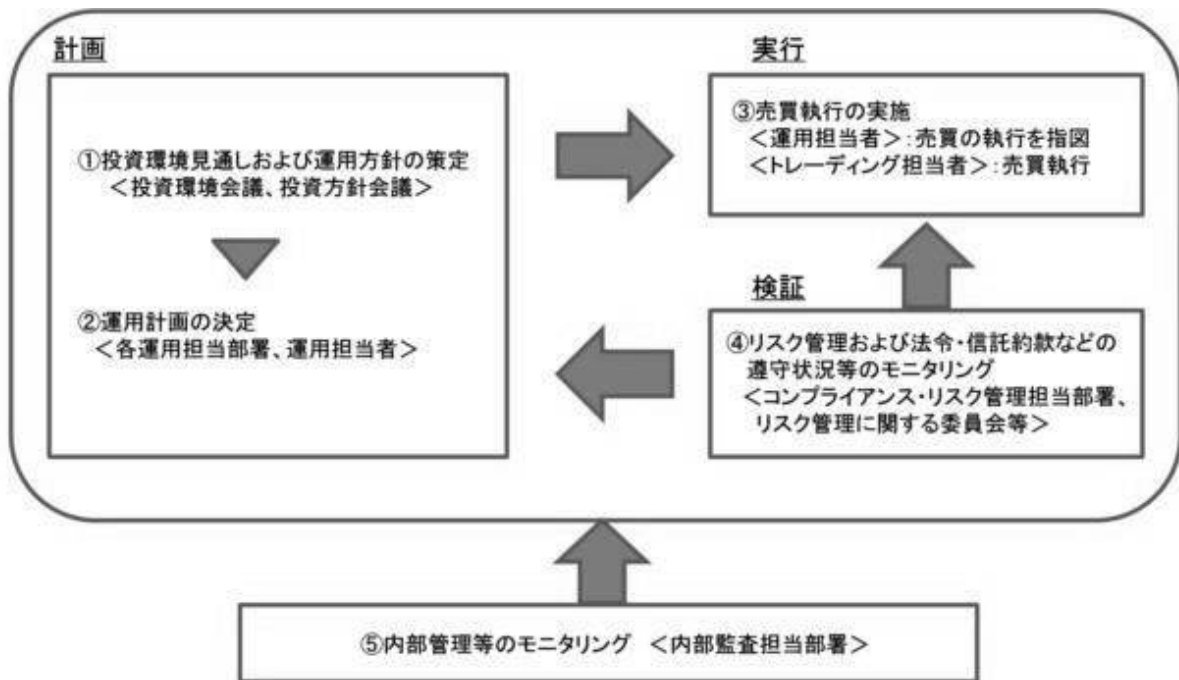
委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (3) 【運用体制】

#### a. ファンドの運用体制



#### ① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

#### ② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

#### ③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### ④ モニタリング

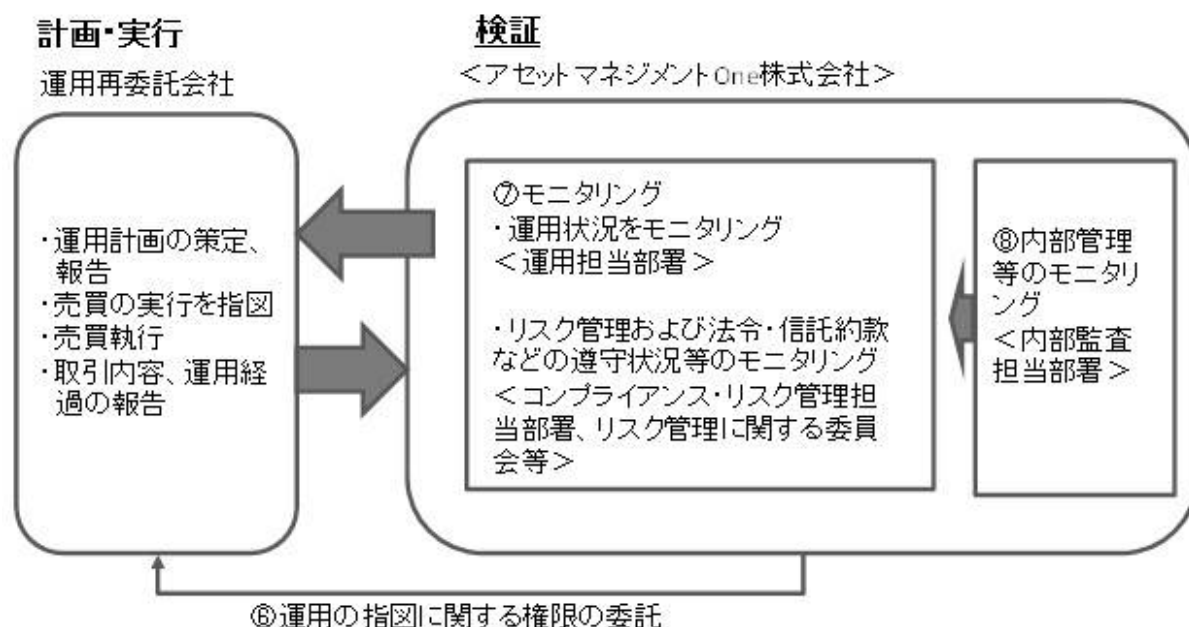
運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的で開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

#### ⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

当ファンドが主要投資対象とするエマージング債券マザーファンドはウエリントン・マネージメント社に、エマージング株式マザーファンドはオールスプリング・グローバル・インベストメンツ社に運用指図に関する権限を委託します。



⑥ 運用の指図に関する権限の委託

ウエリントン・マネージメント社およびオールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

⑦ モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である運用再委託会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑧ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・運用再委託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要

に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、運用再委託会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

#### c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

#### <ウエリントン・マネージメント社の運用体制>

ウエリントン・マネージメント社が提供する各投資スタイルは、広範囲の投資裁量を与えられている投資プロフェッショナル・チームが運用しており、その裁量は特定の運用スタイル毎に既定の要素の範囲内で定められています。これらの投資スタイルは明確に定められた投資目標と一貫性のある投資アプローチを備えています。調査情報は広く共有されますが、個々の投資哲学はそれぞれ明確に異なります。こうした特長的な組織構造により、各運用チームは柔軟性をもって迅速に投資機会を追うことができ、同時に大規模な運用会社が持つ情報収集力と調査分析力を活用することができます。

ウエリントン・マネージメント社では内部監査部門による評価に加え、通常のビジネス・プロセスの中でも継続的に社内評価を行います。同社では、重層的かつ部門間での相互チェックによるレビュー・プロセスを採用して、各ビジネス単位における内部統制の機能を確立してきました。こうした機能的な組織づくりにより、組織的協力体制と相互チェックの機能を維持することが可能です。全てのビジネス・ユニットに対する各部門の責任者および各種委員会による監視プロセスに加え、オペレーション・リスク管理グループが社内の照合プロセスの内部チェックを行う他、過誤が発生した場合には随時そのレビューを行います。

#### <オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社の運用体制>

オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は、運用チームの多様性、規律のある独立性を重視した運用体制を採用し、様々な投資戦略を提供しています。同社では、このような運用体制で投資活動に集中する自主的な運用チームが超過収益を生み出すと考えています。一方、各種運用スタイルの一貫性を確保するために、運用チームによるポートフォリオのリスク管理とは別にモニタリングを行う独立したリスク管理部門を備えています。同部門は日次でリスクレポートを作成し、シニア・マネージメントや運用チームへ提供します。また、週次、月次、四半期毎に各戦略のリスクとパフォーマンスのレビューを其々のアジェン

ダに従い行います。取引の執行は、運用チームから分離されたトレーディング部門が行います。

エマージング株式マザーファンドは、同社の「トータル・エマージング・マーケット・エクイティ・チーム」が運用します。

エマージング株式マザーファンドでは、主として持続可能な株主還元(配当や自社株買い)をもたらす、長期的な成長が期待できる新興国の企業に投資します。

同チームは、投資候補企業の詳細な財務分析や企業訪問によるファンダメンタル調査を行うとともに、ボトムアップの銘柄選択とトップダウンの国及びセクターなどの配分を組み合わせることにより、幅広く分散したポートフォリオによりリスクを抑えつつ、エマージング株式市場における最良の投資機会を獲得するよう努めます。

※上記の運用体制等については、変更になることがあります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎計算期末（原則として毎年5月8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

##### ② 収益分配金の再投資

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。
2. 販売会社は、分配金自動引き落とし投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行い、当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

##### a. 約款で定める投資制限

- ① 株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限)  
株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券  
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限、約款第21条)

外貨建資産への実質投資割合<sup>※</sup>には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

④ 外国為替予約(約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第19条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ デリバティブ取引等(約款第19条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。))を含みます。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

⑦ 有価証券先物取引等(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限)

有価証券先物取引等の派生商品の直接取引は行いません。

⑧ 公社債の借入れ(約款第20条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑨ 資金の借入れ(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<各マザーファンドの主な投資制限>

● 国内債券マザーファンド

- ・ 株式（新株引受権証券を含みます。）への投資は行いません。
- ・ 外貨建資産への投資は行いません。
- ・ 同一発行体が発行する有価証券への投資割合は、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券を除き、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

● 海外債券マザーファンド

- ・ 信託財産による株式の保有は、転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権付社債ならびに新株予約権証券の新株予約権行使による取得の場合に限ります。
- ・ 株式および新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

● エマージング債券マザーファンド

- ・信託財産による株式の保有は、転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権付社債ならびに新株予約権証券の新株予約権行使による取得の場合に限ります。
- ・株式および新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

● 国内株式マザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

● 海外株式マザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

● エマージング株式マザーファンド

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

### ● 国内リートマザーファンド

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。

### ● 海外リートマザーファンド

- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## 3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

### ① 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。一般に、投資に際して資産配分を行う場合には、そのうちの1資産の価値変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いを小さくする効果が期待されますが、その場合にも、それぞれの資産の価値変動は、当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響を及ぼします。

当ファンドは、世界の公社債、株式および不動産投資信託証券に資産配分を行います。各資産の投資配分は、原則として、委託会社の定める基本配分比率に準じた割合を維持します。

収益率等の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合等には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

## ② 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

## ③ 金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスクとは、金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドが投資する不動産投資信託証券の発行体が資金の借入れを行っている場合、金利上昇は、支払利息の増加を通じて当該不動産投資信託証券の発行体の利益を減少させることがあり、当ファンドの基準価額を下落させる要因となる可能性があります。金利変動は、公社債・株式・不動産投資信託証券などの各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

## ④ 不動産投資信託証券（リート）の価格変動リスク

不動産投資信託証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスクとは、不動産投資信託証券の市場価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。不動産投資信託証券の市場価格は、市場における需給関係（売り注文と買い注文のバランス）により変動します。また、こうした需給関係は、経済、不動産市況、金利、不動産投資信託証券の発行体の財務状況や収益状況、不動産投資信託の保有不動産とその状況など様々な要因により変化します。なお、こうした要因の1つとして、自然災害や人的災害など予測不可能な事態の発生による保有不動産の滅失・損壊等も、不動産投資信託証券の市場価格を下落させる要因となり得ます。

## ⑤ カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

当ファンドの投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、当ファンドが投資対象とするエマージング諸国の資本・為替市場は先進諸国の市場と比較して、政治・経済情勢の影響を受けやすく、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合や、外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合に、市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、資産価値の下落や為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

#### ⑥ 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ⑦ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが投資する有価証券等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。また、組入資産によっては、売却する際と購入する際の価格に乖離がある場合があり、かつ当該各価格と当ファンドにおいて評価する際に用いる当該資産の価格に差異がある場合には、当ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

#### ⑧ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

当ファンドが投資する株式の発行企業や、公社債または不動産投資信託証券等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

す。

#### <その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくはは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元金を下回る可能性があります。
- ・法令や税制が変更される場合やインデックスの銘柄構成が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ・当ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

#### <収益分配金に関する留意点>

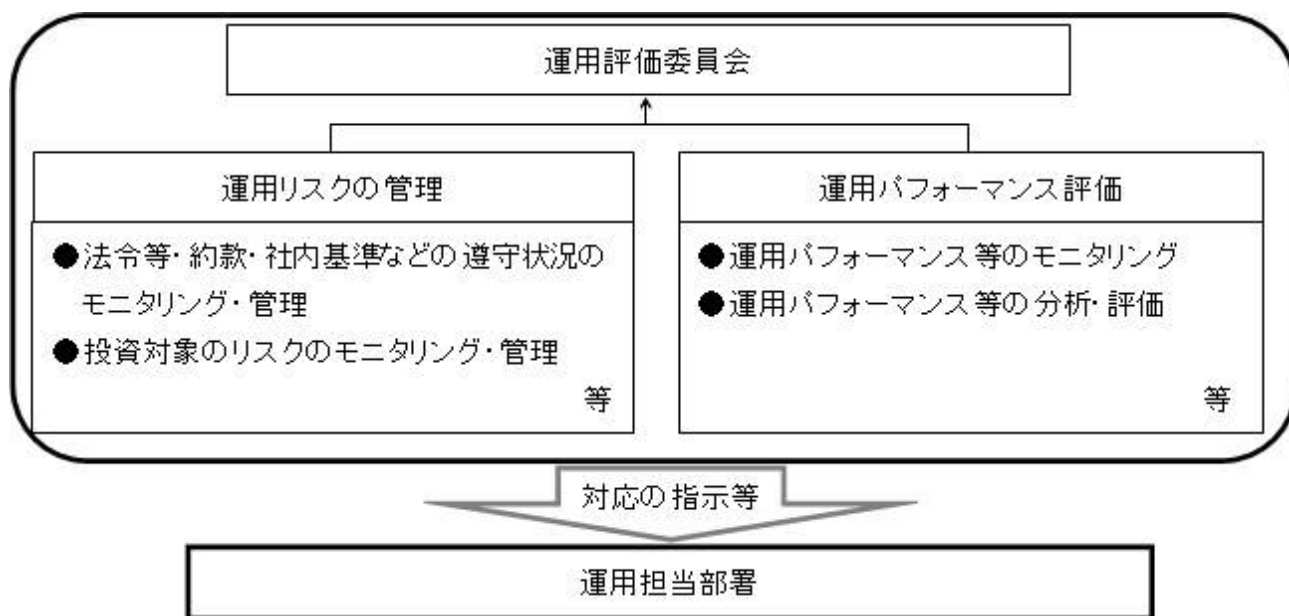
- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

なお、エマージング債券マザーファンドおよびエマージング株式マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたウエリントン・マネージメント社とオールスプリング・グローバル・インベストメンツ社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

<ウエリントン・マネージメント社による「エマージング債券マザーファンド」のリスク管理>

- ウエリントン・マネージメント社は、ポートフォリオの管理においてコンプライアンス監視システムを導入しています。売買執行前と執行後において、投資ガイドラインの抵触状況等のコンプライアンス審査が自動的に行われます。また、定量ベースでのリスク管理により、複数の観点から各リスクをモニターし、管理を行います。

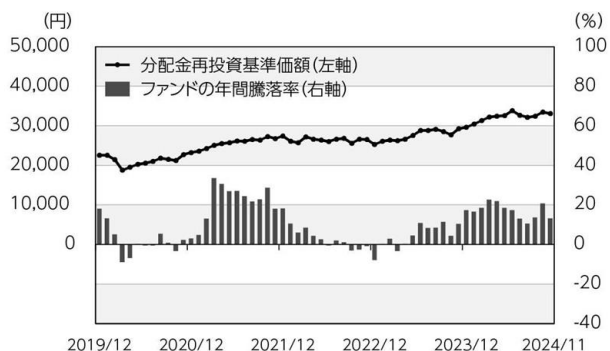
<オールスプリング・グローバル・インベストメンツ社による「エマージング株式マザーファンド」のリスク管理>

- 運用チームは、国別配分・業種配分のベンチマークからの乖離、個別銘柄の組入れ比率等のモニタリングを日々行います。
- チーフ・インベストメント・オフィサー及びリスク管理部門は、定期的な運用レビューを通じて、運用スタイル・哲学に沿ったプロセスが実践されていることをチェックすると共に、運用実績の評価を行います。
- コンプライアンス部門は、投資ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。

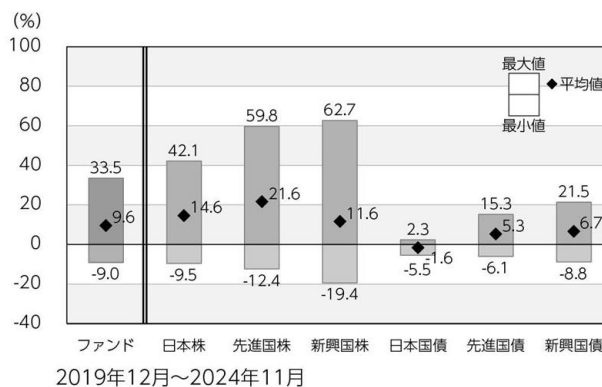
※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

## <参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。  
\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

ありません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.99%（税抜0.90%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.55%	0.30%	0.05%

- ② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

- ③ 各運用再委託会社が受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、運用の対価等としてマザーファンドの信託財産の純資産総額に応じ、別に定める報酬率を乗じて計算される金額を、マザーファンドにおける当ファンドの出資比率に応じて按分した額とし、当ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁します。

マザーファンド	別に定める報酬率
エマージング債券マザーファンド	上限年率0.60%
エマージング株式マザーファンド	上限年率0.83%

- ④ 委託会社の信託報酬には、海外株式マザーファンドの運用に関する投資助言を行う運用助言会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）に対する報酬（年率0.077%以内）が含まれます。
- ⑤ 海外リートマザーファンドにおいて活用する、投資助言契約に基づく情報提供に対する運用助言会社への報酬の支払いは、委託会社が行うものとし、信託財産中からは支弁しません。

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

#### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 当ファンドの投資対象である不動産投資信託証券は、資産運用報酬等の費用を負担していません。当該費用は、不動産投資信託証券ごとに異なるものであり、当ファンドが保有する個別銘柄ごとの費用およびその合計額については、当ファンドにおける投資対象銘柄の変更および投資割合の変動等により変動するため、あらかじめ表示することはできません。なお、これらの費用は、不動産投資信託証券の発行体（不動産投資法人）の収益から支弁され、当該不動産投資法人の最終損益の増減を通じ、各不動産投資信託証券の価格に反映される性質のものであり、当ファンドならびに受益者が直接に負担するものではありません。
- ④ 上記①から③の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

#### (5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

##### ①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### ②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行わ

れます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

### ③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

#### <個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

#### <収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

…(参考情報)ファンドの総経費率…

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.13%	0.99%	0.14%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2023年5月9日~2024年5月8日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	6,956,992,990	98.10
内 日本	6,956,992,990	98.10
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	134,386,292	1.90
純資産総額	7,091,379,282	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内債券マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	3,769,516,693	74.84
内 日本	3,670,156,693	72.86
内 メキシコ	99,360,000	1.97
社債券	1,206,058,900	23.94
内 日本	1,106,787,900	21.97
内 フランス	99,271,000	1.97
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	61,465,064	1.22
純資産総額	5,037,040,657	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

海外債券マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	6,145,426,841	98.83
内 アメリカ	3,143,469,382	50.55
内 イタリア	684,970,172	11.02
内 イギリス	428,177,071	6.89
内 ドイツ	405,503,028	6.52
内 スペイン	390,016,685	6.27
内 中国	388,665,925	6.25
内 フランス	380,299,358	6.12
内 カナダ	116,879,181	1.88
内 オーストラリア	76,628,994	1.23
内 メキシコ	52,820,532	0.85
内 デンマーク	33,613,471	0.54
内 ポーランド	32,052,257	0.52
内 ノルウェー	12,330,785	0.20
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	72,588,084	1.17
純資産総額	6,218,014,925	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング債券マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	2,270,895,254	73.78
内 アメリカ	376,998,804	12.25
内 ハンガリー	154,609,715	5.02
内 コロンビア	114,269,194	3.71
内 エジプト	104,265,051	3.39
内 アルゼンチン	83,506,352	2.71
内 ドミニカ共和国	83,331,709	2.71
内 ペルー	82,681,557	2.69
内 コスタリカ	77,053,615	2.50
内 ブラジル	74,710,118	2.43
内 南アフリカ	74,255,838	2.41
内 ブルガリア	65,391,835	2.12
内 オマーン	63,300,240	2.06
内 ヨルダン	62,614,816	2.03
内 ウクライナ	55,315,761	1.80
内 トルコ	53,948,994	1.75
内 パナマ	52,315,093	1.70
内 パキスタン	50,696,575	1.65
内 ルーマニア	50,029,682	1.63
内 エクアドル	45,287,099	1.47
内 コートジボアール	39,301,950	1.28
内 アラブ首長国連邦	38,003,504	1.23
内 ウルグアイ	36,749,830	1.19
内 メキシコ	33,967,028	1.10
内 モンゴル	31,921,388	1.04
内 セルビア	31,436,801	1.02
内 セネガル	30,852,971	1.00
内 グアテマラ	30,521,081	0.99
内 ガーナ	29,374,034	0.95
内 アンゴラ	28,543,692	0.93
内 サウジアラビア	26,719,700	0.87
内 バミューダ	25,770,510	0.84
内 ナイジェリア	25,420,793	0.83
内 ガボン	23,599,100	0.77
内 アゼルバイジャン	19,678,104	0.64
内 スリランカ	19,306,081	0.63
内 チリ	19,059,555	0.62
内 北マケドニア	15,715,953	0.51
内 ベナン	13,514,766	0.44
内 ポーランド	11,213,092	0.36
内 ヴェネズエラ	8,251,873	0.27
内 チェコ	7,391,400	0.24
特殊債券	182,225,064	5.92
内 メキシコ	44,780,270	1.45
内 アゼルバイジャン	31,555,685	1.03
内 チリ	30,608,304	0.99
内 モロッコ	29,582,725	0.96
内 コロンビア	14,959,545	0.49
内 ブルガリア	14,821,790	0.48

	内 ヴェネズエラ	9,294,860	0.30
	内 国際機関	6,621,885	0.22
社債券		402,054,707	13.06
	内 インド	59,384,203	1.93
	内 メキシコ	41,282,381	1.34
	内 ルーマニア	34,075,096	1.11
	内 ハンガリー	32,789,327	1.07
	内 イギリス領バージン諸島	31,323,360	1.02
	内 イギリス	31,227,298	1.01
	内 クエート	30,730,534	1.00
	内 オランダ	26,378,686	0.86
	内 ルクセンブルグ	25,809,527	0.84
	内 アメリカ	25,397,330	0.83
	内 チェコ	16,505,171	0.54
	内 ポーランド	16,495,555	0.54
	内 スロヴェニア	16,380,589	0.53
	内 ペルー	14,275,650	0.46
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		222,922,546	7.24
純資産総額		3,078,097,571	100.00

その他資産の投資状況

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引（売建）	327,721,160	△10.65
内 ドイツ	327,721,160	△10.65

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内株式マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	3,747,272,210	95.93
内 日本	3,747,272,210	95.93
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	159,023,421	4.07
純資産総額	3,906,295,631	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

海外株式マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	4,053,849,738	99.03
内 アメリカ	3,284,676,377	80.24
内 スイス	109,391,665	2.67
内 フランス	105,729,260	2.58
内 ドイツ	100,285,652	2.45
内 イギリス	75,575,233	1.85
内 スペイン	74,387,301	1.82

	内 ケイマン諸島	71,233,640	1.74
	内 香港	67,128,672	1.64
	内 デンマーク	55,631,791	1.36
	内 オランダ	47,542,102	1.16
	内 カナダ	36,280,392	0.89
	内 イタリア	25,987,653	0.63
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		39,824,132	0.97
純資産総額		4,093,673,870	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

エマージング株式マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		3,960,762,480	94.83
	内 台湾	712,404,120	17.06
	内 インド	676,789,614	16.20
	内 ケイマン諸島	591,093,035	14.15
	内 中国	507,115,859	12.14
	内 韓国	368,276,276	8.82
	内 南アフリカ	178,465,948	4.27
	内 ブラジル	170,291,534	4.08
	内 サウジアラビア	109,929,621	2.63
	内 アラブ首長国連邦	85,051,996	2.04
	内 香港	74,682,971	1.79
	内 インドネシア	70,098,837	1.68
	内 マレーシア	68,089,022	1.63
	内 シンガポール	59,850,040	1.43
	内 メキシコ	51,125,391	1.22
	内 タイ	49,094,760	1.18
	内 ハンガリー	40,557,005	0.97
	内 バミューダ	27,681,652	0.66
	内 アメリカ	26,558,514	0.64
	内 ポーランド	26,438,070	0.63
	内 フィリピン	23,632,601	0.57
	内 トルコ	22,080,790	0.53
	内 ルクセンブルグ	21,454,824	0.51
	内 ロシア	0	0.00
投資信託受益証券		22,848,638	0.55
	内 ブラジル	22,848,638	0.55
投資証券		96,917,890	2.32
	内 インド	96,917,890	2.32
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		96,148,438	2.30
純資産総額		4,176,677,446	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

国内リートマザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）

投資証券		31,878,724,208	98.31
	内 日本	31,878,724,208	98.31
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		547,233,937	1.69
純資産総額		32,425,958,145	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

#### 海外リートマザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	404,345,214	9.91
	内 オーストラリア	260,985,087
	内 シンガポール	143,360,127
投資証券	3,574,870,527	87.63
	内 アメリカ	3,185,572,277
	内 イギリス	198,398,612
	内 フランス	65,810,843
	内 香港	59,840,097
	内 カナダ	27,761,982
	内 オランダ	22,970,112
	内 ベルギー	14,516,604
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	100,406,444	2.46
純資産総額	4,079,622,185	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

## (2) 【投資資産】

### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	海外株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	305,253,263	4.6271 1,412,467,898	4.9901 1,523,244,307	— —	21.48
2	国内株式マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	427,780,763	2.4830 1,062,222,412	2.5334 1,083,739,784	— —	15.28
3	エマージング株式マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	251,976,790	3.9548 996,543,006	3.9419 993,267,308	— —	14.01
4	エマージング債券マザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	170,057,222	3.8938 662,185,816	4.0206 683,732,066	— —	9.64
5	海外リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	210,271,111	2.9182 613,634,183	3.2484 683,044,676	— —	9.63
6	国内債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	532,131,763	1.2826 682,536,146	1.2711 676,392,683	— —	9.54

7	海外債券マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	310,816,885	2.1263	2.1284	—	9.33
				660,905,832	661,542,658	—	
8	国内リートマザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	173,071,484	3.9864	3.7674	—	9.19
				689,933,777	652,029,508	—	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.10
合計	98.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

#### 国内債券マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	1220回 国庫短期証券 日本	国債証 券	539,000,000	99.96 538,832,910	99.94 538,708,940	— 2025/3/21	10.69
2	156回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証 券	171,000,000	99.00 169,300,260	98.75 168,874,470	0.2 2027/12/20	3.35
3	457回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証 券	158,000,000	99.61 157,391,420	99.53 157,257,400	0.1 2026/2/1	3.12
4	374回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	151,000,000	98.79 149,181,960	98.38 148,556,820	0.8 2034/3/20	2.95
5	1257回 国庫短期証券 日本	国債証 券	147,000,000	99.76 146,657,490	99.73 146,614,860	— 2025/9/22	2.91
6	375回 利付国庫債券 (10年) 日本	国債証 券	144,000,000	101.23 145,772,360	100.78 145,127,520	1.1 2034/6/20	2.88
7	168回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	154,000,000	86.65 133,441,000	86.33 132,962,060	0.4 2039/3/20	2.64
8	153回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	129,000,000	102.19 131,825,100	101.84 131,376,180	1.3 2035/6/20	2.61
9	26回 物価連動国債 (1 0年) 日本	国債証 券	100,000,000	115.30 115,306,466	115.54 115,545,783	0.005 2031/3/10	2.29
10	1231回 国庫短期証券 日本	国債証 券	102,000,000	99.89 101,895,960	99.89 101,892,900	— 2025/5/20	2.02

11	165回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証券	113,000,000	89.30 100,915,780	88.99 100,558,700	0.5 2038/6/20	2.00
12	36回 KDDI社債 日本	社債券	100,000,000	100.00 100,000,000	100.00 100,000,000	0.768 2026/12/4	1.99
13	32回 NTTファイナンス社債 日本	社債券	100,000,000	100.14 100,145,000	99.74 99,741,000	0.967 2029/6/20	1.98
14	173回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	100,000,000	99.57 99,579,500	99.44 99,443,000	0.6 2029/9/20	1.97
15	60回 ソフトバンクグループ社債 日本	社債券	100,000,000	99.67 99,676,000	99.43 99,439,000	1.799 2027/4/23	1.97
16	6回 メキシコ合衆国円貨債 メキシコ	国債証券	100,000,000	99.60 99,609,000	99.36 99,360,000	1.43 2027/8/27	1.97
17	24回 LINEヤフー社債 日本	社債券	100,000,000	99.61 99,616,000	99.33 99,339,000	0.993 2027/9/10	1.97
18	44回 フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債(2024) フランス	社債券	100,000,000	99.53 99,531,000	99.27 99,271,000	0.933 2027/10/15	1.97
19	23回 NTTファイナンス社債 日本	社債券	100,000,000	99.16 99,169,000	99.04 99,044,000	0.23 2026/6/19	1.97
20	22回 JERA社債 日本	社債券	100,000,000	99.24 99,240,000	99.02 99,024,000	0.5 2027/2/25	1.97
21	24回 パナソニック社債 日本	社債券	100,000,000	98.90 98,909,000	98.60 98,603,000	0.709 2028/9/14	1.96
22	152回 利付国庫債券 (5年) 日本	国債証券	98,000,000	98.98 97,000,400	98.90 96,922,980	0.1 2027/3/20	1.92
23	15回 ソフトバンク社債 日本	社債券	100,000,000	96.75 96,753,000	96.46 96,463,000	0.41 2028/10/12	1.92
24	17回 キリンホールディングス社債 日本	社債券	100,000,000	96.55 96,551,000	96.15 96,155,000	0.37 2030/6/4	1.91
25	452回 利付国庫債券 (2年) 日本	国債証券	87,000,000	99.74 86,779,020	99.69 86,730,300	0.005 2025/9/1	1.72
26	80回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	86,000,000	91.64 78,814,700	91.02 78,278,920	1.8 2053/9/20	1.55
27	17回 利付国庫債券(40年) 日本	国債証券	78,000,000	92.09 71,834,760	91.60 71,448,780	2.2 2064/3/20	1.42
28	44回 利付国庫債券(30年) 日本	国債証券	72,000,000	97.89 70,482,240	97.61 70,282,080	1.7 2044/9/20	1.40

29	186回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	72,000,000	95.77 68,958,720	95.58 68,820,480	1.5 2043/9/20	1.37
30	140回 利付国庫債券 (20年) 日本	国債証 券	63,000,000	107.04 67,440,870	106.52 67,113,270	1.7 2032/9/20	1.33

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	74.84
社債券	23.94
合計	98.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 海外債券マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US T N/B 1.75 01/31/29 アメリカ	国債証 券	566,782,400	90.60 513,546,916	90.86 514,986,012	1.75 2029/1/31	8.28
2	US T N/B 4.375 05/15/34 アメリカ	国債証 券	483,875,400	99.76 482,734,367	100.96 488,525,141	4.375 2034/5/15	7.86
3	US T N/B 1.625 05/15/31 アメリカ	国債証 券	492,919,800	85.19 419,963,815	85.66 422,245,492	1.625 2031/5/15	6.79
4	US T N/B 4.125 11/15/32 アメリカ	国債証 券	342,179,800	98.96 338,644,383	99.51 340,529,044	4.125 2032/11/15	5.48
5	US T N/B 2.25 11/15/27 アメリカ	国債証 券	300,726,300	94.60 284,503,525	94.68 284,750,214	2.25 2027/11/15	4.58
6	US T N/B 0.625 08/15/30 アメリカ	国債証 券	333,135,400	81.75 272,351,198	82.15 273,691,551	0.625 2030/8/15	4.40
7	ITALY BTPS 1.65 03/01/32 イタリア	国債証 券	240,392,000	90.44 217,427,212	91.58 220,165,713	1.65 2032/3/1	3.54
8	US T N/B 4.5 02/15/36 アメリカ	国債証 券	198,976,800	102.18 203,321,643	102.98 204,922,784	4.5 2036/2/15	3.30
9	ITALY BTPS 4.4 05/01/33 イタリア	国債証 券	186,264,000	106.90 199,116,216	109.65 204,238,476	4.4 2033/5/1	3.28
10	CHINA GOVERNMENT BOND 2.11 08/25/34 中国	国債証 券	182,395,829	100.03 182,454,925	100.57 183,442,178	2.11 2034/8/25	2.95
11	DEUTSCHLAND 08/15/29 ドイツ	国債証 券	185,468,000	90.40 167,676,701	91.57 169,846,711	— 2029/8/15	2.73
12	US T N/B 4.125 03/31/31 アメリカ	国債証 券	162,799,200	99.36 161,758,711	99.70 162,315,886	4.125 2031/3/31	2.61
13	US T N/B 2.5 03/31/27 アメリカ	国債証 券	156,769,600	96.27 150,926,797	96.27 150,927,482	2.5 2027/3/31	2.43

14	ITALY BTPS 3.85 12/15/29 イタリア	国債証 券	143,280,000	103.62 148,466,736	105.28 150,845,184	3.85 2029/12/15	2.43
15	SPAIN 3.55 10/31/33 スペイン	国債証 券	141,688,000	103.56 146,746,261	106.15 150,415,980	3.55 2033/10/31	2.42
16	SPAIN 1.95 07/30/30 スペイン	国債証 券	149,648,000	95.85 143,437,980	97.37 145,726,658	1.95 2030/7/30	2.34
17	US T N/B 2.25 08/15/49 アメリカ	国債証 券	220,834,100	64.51 142,472,495	65.66 145,000,006	2.25 2049/8/15	2.33
18	CHINA GOVERNMENT BOND 1.87 09/15/31 中国	国債証 券	126,865,970	99.68 126,465,327	99.97 126,834,921	1.87 2031/9/15	2.04
19	UK TREASURY 1.25 07/22/27 イギリス	国債証 券	132,128,100	92.45 122,154,356	93.03 122,921,281	1.25 2027/7/22	1.98
20	CANADA 2.0 06/01/32 カナダ	国債証 券	126,909,000	92.19 117,003,763	92.09 116,879,181	2 2032/6/1	1.88
21	FRANCE OAT 2.0 11/25/32 フランス	国債証 券	119,400,000	92.85 110,862,900	94.32 112,629,720	2 2032/11/25	1.81
22	UK TREASURY 3.25 01/31/33 イギリス	国債証 券	103,404,600	91.94 95,071,223	93.39 96,570,220	3.25 2033/1/31	1.55
23	ITALY BTPS 2.7 03/01/47 イタリア	国債証 券	113,032,000	79.43 89,792,620	84.25 95,229,460	2.7 2047/3/1	1.53
24	DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32 ドイツ	国債証 券	97,112,000	95.71 92,955,606	97.81 94,986,218	1.7 2032/8/15	1.53
25	SPAIN 2.9 10/31/46 スペイン	国債証 券	100,296,000	88.58 88,848,860	93.59 93,874,047	2.9 2046/10/31	1.51
26	US T N/B 3.75 08/15/41 アメリカ	国債証 券	91,197,700	90.70 82,722,723	91.88 83,798,569	3.75 2041/8/15	1.35
27	CHINA GOVERNMENT BOND 1.67 06/15/26 中国	国債証 券	77,991,375	100.52 78,399,269	100.50 78,388,826	1.67 2026/6/15	1.26
28	FRANCE OAT 0.75 05/25/52 フランス	国債証 券	144,872,000	50.80 73,597,688	53.81 77,964,095	0.75 2052/5/25	1.25
29	FRANCE OAT 5.5 04/25/29 フランス	国債証 券	66,864,000	111.58 74,611,176	112.26 75,064,301	5.5 2029/4/25	1.21
30	BUNDESUBL 1.3 10/15/27 ドイツ	国債証 券	73,232,000	97.75 71,584,280	98.35 72,023,672	1.3 2027/10/15	1.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	98.83
合計	98.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### エマージング債券マザーファンド

2024年11月29日現在

順	銘柄名	種類	数量	簿価単価	評価単価	利率	投資
---	-----	----	----	------	------	----	----

位	発行体の国/地域			簿価金額 (円)	評価金額 (円)	(%) 償還日	比率 (%)
1	US T N/B 4.25 08/15/54 アメリカ	国債証 券	186,917,600	95.17 177,892,971	96.92 181,178,634	4.25 2054/8/15	5.89
2	US T N/B 4.625 05/15/54 アメリカ	国債証 券	107,176,140	101.23 108,498,812	103.02 110,416,542	4.625 2054/5/15	3.59
3	US T N/B 4.5 11/15/54 アメリカ	国債証 券	84,414,400	99.73 84,188,986	101.17 85,403,628	4.5 2054/11/15	2.77
4	REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/35 アルゼンチン	国債証 券	102,619,571	58.87 60,413,791	63.43 65,093,470	4.125 2035/7/9	2.11
5	DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32 ドミニカ共和国	国債証 券	67,833,000	91.89 62,336,398	91.74 62,236,777	4.875 2032/9/23	2.02
6	HUNGARY 5.5 06/16/34 ハンガリー	国債証 券	60,296,000	97.55 58,823,993	97.48 58,781,786	5.5 2034/6/16	1.91
7	PANAMA 2.252 09/29/32 パナマ	国債証 券	70,847,800	74.33 52,662,422	73.84 52,315,093	2.252 2032/9/29	1.70
8	COLOMBIA 3.25 04/22/32 コロンビア	国債証 券	60,296,000	77.89 46,965,232	78.44 47,299,396	3.25 2032/4/22	1.54
9	COSTA RICA GOVERNMENT 7.3 11/13/54 コスタリカ	国債証 券	42,810,160	105.72 45,261,041	105.97 45,368,067	7.3 2054/11/13	1.47
10	BRAZIL 4.75 01/14/50 ブラジル	国債証 券	60,296,000	71.89 43,350,045	74.30 44,800,123	4.75 2050/1/14	1.46
11	BULGARIA 5.0 03/05/37 ブルガリア	国債証 券	34,670,200	95.04 32,950,734	95.36 33,063,130	5 2037/3/5	1.07
12	OMAN GOV INTERNTL BOND 7.0 01/25/51 オマーン	国債証 券	30,148,000	107.00 32,260,982	108.04 32,572,871	7 2051/1/25	1.06
13	REPUBLICA ORIENT URUGUAY 5.75 10/28/34 ウルグアイ	国債証 券	30,901,700	104.85 32,401,228	104.72 32,362,896	5.75 2034/10/28	1.05
14	BULGARIA 4.875 05/13/36 ブルガリア	国債証 券	29,292,800	109.76 32,153,485	110.36 32,328,705	4.875 2036/5/13	1.05
15	MONGOLIA INTL BOND 8.65 01/19/28 モンゴル	国債証 券	30,148,000	106.68 32,162,640	105.88 31,921,388	8.65 2028/1/19	1.04
16	COSTA RICA GOVERNMENT 7.158 03/12/45 コスタリカ	国債証 券	30,148,000	104.50 31,504,660	105.10 31,685,548	7.158 2045/3/12	1.03
17	KINGDOM OF JORDAN 7.5 01/13/29 ヨルダン	国債証 券	30,901,700	101.95 31,507,002	102.25 31,598,810	7.5 2029/1/13	1.03
18	STATE OIL CO OF THE AZER 6.95 03/18/30 アゼルバイジャン	特殊債 券	30,148,000	104.74 31,579,713	104.66 31,555,685	6.95 2030/3/18	1.03
19	REPUBLIC OF SERBIA 6.5 09/26/33 セルビア	国債証 券	30,148,000	103.92 31,332,389	104.27 31,436,801	6.5 2033/9/26	1.02
20	WE SODA INV HOLDING PLC	社債券	30,148,000	103.65	103.57	9.5	1.01

	9.5 10/06/28 イギリス			31,249,004	31,227,298	2028/10/6	
21	COLOMBIA 8.0 11/14/35 コロンビア	国債証券	30,148,000	101.59 30,629,241	103.28 31,137,689	8 2035/11/14	1.01
22	KINGDOM OF JORDAN 7.75 01/15/28 ヨルダン	国債証券	30,148,000	102.74 30,975,261	102.87 31,016,006	7.75 2028/1/15	1.01
23	REPUBLIC OF SENEGAL 4.75 03/13/28 セネガル	国債証券	32,636,000	93.60 30,547,948	94.53 30,852,971	4.75 2028/3/13	1.00
24	NATIONAL BANK OF KUWAIT 06/06/30 クウェート	社債券	30,148,000	102.12 30,789,549	101.93 30,730,534	5.5 2030/6/6	1.00
25	OMAN GOV INTERNTL BOND 6.5 03/08/47 オマーン	国債証券	30,148,000	100.92 30,426,356	101.92 30,727,369	6.5 2047/3/8	1.00
26	CODELCO INC 5.95 01/08/34 チリ	特殊債券	30,148,000	101.38 30,565,632	101.52 30,608,304	5.95 2034/1/8	0.99
27	REPUBLIC OF GUATEMALA 6.6 06/13/36 グアテマラ	国債証券	30,148,000	101.60 30,632,525	101.23 30,521,081	6.6 2036/6/13	0.99
28	TURKEY 7.125 07/17/32 トルコ	国債証券	30,148,000	100.92 30,426,492	101.15 30,496,473	7.125 2032/7/17	0.99
29	SOUTH AFRICA 7.1 11/19/36 南アフリカ	国債証券	30,148,000	100.00 30,148,000	100.76 30,378,529	7.1 2036/11/19	0.99
30	BRAZIL 6.125 03/15/34 ブラジル	国債証券	30,148,000	99.14 29,890,234	99.21 29,909,995	6.125 2034/3/15	0.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	73.78
特殊債券	5.92
社債券	13.06
合計	92.76

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 国内株式マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	144,700	1,768.50 255,901,950	1,792.00 259,302,400	— —	6.64
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機	67,600	2,662.50 179,985,000	2,551.50 172,481,400	— —	4.42

		器					
3	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	46,000	2,805.50 129,053,000	3,007.00 138,322,000	— —	3.54
4	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	34,800	3,571.00 124,270,800	3,686.00 128,272,800	— —	3.28
5	MS&ADインシュアランスグループホールディングス 日本	株式 保険業	38,100	3,632.00 138,379,200	3,341.00 127,292,100	— —	3.26
6	T&Dホールディングス 日本	株式 保険業	36,600	2,605.50 95,361,300	2,833.00 103,687,800	— —	2.65
7	三井物産 日本	株式 卸売業	29,700	3,239.00 96,198,300	3,136.00 93,139,200	— —	2.38
8	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	8,900	9,891.29 88,032,513	10,385.00 92,426,500	— —	2.37
9	キーエンス 日本	株式 電気機器	1,400	68,500.00 95,900,000	64,720.00 90,608,000	— —	2.32
10	HOYA 日本	株式 精密機器	4,600	21,320.00 98,072,000	19,260.00 88,596,000	— —	2.27
11	信越化学工業 日本	株式 化学	15,900	5,892.00 93,682,800	5,554.00 88,308,600	— —	2.26
12	日立製作所 日本	株式 電気機器	19,500	4,053.00 79,033,500	3,751.00 73,144,500	— —	1.87
13	大和ハウス工業 日本	株式 建設業	14,700	4,596.00 67,561,200	4,705.00 69,163,500	— —	1.77
14	スズキ 日本	株式 輸送用機器	42,800	1,573.50 67,345,800	1,586.50 67,902,200	— —	1.74
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	8,800	7,781.00 68,472,800	7,384.00 64,979,200	— —	1.66
16	TDK 日本	株式 電気機器	33,600	2,043.50 68,661,600	1,929.00 64,814,400	— —	1.66
17	ENEOSホールディングス 日本	株式 石油・石炭製品	80,000	774.20 61,936,000	808.80 64,704,000	— —	1.66
18	千葉銀行 日本	株式 銀行業	49,700	1,253.50 62,298,950	1,250.50 62,149,850	— —	1.59
19	大塚ホールディングス 日本	株式 医薬品	6,900	9,498.00 65,536,200	8,685.00 59,926,500	— —	1.53
20	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	2,400	23,250.00 55,800,000	23,310.00 55,944,000	— —	1.43
21	富士通 日本	株式 電気機器	19,500	2,847.00 55,516,500	2,866.00 55,887,000	— —	1.43
22	住友電気工業 日本	株式 非鉄金属	17,400	2,603.50 45,300,900	2,886.00 50,216,400	— —	1.29
23	日本電気 日本	株式 電気機器	3,800	13,650.00 51,870,000	12,745.00 48,431,000	— —	1.24

24	テルモ	日本	株式 精密機器	15,600	3,044.00 47,486,400	3,051.00 47,595,600	— —	1.22
25	日本電信電話	日本	株式 情報・通 信業	309,200	151.57 46,867,479	153.40 47,431,280	— —	1.21
26	三菱重工業	日本	株式 機械	21,500	2,329.00 50,073,500	2,197.50 47,246,250	— —	1.21
27	富士フイルムホールディングス	日本	株式 化学	14,000	3,552.00 49,728,000	3,374.00 47,236,000	— —	1.21
28	中外製薬	日本	株式 医薬品	7,000	7,240.00 50,680,000	6,598.00 46,186,000	— —	1.18
29	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	日本	株式 小売業	10,800	3,772.00 40,737,600	3,807.00 41,115,600	— —	1.05
30	野村総合研究所	日本	株式 情報・通 信業	8,900	4,735.00 42,141,500	4,581.00 40,770,900	— —	1.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
株式	95.93
合計	95.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年11月29日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.78
銀行業		11.51
輸送用機器		7.83
サービス業		7.04
保険業		6.55
化学		6.42
情報・通信業		5.62
精密機器		4.97
卸売業		4.05
食料品		3.61
医薬品		3.57
小売業		3.44
建設業		3.06
機械		2.53
非鉄金属		2.25
石油・石炭製品		1.66
不動産業		1.20
ガラス・土石製品		0.98
陸運業		0.95
繊維製品		0.61

鉄鋼		0.30
合計		95.93

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

海外株式マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	3,798	64,129.31 243,563,150	63,761.51 242,166,224	— —	5.92
2	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	10,167	22,442.17 228,169,554	20,401.15 207,418,508	— —	5.07
3	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	5,291	34,290.33 181,430,163	35,413.34 187,372,025	— —	4.58
4	SERVICENOW INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	908	153,043.30 138,963,322	156,980.63 142,538,417	— —	3.48
5	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	3,741	31,662.93 118,451,047	31,013.24 116,020,559	— —	2.83
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	4,374	27,246.25 119,175,119	25,509.72 111,579,559	— —	2.73
7	SCOUT24 SE ドイツ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	7,411	13,181.75 97,690,023	13,532.00 100,285,652	— —	2.45
8	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	2,660	35,631.92 94,780,910	37,653.34 100,157,896	— —	2.45
9	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,285	75,508.68 97,028,654	77,432.12 99,500,278	— —	2.43
10	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	1,234	78,065.23 96,332,495	80,250.96 99,029,686	— —	2.42
11	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ	997	91,265.53 90,991,736	91,707.20 91,432,079	— —	2.23

		バイダー ヘルス ケア・ サービス						
12	PALO ALTO NETWORKS INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,503	58,336.37 87,679,579	57,939.93 87,083,720	— —	2.13	
13	NOVARTIS AG-REG SHS スイス	株式 医薬品	5,409	15,901.13 86,009,266	15,966.11 86,360,701	— —	2.11	
14	UNITED RENTALS INC アメリカ	株式 商社・流 通業	659	130,002.69 85,671,778	129,181.16 85,130,387	— —	2.08	
15	MOTOROLA SOLUTIONS INC アメリカ	株式 通信機器	1,119	70,840.26 79,270,254	75,469.48 84,450,357	— —	2.06	
16	TRANSDIGM GROUP INC アメリカ	株式 航空宇 宙・防衛	448	200,392.24 89,775,727	188,324.00 84,369,153	— —	2.06	
17	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL アメリカ	株式 タバコ	4,128	19,974.11 82,453,152	19,870.54 82,025,617	— —	2.00	
18	EMERSON ELECTRIC CO アメリカ	株式 電気設備	3,977	19,172.62 76,249,512	19,986.61 79,486,774	— —	1.94	
19	INTAPP INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	8,465	8,990.13 76,101,480	9,067.01 76,752,248	— —	1.87	
20	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	4,866	15,250.36 74,208,279	15,544.30 75,638,606	— —	1.85	
21	BOSTON SCIENTIFIC CORP アメリカ	株式 ヘルスケ ア機器・ 用品	5,230	13,096.29 68,493,602	13,679.65 71,544,595	— —	1.75	
22	SEA LTD ADR ケイマン諸島	株式 娯楽	4,084	14,428.83 58,927,353	17,442.12 71,233,640	— —	1.74	
23	TECHTRONIC INDUSTRIES CO 香港	株式 機械	32,000	2,097.77 67,128,672	2,097.77 67,128,672	— —	1.64	
24	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	3,625	18,262.15 66,200,297	17,736.06 64,293,247	— —	1.57	
25	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	748	89,192.85 66,716,257	85,801.20 64,179,303	— —	1.57	
26	ARAMARK アメリカ	株式 ホテル・ レストラ ン・レ ジャー	10,146	5,874.33 59,601,031	6,145.66 62,353,965	— —	1.52	

27	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	2,436	27,707.51 67,495,517	24,068.65 58,631,245	— —	1.43
28	ZOETIS INC アメリカ	株式 医薬品	2,148	26,266.44 56,420,323	26,641.78 57,226,559	— —	1.40
29	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	2,110	24,632.42 51,974,413	27,036.72 57,047,492	— —	1.39
30	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	1,132	44,756.21 50,664,033	50,179.83 56,803,577	— —	1.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
株式	99.03
合計	99.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年11月29日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
ソフトウェア	外国	15.83
半導体・半導体製造装置		8.59
医薬品		7.39
インタラクティブ・メディアおよびサービス		6.74
銀行		5.03
コンピュータ・周辺機器		4.58
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		4.26
資本市場		4.12
石油・ガス・消耗燃料		3.70
通信機器		3.25
電気設備		2.89
大規模小売り		2.83
金融サービス		2.42
ホテル・レストラン・レジャー		2.31
自動車		2.15
商社・流通業		2.08
航空宇宙・防衛		2.06
タバコ		2.00
ヘルスケア機器・用品		1.75
娯楽		1.74
機械		1.64
電力		1.47
商業サービス・用品		1.42
家庭用品		1.39
専門小売り		1.04
生活必需品流通・小売り		0.97
化学		0.96
保険		0.95

建設・土木		0.89
パーソナルケア用品		0.85
繊維・アパレル・贅沢品		0.76
建設資材		0.73
金属・鉱業		0.23
合計		99.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

エマージング株式マザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR 台湾	株式 半導体・ 半導体製 造装置	77,400	3,813.84 295,191,656	4,653.95 360,216,039	— —	8.62
2	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	28,800	6,183.49 178,084,762	7,748.00 223,142,400	— —	5.34
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD ケイマン諸島	株式 大規模小 売り	81,100	1,425.72 115,626,702	1,615.45 131,013,643	— —	3.14
4	INFOSYS LTD インド	株式 情報技術 サービス	28,462	2,863.17 81,491,620	3,323.40 94,590,710	— —	2.26
5	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	14,011	9,056.33 126,888,379	6,005.09 84,137,456	— —	2.01
6	KB FINANCIAL GROUP INC 韓国	株式 銀行	6,846	7,173.65 49,110,876	10,603.59 72,592,245	— —	1.74
7	POWER GRID CORP OF INDIA LTD インド	株式 電力	120,126	606.31 72,834,365	597.23 71,743,271	— —	1.72
8	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD 韓国	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	13,876	7,476.61 103,745,579	5,166.54 71,691,047	— —	1.72
9	360 ONE WAM LTD インド	株式 資本市場	34,085	1,537.31 52,399,350	2,013.03 68,614,263	— —	1.64
10	EMBASSY OFFICE PARKS REIT インド	投資証 券 —	96,451	627.06 60,481,150	666.56 64,290,397	— —	1.54
11	PETROLEO BRASILEIRO-SPON	株式	30,800	2,272.27	1,982.23	—	1.46

	ADR							
		ブラジル	石油・ガス・消耗燃料		69,985,944	61,052,714	—	
12	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	台湾	株式 半導体・半導体製造装置	85,000	733.10 62,313,850	680.72 57,861,846	— —	1.39
13	NIPPON LIFE ASSET MANAGEMENT LTD	インド	株式 資本市場	46,598	1,191.35 55,514,770	1,236.97 57,640,770	— —	1.38
14	POWER FINANCE CORP LTD	インド	株式 金融サービス	63,365	742.84 47,070,611	884.25 56,031,134	— —	1.34
15	MEDIATEK INC	台湾	株式 半導体・半導体製造装置	9,000	5,707.83 51,370,478	5,811.65 52,304,886	— —	1.25
16	KIA CORPORATION	韓国	株式 自動車	5,046	11,512.29 58,091,056	10,279.00 51,867,834	— —	1.24
17	GAIL INDIA LTD	インド	株式 ガス	138,420	378.26 52,358,926	352.09 48,736,713	— —	1.17
18	BIDVEST GROUP LTD	南アフリカ	株式 コングロマリット	21,023	2,013.07 42,320,832	2,304.41 48,445,636	— —	1.16
19	SINOPHARM GROUP CO	中国	株式 ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス	123,600	388.98 48,078,156	389.33 48,122,053	— —	1.15
20	AL RAJHI BANK	サウジアラビア	株式 銀行	12,995	3,408.68 44,295,820	3,662.21 47,590,548	— —	1.14
21	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	中国	株式 保険	41,900	854.14 35,788,785	1,105.81 46,333,594	— —	1.11
22	ASHOK LEYLAND LTD	インド	株式 機械	108,095	319.24 34,508,950	414.52 44,808,425	— —	1.07
23	LIC HOUSING FINANCE LTD	インド	株式 金融サービス	38,711	1,164.56 45,081,299	1,136.11 43,980,070	— —	1.05
24	STANDARD BANK GROUP LTD	南アフリカ	株式 銀行	22,069	1,526.45 33,687,236	1,986.20 43,833,562	— —	1.05
25	BAJAJ AUTO LTD	インド	株式 自動車	2,710	18,469.17 50,051,476	16,134.16 43,723,587	— —	1.05
26	INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	中国	株式 食品	73,494	573.43 42,143,768	592.94 43,577,710	— —	1.04
27	LENOVO GROUP LTD		株式	244,000	161.54	175.87	—	1.03

	香港	コン ピュー タ・周辺 機器		39,417,175	42,914,622	—	
28	ETIHAD ETISALAT CO サウジアラビア	株式 無線通信 サービス	19,297	2,175.72 41,985,037	2,219.03 42,820,814	— —	1.03
29	CIMB GROUP HOLDINGS BHD マレーシア	株式 銀行	146,500	229.15 33,571,520	280.09 41,034,510	— —	0.98
30	SHRIRAM FINANCE LTD インド	株式 消費者金 融	7,461	5,978.64 44,606,653	5,448.22 40,649,191	— —	0.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
株式	94.83
投資信託受益証券	0.55
投資証券	2.32
合計	97.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

2024年11月29日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
半導体・半導体製造装置	外国	12.32
銀行		12.32
インタラクティブ・メディアおよびサービス		5.82
コンピュータ・周辺機器		5.68
資本市場		4.15
大規模小売り		3.91
電子装置・機器・部品		3.88
不動産管理・開発		3.82
自動車		3.64
情報技術サービス		2.80
金融サービス		2.39
電力		2.37
食品		2.21
繊維・アパレル・贅沢品		2.16
保険		1.93
金属・鉱業		1.77
ガス		1.75
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		1.70
無線通信サービス		1.59
機械		1.52
電気設備	1.50	
石油・ガス・消耗燃料	1.46	
家庭用耐久財	1.28	
専門小売り	1.17	

コングロマリット	1.16
生活必需品流通・小売り	1.04
飲料	1.02
消費者金融	0.97
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.97
ヘルスケア機器・用品	0.95
各種電気通信サービス	0.86
水道	0.83
メディア	0.62
航空宇宙・防衛	0.61
商社・流通業	0.58
航空貨物・物流サービス	0.56
ホテル・レストラン・レジャー	0.55
建設・土木	0.49
医薬品	0.49
合計	94.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

国内リートマザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	KDX不動産投資法人 日本	投資証券	22,650	144,748.21 3,278,546,997	147,300.00 3,336,345,000	— —	10.29
2	野村不動産マスターファンド投資法人 日本	投資証券	22,108	141,313.99 3,124,169,801	141,700.00 3,132,703,600	— —	9.66
3	GLP投資法人 日本	投資証券	18,599	132,554.37 2,465,378,857	127,300.00 2,367,652,700	— —	7.30
4	ラサールロジポート投資法人 日本	投資証券	16,411	144,100.00 2,364,825,100	143,900.00 2,361,542,900	— —	7.28
5	日本都市ファンド投資法人 日本	投資証券	22,476	92,000.00 2,067,792,000	91,300.00 2,052,058,800	— —	6.33
6	アドバンス・レジデンス投資法人 日本	投資証券	6,462	301,980.84 1,951,400,203	295,000.00 1,906,290,000	— —	5.88
7	ジャパンリアルエステイト投資法人 日本	投資証券	3,397	562,818.75 1,911,895,308	554,000.00 1,881,938,000	— —	5.80
8	大和証券オフィス投資法人 日本	投資証券	5,603	305,000.00 1,708,915,000	300,000.00 1,680,900,000	— —	5.18
9	インヴィンシブル投資法人 日本	投資証券	19,775	62,800.00 1,241,870,000	63,600.00 1,257,690,000	— —	3.88
10	日本ロジスティクスファンド投資法人 日本	投資証券	4,628	273,174.52 1,264,251,685	263,800.00 1,220,866,400	— —	3.77
11	オリックス不動産投資法人 日本	投資証券	6,477	158,000.00 1,023,366,000	166,700.00 1,079,715,900	— —	3.33
12	スターアジア不動産投資法	投資証	20,538	50,393.52	50,500.00	—	3.20

	人 日本	券		1,034,982,135	1,037,169,000	—	
13	日本ビルファンド投資法人 日本	投資証 券	7,608	132,600.00 1,008,820,800	125,500.00 954,804,000	— —	2.94
14	ジャパンエクセレント投資 法人 日本	投資証 券	7,689	117,604.50 904,261,058	117,300.00 901,919,700	— —	2.78
15	日本プライムリアルティ投 資法人 日本	投資証 券	2,258	334,000.00 754,172,000	330,500.00 746,269,000	— —	2.30
16	ジャパン・ホテル・リート 投資法人 日本	投資証 券	10,712	68,107.81 729,570,867	68,200.00 730,558,400	— —	2.25
17	積水ハウス・リート投資法 人 日本	投資証 券	9,899	72,020.15 712,927,514	73,100.00 723,616,900	— —	2.23
18	いちごオフィスリート投資 法人 日本	投資証 券	6,505	78,251.40 509,025,369	79,100.00 514,545,500	— —	1.59
19	フロンティア不動産投資法 人 日本	投資証 券	1,237	401,500.00 496,655,500	395,000.00 488,615,000	— —	1.51
20	大和証券リビング投資法人 日本	投資証 券	5,025	91,083.63 457,695,265	90,900.00 456,772,500	— —	1.41
21	日本プロロジスリート投資 法人 日本	投資証 券	1,860	245,653.82 456,916,120	236,100.00 439,146,000	— —	1.35
22	コンフォリア・レジデン シャル投資法人 日本	投資証 券	1,141	294,000.00 335,454,000	288,300.00 328,950,300	— —	1.01
23	スターツプロシード投資法 人 日本	投資証 券	1,646	170,200.00 280,149,200	171,400.00 282,124,400	— —	0.87
24	東急リアル・エステート投 資法人 日本	投資証 券	1,574	153,100.00 240,979,400	157,200.00 247,432,800	— —	0.76
25	日本リート投資法人 日本	投資証 券	766	313,500.00 240,141,000	316,000.00 242,056,000	— —	0.75
26	東海道リート投資法人 日本	投資証 券	1,835	105,300.00 193,225,500	105,900.00 194,326,500	— —	0.60
27	アクティビア・プロパ ティーズ投資法人 日本	投資証 券	587	327,218.47 192,077,246	321,000.00 188,427,000	— —	0.58
28	阪急阪神リート投資法人 日本	投資証 券	1,580	119,856.14 189,372,715	118,000.00 186,440,000	— —	0.57
29	グローバル・ワン不動産投 資法人 日本	投資証 券	1,579	99,185.44 156,613,820	98,700.00 155,847,300	— —	0.48
30	福岡リート投資法人 日本	投資証 券	1,024	142,600.00 146,022,400	142,500.00 145,920,000	— —	0.45

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.31
合計	98.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

海外リートマザーファンド

2024年11月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	EQUINIX INC アメリカ	投資証券	2,679	136,832.72 366,574,877	147,589.53 395,392,361	— —	9.69
2	SIMON PROPERTY GROUP INC アメリカ	投資証券	10,962	26,492.55 290,411,387	27,698.47 303,630,682	— —	7.44
3	REALTY INCOME CORP アメリカ	投資証券	33,059	8,500.28 281,011,016	8,791.15 290,626,852	— —	7.12
4	GOODMAN GROUP オーストラリア	投資信託受益証券	61,555	3,464.73 213,271,676	3,748.06 230,712,399	— —	5.66
5	WELLTOWER INC アメリカ	投資証券	9,591	20,642.10 197,978,448	20,998.08 201,392,604	— —	4.94
6	CUBESMART アメリカ	投資証券	19,958	7,197.83 143,654,390	7,558.10 150,844,631	— —	3.70
7	PROLOGIS INC アメリカ	投資証券	7,039	17,216.01 121,183,532	17,757.17 124,992,733	— —	3.06
8	EXTRA SPACE STORAGE INC アメリカ	投資証券	4,634	24,906.55 115,416,955	26,029.78 120,622,015	— —	2.96
9	SUN COMMUNITIES INC アメリカ	投資証券	6,087	18,574.18 113,061,050	19,379.13 117,960,791	— —	2.89
10	HEALTHPEAK PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	32,285	3,378.53 109,075,941	3,352.45 108,234,093	— —	2.65
11	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC アメリカ	投資証券	15,992	6,420.01 102,668,905	6,413.98 102,572,480	— —	2.51
12	REGENCY CENTERS CORP アメリカ	投資証券	8,794	11,135.16 97,922,630	11,442.67 100,626,869	— —	2.47
13	HOST HOTELS & RESORTS INC アメリカ	投資証券	35,297	2,713.84 95,790,646	2,778.13 98,059,944	— —	2.40
14	AMERICOLD REALTY TRUST アメリカ	投資証券	22,552	3,469.75 78,249,904	3,623.78 81,723,703	— —	2.00
15	INVITATION HOMES INC アメリカ	投資証券	14,769	5,059.93 74,730,247	5,217.11 77,051,518	— —	1.89
16	EQUITY RESIDENTIAL アメリカ	投資証券	6,595	10,842.12 71,503,788	11,679.33 77,025,215	— —	1.89
17	IRON MOUNTAIN INC	投資証券	3,937	17,748.22	18,727.93	—	1.81

	アメリカ	券		69,874,761	73,731,890	—	
18	VICI PROPERTIES INC アメリカ	投資証券	14,884	4,662.38 69,394,985	4,914.12 73,141,821	— —	1.79
19	INDEPENDENCE REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	18,523	3,094.69 57,322,983	3,317.78 61,455,376	— —	1.51
20	LINK REIT 香港	投資証券	91,944	706.03 64,915,819	650.83 59,840,097	— —	1.47
21	LONDONMETRIC PROPERTY PLC イギリス	投資証券	152,617	364.59 55,643,694	370.53 56,549,656	— —	1.39
22	CAMDEN PROPERTY TRUST アメリカ	投資証券	2,524	17,876.25 45,119,671	19,148.50 48,330,819	— —	1.18
23	COPT DEFENCE PROPERTIES アメリカ	投資証券	9,619	4,826.75 46,428,522	4,948.79 47,602,451	— —	1.17
24	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC アメリカ	投資証券	10,189	3,965.96 40,409,262	4,457.38 45,416,263	— —	1.11
25	CAPLAND ASCENDAS REIT シンガポール	投資信託受益証券	146,100	292.16 42,684,868	296.65 43,341,558	— —	1.06
26	AMERICAN TOWER CORP アメリカ	投資証券	1,303	29,826.92 38,864,481	31,549.88 41,109,496	— —	1.01
27	KEPPEL DC REIT シンガポール	投資信託受益証券	161,500	250.34 40,431,275	253.95 41,013,926	— —	1.01
28	UNITE GROUP PLC イギリス	投資証券	22,641	1,637.23 37,068,739	1,693.72 38,347,718	— —	0.94
29	HEALTHCARE REALTY TRUST INC アメリカ	投資証券	13,696	2,645.48 36,232,589	2,785.67 38,152,607	— —	0.94
30	GETTY REALTY CORP アメリカ	投資証券	7,485	4,718.16 35,315,442	5,021.14 37,583,303	— —	0.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資有価証券の種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	9.91
投資証券	87.63
合計	97.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

#### 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内債券マザーファンド

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド  
該当事項はありません。

国内株式マザーファンド  
該当事項はありません。

海外株式マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング株式マザーファンド  
該当事項はありません。

国内リートマザーファンド  
該当事項はありません。

海外リートマザーファンド  
該当事項はありません。

### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内債券マザーファンド  
該当事項はありません。

海外債券マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド

2024年11月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	E U R E X 取引所	EURO-BUND FUTURE Dec24	売建	6	125,532,384	128,350,224	△4.17
		EURO-BOBL FUTURE Dec24	売建	6	112,993,656	114,222,816	△3.71
		EURO-SCHATZ FUT Dec24	売建	5	84,963,973	85,148,120	△2.77

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

国内株式マザーファンド  
該当事項はありません。

海外株式マザーファンド  
該当事項はありません。

エマージング株式マザーファンド  
該当事項はありません。

国内リートマザーファンド  
該当事項はありません。

海外リートマザーファンド  
該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

直近日（2024年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第5計算期間末 (2015年 5月 8日)	1,603	1,603	1.9098	1.9098
第6計算期間末 (2016年 5月 9日)	1,565	1,565	1.7301	1.7301
第7計算期間末 (2017年 5月 8日)	2,182	2,182	1.9327	1.9327
第8計算期間末 (2018年 5月 8日)	2,573	2,573	2.0289	2.0289
第9計算期間末 (2019年 5月 8日)	2,897	2,897	2.0630	2.0630
第10計算期間末 (2020年5月8日)	3,036	3,036	1.9413	1.9413
第11計算期間末 (2021年5月10日)	4,296	4,296	2.5535	2.5535
第12計算期間末 (2022年5月9日)	4,949	4,949	2.6216	2.6216
第13計算期間末 (2023年5月8日)	5,427	5,427	2.6950	2.6950
第14計算期間末 (2024年5月8日)	6,721	6,721	3.2400	3.2400
2023年11月末日	5,902	—	2.9261	—
12月末日	6,005	—	2.9656	—
2024年1月末日	6,186	—	3.0446	—
2月末日	6,436	—	3.1301	—
3月末日	6,639	—	3.2206	—
4月末日	6,717	—	3.2434	—
5月末日	6,794	—	3.2611	—
6月末日	7,083	—	3.3819	—
7月末日	6,859	—	3.2629	—
8月末日	6,823	—	3.2177	—
9月末日	6,877	—	3.2421	—
10月末日	7,199	—	3.3500	—
11月末日	7,091	—	3.3096	—

## ②【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
2024年5月9日～2024年11月8日	—

## ③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5計算期間	22.47
第6計算期間	△9.41
第7計算期間	11.71
第8計算期間	4.98
第9計算期間	1.68
第10計算期間	△5.9
第11計算期間	31.5
第12計算期間	2.7
第13計算期間	2.8
第14計算期間	20.2
2024年5月9日～2024年11月8日	4.0

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

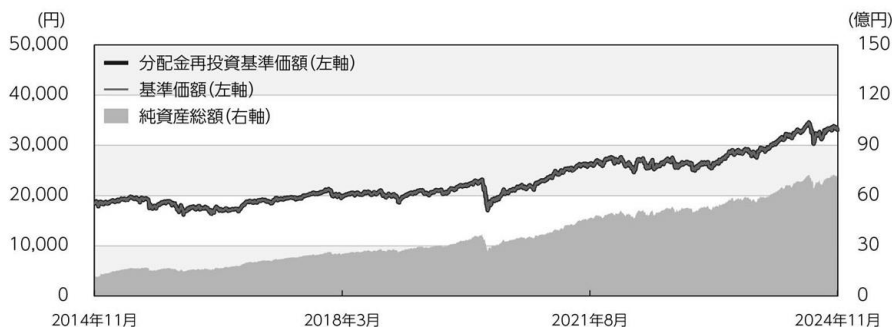
## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第5計算期間	573,276,891	188,893,807
第6計算期間	332,691,777	267,491,513
第7計算期間	380,329,151	155,996,108
第8計算期間	401,334,229	262,136,262
第9計算期間	342,536,906	206,548,904
第10計算期間	516,885,447	357,148,149
第11計算期間	470,539,723	351,856,811
第12計算期間	557,761,632	352,340,284
第13計算期間	405,250,067	279,353,363
第14計算期間	450,070,433	389,639,228
2024年5月9日～ 2024年11月8日	249,502,352	183,040,008

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2024年11月29日

基準価額・純資産の推移 《2014年11月28日～2024年11月29日》



分配の推移(税引前)

2020年 5月	0円
2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
2024年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。  
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 (設定日:2010年7月16日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	海外株式マザーファンド	21.48
2	国内株式マザーファンド	15.28
3	エマーシング株式マザーファンド	14.01
4	エマーシング債券マザーファンド	9.64
5	海外リートマザーファンド	9.63
6	国内債券マザーファンド	9.54
7	海外債券マザーファンド	9.33
8	国内リートマザーファンド	9.19

■国内債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	1220回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2025/3/21	10.69
2	156回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.2	2027/12/20	3.35
3	457回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.1	2026/2/1	3.12
4	374回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	0.8	2034/3/20	2.95
5	1257回 国庫短期証券	国債証券	日本	-	2025/9/22	2.91

■海外債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 1.75 01/31/29	国債証券	アメリカ	1.75	2029/1/31	8.28
2	US T N/B 4.375 05/15/34	国債証券	アメリカ	4.375	2034/5/15	7.86
3	US T N/B 1.625 05/15/31	国債証券	アメリカ	1.625	2031/5/15	6.79
4	US T N/B 4.125 11/15/32	国債証券	アメリカ	4.125	2032/11/15	5.48
5	US T N/B 2.25 11/15/27	国債証券	アメリカ	2.25	2027/11/15	4.58

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

### ■エマーシング債券マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	US T N/B 4.25 08/15/54	国債証券	アメリカ	4.25	2054/8/15	5.89
2	US T N/B 4.625 05/15/54	国債証券	アメリカ	4.625	2054/5/15	3.59
3	US T N/B 4.5 11/15/54	国債証券	アメリカ	4.5	2054/11/15	2.77
4	REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/35	国債証券	アルゼンチン	4.125	2035/7/9	2.11
5	DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32	国債証券	ドミニカ共和国	4.875	2032/9/23	2.02

### ■国内株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	6.64
2	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.42
3	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.54
4	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	3.28
5	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	株式	日本	保険業	3.26

### ■海外株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	5.92
2	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	5.07
3	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	4.58
4	SERVICENOW INC	株式	アメリカ	ソフトウェア	3.48
5	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.83

### ■エマーシング株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	8.62
2	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.34
3	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	株式	ケイマン諸島	大規模小売り	3.14
4	INFOSYS LTD	株式	インド	情報技術サービス	2.26
5	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	コンピュータ・周辺機器	2.01

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

### ■国内リートマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	KDX不動産投資法人	投資証券	日本	10.29
2	野村不動産マスターファンド投資法人	投資証券	日本	9.66
3	GLP投資法人	投資証券	日本	7.30
4	ラサールロジポート投資法人	投資証券	日本	7.28
5	日本都市ファンド投資法人	投資証券	日本	6.33

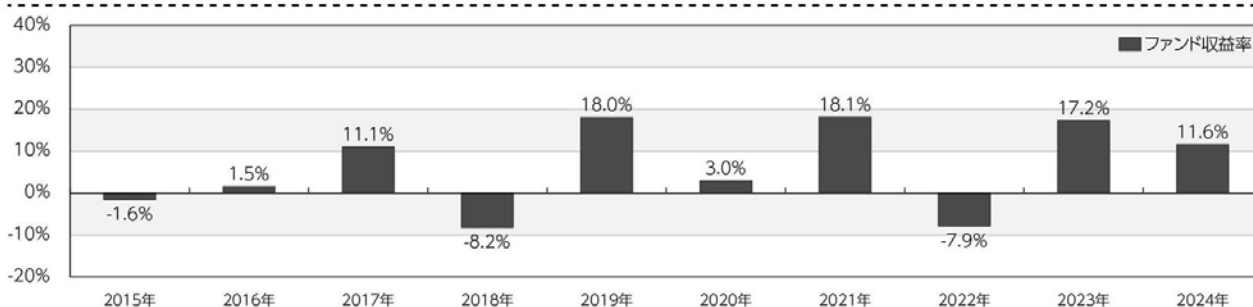
### ■海外リートマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入上位5銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	EQUINIX INC	投資証券	アメリカ	9.69
2	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	アメリカ	7.44
3	REALTY INCOME CORP	投資証券	アメリカ	7.12
4	GOODMAN GROUP	投資信託受益証券	オーストラリア	5.66
5	WELLTOWER INC	投資証券	アメリカ	4.94

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※2024年については年初から基準日までの収益率を表示しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) 受益権の取得のお申込みは、確定拠出年金制度による取得のお申込みのみを対象といたします。確定拠出年金制度を通じての取得のお申込みについては、確定拠出年金制度の定めにしたがうものとし、
- (4) 当ファンドは、収益分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって、分配金自動けいぞく投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、
- (5) 取得申込者は、販売会社において、1円以上1円単位をもって購入することができます。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- (7) 分配金自動けいぞく投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、1口単位をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、

- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時30分までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	<a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a>	0120-104-694

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

2010年7月16日から無期限とします。

### (4) 【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は2010年7月16日から2011年5月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### (5) 【その他】

#### ① 信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - b. やむを得ない事情が発生したとき。
  - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1. により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

#### ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「② 信託約款の変更等」および「③ 書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

### ③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### ⑤ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 当ファンドが主要投資対象とする「エマージング債券マザーファンド」、「エマージング株式マザーファンド」における委託会社と各運用再委託会社との間の外部委託契約の契約期間は、当該各マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、

30日以上前の書面による通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

2. 当ファンドが主要投資対象とする「海外株式マザーファンド」における委託会社と運用助言会社（アセットマネジメントOne U.S.A.・インク）との間の投資助言契約の契約期間は、原則として期間満了の30日前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。
3. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
4. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑧ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付され、販売会社により自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている

受益権については原則として取得申込者とします。) に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

#### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

#### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
  
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2023年5月9日から2024年5月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年7月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界8資産ファンド<DC年金>の2023年5月9日から2024年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界8資産ファンド<DC年金>の2024年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【世界8資産ファンド<DC年金>】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	167,791,918	184,569,262
親投資信託受益証券	5,298,598,105	6,591,214,923
流動資産合計	5,466,390,023	6,775,784,185
資産合計	5,466,390,023	6,775,784,185
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	12,914,766	23,722,211
未払受託者報酬	1,417,943	1,704,528
未払委託者報酬	24,105,568	28,977,603
その他未払費用	100,869	121,269
流動負債合計	38,539,146	54,525,611
負債合計	38,539,146	54,525,611
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,014,026,534	2,074,457,739
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,413,824,343	4,646,800,835
(分配準備積立金)	861,979,153	1,728,164,150
元本等合計	5,427,850,877	6,721,258,574
純資産合計	5,427,850,877	6,721,258,574
負債純資産合計	5,466,390,023	6,775,784,185

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日	第14期 自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
営業収益		
受取利息	1,055	15,265
有価証券売買等損益	201,453,589	1,162,616,818
営業収益合計	201,454,644	1,162,632,083
営業費用		
支払利息	57,045	42,134
受託者報酬	2,822,892	3,281,974
委託者報酬	47,990,578	55,794,813
その他費用	200,817	233,488
営業費用合計	51,071,332	59,352,409
営業利益又は営業損失(△)	150,383,312	1,103,279,674
経常利益又は経常損失(△)	150,383,312	1,103,279,674
当期純利益又は当期純損失(△)	150,383,312	1,103,279,674
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,624,525	85,963,477
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,061,839,526	3,413,824,343
剰余金増加額又は欠損金減少額	656,137,602	882,670,289
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	656,137,602	882,670,289
剰余金減少額又は欠損金増加額	452,911,572	667,009,994
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	452,911,572	667,009,994
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,413,824,343	4,646,800,835

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期	
	自 2023年5月9日	至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期
	2023年5月8日現在	2024年5月8日現在
1. 期首元本額	1,888,129,830円	2,014,026,534円
期中追加設定元本額	405,250,067円	450,070,433円
期中一部解約元本額	279,353,363円	389,639,228円
2. 受益権の総数	2,014,026,534口	2,074,457,739口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13期	第14期
	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(96,680,732円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(52,078,055円)、信託約款に規定される収益調整金(2,551,845,190円)及び分配準備積立金(713,220,366円)より分配対象収益は3,413,824,343円(1万口当たり16,950.24円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(149,124,079円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(868,192,118円)、信託約款に規定される収益調整金(2,918,636,685円)及び分配準備積立金(710,847,953円)より分配対象収益は4,646,800,835円(1万口当たり22,400.07円)ですが、分配を行っておりません。
2. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 9,060,040円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注)当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 10,528,023円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第13期	第14期
	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の	同左

	基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	197,204,553	1,158,243,023
合計	197,204,553	1,158,243,023

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第13期 2023年5月8日現在	第14期 2024年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,695円 (26,950円)	3,240円 (32,400円)

#### (4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内リートマザーファンド	148,418,056	594,933,777	
	エマージング株式マザーファンド	251,976,790	996,543,006	
	エマージング債券マザーファンド	170,057,222	662,185,816	
	海外リートマザーファンド	210,271,111	613,634,183	
	海外株式マザーファンド	312,987,066	1,448,253,751	
	海外債券マザーファンド	294,433,076	625,905,832	
	国内株式マザーファンド	427,780,763	1,062,222,412	
	国内債券マザーファンド	457,618,309	587,536,146	
親投資信託受益証券 合計		2,273,542,393	6,591,214,923	
合計			6,591,214,923	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内債券マザーファンド」受益証券、「海外債券マザーファンド」受益証券、「エマージング債券マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「海外株式マザーファンド」受益証券、「エマージング株式マザーファンド」受益証券、「国内リートマザーファンド」受益証券及び「海外リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	50,848,418
国債証券	3,867,842,787
社債券	1,051,603,700
未収入金	140,995,120
未収利息	5,982,856
前払費用	510,369
流動資産合計	5,117,783,250
資産合計	5,117,783,250
負債の部	
流動負債	
未払金	140,988,438
流動負債合計	140,988,438
負債合計	140,988,438
純資産の部	
元本等	
元本	3,876,351,662
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	1,100,443,150
元本等合計	4,976,794,812
純資産合計	4,976,794,812
負債純資産合計	5,117,783,250

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,822,326,422円
同期中追加設定元本額	54,025,240円
同期中一部解約元本額	—円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	457,618,309円
世界8資産ファンド 安定コース	920,089,326円
世界8資産ファンド 分配コース	2,339,614,447円
世界8資産ファンド 成長コース	159,029,580円
計	3,876,351,662円
2. 受益権の総数	3,876,351,662口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券

<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
-----------------------------------	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券	△22,562,717	
社債券	352,100	
合計	△22,210,617	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月9日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年5月8日現在	
1口当たり純資産額	1.2839円
(1万口当たり純資産額)	(12,839円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	156回 利付国庫債券(5年)	459,000,000	456,374,520	
	159回 利付国庫債券(5年)	12,000,000	11,854,200	
	161回 利付国庫債券(5年)	14,000,000	13,943,300	
	166回 利付国庫債券(5年)	5,000,000	4,988,650	

10回 利付国庫債券(40年)	43,000,000	31,881,920	
14回 利付国庫債券(40年)	4,000,000	2,626,320	
16回 利付国庫債券(40年)	67,000,000	53,087,450	
359回 利付国庫債券(10年)	65,000,000	63,344,450	
363回 利付国庫債券(10年)	9,000,000	8,678,070	
364回 利付国庫債券(10年)	19,000,000	18,258,810	
365回 利付国庫債券(10年)	60,000,000	57,479,400	
370回 利付国庫債券(10年)	39,000,000	38,094,420	
374回 利付国庫債券(10年)	20,000,000	19,863,800	
15回 利付国庫債券(30年)	34,000,000	39,261,840	
30回 利付国庫債券(30年)	23,000,000	26,076,020	
38回 利付国庫債券(30年)	14,000,000	14,489,580	
44回 利付国庫債券(30年)	72,000,000	72,437,760	
45回 利付国庫債券(30年)	66,000,000	63,984,360	
48回 利付国庫債券(30年)	9,000,000	8,516,700	
52回 利付国庫債券(30年)	50,000,000	38,588,000	
54回 利付国庫債券(30年)	11,000,000	9,035,290	
57回 利付国庫債券(30年)	31,000,000	25,194,630	
58回 利付国庫債券(30年)	32,000,000	25,901,440	
59回 利付国庫債券(30年)	18,000,000	14,169,960	
60回 利付国庫債券(30年)	11,000,000	9,054,650	
61回 利付国庫債券(30年)	36,000,000	28,094,760	
64回 利付国庫債券(30年)	39,000,000	27,705,990	
69回 利付国庫債券(30年)	35,000,000	26,430,950	
74回 利付国庫債券(30年)	44,000,000	35,492,160	
75回 利付国庫債券(30年)	16,000,000	13,909,280	

年)			
77回 利付国庫債券(30年)	61,000,000	56,869,690	
79回 利付国庫債券(30年)	15,000,000	12,617,700	
80回 利付国庫債券(30年)	86,000,000	83,590,280	
81回 利付国庫債券(30年)	69,000,000	63,925,740	
135回 利付国庫債券(20年)	58,000,000	62,485,140	
140回 利付国庫債券(20年)	123,000,000	132,616,140	
153回 利付国庫債券(20年)	171,000,000	176,660,100	
156回 利付国庫債券(20年)	46,000,000	42,688,000	
161回 利付国庫債券(20年)	11,000,000	10,252,000	
164回 利付国庫債券(20年)	11,000,000	9,983,930	
165回 利付国庫債券(20年)	113,000,000	102,095,500	
166回 利付国庫債券(20年)	19,000,000	17,587,920	
167回 利付国庫債券(20年)	12,000,000	10,741,680	
168回 利付国庫債券(20年)	154,000,000	135,135,000	
171回 利付国庫債券(20年)	10,000,000	8,497,800	
174回 利付国庫債券(20年)	14,000,000	11,905,880	
175回 利付国庫債券(20年)	20,000,000	17,213,800	
177回 利付国庫債券(20年)	13,000,000	10,874,760	
178回 利付国庫債券(20年)	28,000,000	23,733,360	
179回 利付国庫債券(20年)	13,000,000	10,966,930	
185回 利付国庫債券(20年)	21,000,000	19,279,470	
186回 利付国庫債券(20年)	88,000,000	86,315,680	
187回 利付国庫債券(20年)	3,000,000	2,833,890	
1220回 国庫短期証券	1,050,000,000	1,048,813,500	
1227回 国庫短期証券	140,000,000	139,993,000	
1228回 国庫短期証券	141,000,000	140,988,720	
20回 物価連動国債(10年)	50,000,000	55,266,750	

	年)			
	26回 物価連動国債(10年)	100,000,000	115,091,747	
国債証券 合計		3,997,000,000	3,867,842,787	
社債券	17回 キリンホールディングス社債	100,000,000	96,893,000	
	24回 パナソニック社債	100,000,000	99,419,000	
	14回 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス社債	100,000,000	99,911,000	
	23回 NTTファイナンス社債	100,000,000	99,276,000	
	58回 日産フィナンシャルサービス社債	100,000,000	99,666,000	
	51回 野村ホールディングス社債	100,000,000	99,963,000	
	15回 ソフトバンク社債	100,000,000	96,626,000	
	48回 光通信社債	50,000,000	50,073,500	
	497回 関西電力社債	60,000,000	60,415,200	
	71回 東京電力パワーグリッド社債	50,000,000	49,912,000	
	22回 JERA社債	100,000,000	99,507,000	
	60回 ソフトバンクグループ社債	100,000,000	99,942,000	
社債券 合計		1,060,000,000	1,051,603,700	
合計			4,919,446,487	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	14,206,353
コール・ローン	25,445,760
国債証券	6,238,420,895
未収入金	56,799,949
未収利息	47,910,169
前払費用	6,081,160
流動資産合計	6,388,864,286
資産合計	6,388,864,286
負債の部	
流動負債	
未払金	57,146,770
流動負債合計	57,146,770
負債合計	57,146,770
純資産の部	
元本等	
元本	2,978,492,080
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,353,225,436
元本等合計	6,331,717,516
純資産合計	6,331,717,516
負債純資産合計	6,388,864,286

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,230,066,684円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	251,574,604円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	294,433,076円
世界8資産ファンド 安定コース	214,972,087円
世界8資産ファンド 分配コース	2,361,161,995円
世界8資産ファンド 成長コース	107,924,922円
計	2,978,492,080円
2. 受益権の総数	2,978,492,080口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
国債証券	124,186,776
合計	124,186,776

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月9日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1258円 (21,258円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.625 08/15/30	2,210,000.000	1,750,475.370	
		US T N/B 1.625 05/15/31	3,220,000.000	2,678,889.020	
		US T N/B 1.75 01/31/29	3,840,000.000	3,394,424.960	
		US T N/B 2.0 08/15/51	800,000.000	474,671.830	
		US T N/B 2.25 08/15/49	1,495,000.000	957,617.560	

	US T N/B 2.25 11/15/27	4,735,000.000	4,378,765.200	
	US T N/B 2.5 03/31/27	2,960,000.000	2,790,609.370	
	US T N/B 3.75 08/15/41	605,000.000	540,813.260	
	US T N/B 4.125 03/31/31	970,000.000	950,903.120	
	US T N/B 4.125 11/15/32	900,000.000	878,783.190	
	US T N/B 4.5 02/15/36	1,320,000.000	1,341,269.520	
	US T N/B 4.625 02/28/26	1,080,000.000	1,075,317.180	
アメリカ・ドル	小計	24,135,000.000 (3,739,718,250)	21,212,539.580 (3,286,883,007)	
イギリス・ポンド	UK TREASURY 1.0 01/31/32	250,000.000	200,162.500	
	UK TREASURY 1.625 10/22/28	410,000.000	370,889.850	
	UK TREASURY 1.75 07/22/57	650,000.000	343,862.600	
	UK TREASURY 3.25 01/31/33	540,000.000	507,679.590	
	UK TREASURY 4.25 09/07/39	370,000.000	363,062.500	
	UK TREASURY 4.375 07/31/54	400,000.000	385,033.840	
イギリス・ポンド	小計	2,620,000.000 (507,389,200)	2,170,690.880 (420,375,996)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 1.25 05/21/32	950,000.000	759,007.170	
	AUSTRALIAN 1.75 06/21/51	230,000.000	126,537.040	
オーストラリア・ドル	小計	1,180,000.000 (120,395,400)	885,544.210 (90,352,076)	
カナダ・ドル	CANADA 2.0 06/01/32	1,210,000.000	1,077,331.820	
	CANADA 3.5 08/01/25	1,120,000.000	1,107,117.170	
カナダ・ドル	小計	2,330,000.000 (262,847,300)	2,184,448.990 (246,427,691)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.5 11/15/27	1,630,000.000	1,520,864.160	
デンマーク・クローネ	小計	1,630,000.000 (36,381,600)	1,520,864.160 (33,945,688)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.75 03/13/25	910,000.000	890,569.220	
ノルウェー・クローネ	小計	910,000.000 (12,894,700)	890,569.220 (12,619,366)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 6.0 10/25/33	840,000.000	865,745.160	
ポーランド・ズロチ	小計	840,000.000 (32,441,640)	865,745.160 (33,435,944)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	6,100,000.000	5,709,112.000	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	1,500,000.000	1,358,070.000	
メキシコ・ペソ	小計	7,600,000.000 (69,647,160)	7,067,182.000 (64,764,363)	
ユーロ	BUNDESUBL 1.3 10/15/27	960,000.000	919,747.200	

	DEUTSCHLAND 08/15/29	1,165,000.000	1,028,577.330	
	DEUTSCHLAND 1.7 08/15/32	230,000.000	218,472.400	
	DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	450,000.000	443,900.250	
	FRANCE OAT 0.75 05/25/52	960,000.000	520,776.960	
	FRANCE OAT 2.0 11/25/32	750,000.000	703,394.250	
	FRANCE OAT 2.5 05/25/30	425,000.000	419,514.760	
	FRANCE OAT 2.75 10/25/27	200,000.000	199,471.400	
	FRANCE OAT 3.25 05/25/45	95,000.000	95,047.370	
	FRANCE OAT 5.5 04/25/29	420,000.000	472,417.680	
	ITALY BTPS 1.65 03/01/32	3,290,000.000	2,882,859.210	
	ITALY BTPS 2.7 03/01/47	730,000.000	579,766.000	
	ITALY BTPS 3.85 12/15/29	900,000.000	923,220.000	
	ITALY BTPS 4.4 05/01/33	820,000.000	870,020.000	
	SPAIN 1.95 07/30/30	940,000.000	888,726.760	
	SPAIN 2.9 10/31/46	670,000.000	593,075.580	
	SPAIN 3.55 10/31/33	530,000.000	546,589.000	
	ユーロ 小計	13,535,000.000 (2,254,389,600)	12,305,576.150 (2,049,616,764)	
国債証券 合計		7,036,104,850 (7,036,104,850)	6,238,420,895 (6,238,420,895)	
合計			6,238,420,895 (6,238,420,895)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 12銘柄	51.91	52.69
イギリス・ポンド	国債証券 6銘柄	6.64	6.74
オーストラリア・ドル	国債証券 2銘柄	1.43	1.45
カナダ・ドル	国債証券 2銘柄	3.89	3.95
デンマーク・クローネ	国債証券 1銘柄	0.54	0.54
ノルウェー・クローネ	国債証券 1銘柄	0.20	0.20
ポーランド・ズロチ	国債証券 1銘柄	0.53	0.54
メキシコ・ペソ	国債証券 2銘柄	1.02	1.04
ユーロ	国債証券 17銘柄	32.37	32.85

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

エマージング債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	88,404,569
コール・ローン	14,487,467
国債証券	2,535,522,129
特殊債券	211,397,370
社債券	293,503,059
派生商品評価勘定	21,098,088
未収入金	48,043,438
未収利息	47,906,344
前払費用	5,723,908
差入委託証拠金	122,440,266
流動資産合計	3,388,526,638
資産合計	3,388,526,638
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,539,318
未払金	93,072,241
流動負債合計	105,611,559
負債合計	105,611,559
純資産の部	
元本等	
元本	843,085,791
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,439,829,288
元本等合計	3,282,915,079
純資産合計	3,282,915,079
負債純資産合計	3,388,526,638

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	902,792,769円
同期中追加設定元本額	5,219,480円
同期中一部解約元本額	64,926,458円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	170,057,222円
世界8資産ファンド 安定コース	45,697,879円
世界8資産ファンド 分配コース	483,039,616円
世界8資産ファンド 成長コース	144,291,074円
計	843,085,791円
2. 受益権の総数	843,085,791口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リ</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>スク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、市場金利及び為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>
-------------------	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
国債証券	119,957,255	
特殊債券	9,886,328	
社債券	4,657,864	
合計	134,501,447	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月9日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年5月8日現在		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
		うち 1年超	

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	578,440,930	—	589,467,757	△11,026,827
アメリカ・ドル	69,048,458	—	69,080,645	△32,187
チェコ・コルナ	7,437,826	—	7,700,533	△262,707
トルコ・リラ	3,973,514	—	3,813,278	160,236
ハンガリー・フォリント	4,442,127	—	4,391,722	50,405
メキシコ・ペソ	46,409,320	—	47,859,876	△1,450,556
ユーロ	435,660,185	—	444,603,233	△8,943,048
南アフリカ・ランド	11,469,500	—	12,018,470	△548,970
買建	578,440,930	—	596,563,873	18,122,943
アメリカ・ドル	509,392,472	—	527,491,501	18,099,029
トルコ・リラ	9,858,371	—	9,955,624	97,253
ハンガリー・フォリント	9,302,163	—	9,225,580	△76,583
ユーロ	49,887,924	—	49,891,168	3,244
合計	1,156,881,860	—	1,186,031,630	7,096,116

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

#### 債券関連

種類	2024年5月8日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)		評価損益 (円)
		うち 1年超		
市場取引				
先物取引				
売建	392,777,051	—	391,314,397	1,462,654
合計	392,777,051	—	391,314,397	1,462,654

(注) 時価の算定方法

債券先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,8939円 (38,939円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ARAB REPUBLIC OF EGYPT 5.8 09/30/27	200,000.000	180,519.900	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT 7.625 05/29/32	200,000.000	170,734.000	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT 8.5 01/31/47	200,000.000	158,064.200	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT 8.875 05/29/50	200,000.000	162,484.000	
		BRAZIL 4.75 01/14/50	200,000.000	146,844.540	
		BRAZIL 5.0 01/27/45	205,000.000	160,595.830	
		COLOMBIA 3.0 01/30/30	200,000.000	164,649.750	
		COLOMBIA 3.25 04/22/32	400,000.000	310,712.400	
		COLOMBIA 4.125 02/22/42	200,000.000	133,668.600	
		COLOMBIA 8.0 04/20/33	200,000.000	208,913.260	
		COSTA RICA GOVERNMENT 7.3 11/13/54	284,000.000	299,356.010	
		DOMINICAN REPUBLIC 4.5 01/30/30	150,000.000	136,360.120	
		DOMINICAN REPUBLIC 4.875 09/23/32	450,000.000	401,667.610	
		DUBAI GOVT INT'L BONDS 3.9 09/09/50	200,000.000	142,502.400	
		GOVT OF BERMUDA 3.375 08/20/50	200,000.000	133,500.000	
		HUNGARY 5.25 06/16/29	200,000.000	195,864.400	
		HUNGARY 5.5 03/26/36	200,000.000	191,078.000	
		HUNGARY 5.5 06/16/34	800,000.000	776,796.000	
		HUNGARY 6.25 09/22/32	200,000.000	204,300.000	
		ISLAMIC REP OF PAKISTAN 6.875 12/05/27	200,000.000	173,193.600	
		KINGDOM OF BAHRAIN 5.25 01/25/33	200,000.000	177,115.000	
		KINGDOM OF JORDAN 7.5 01/13/29	205,000.000	206,414.290	
		KINGDOM OF JORDAN 7.75 01/15/28	200,000.000	202,934.400	
MONGOLIA INTL BOND 8.65 01/19/28	200,000.000	210,040.030			

OMAN GOV INTERNTL BOND 6.5 03/08/47	200,000.000	197,544.400	
OMAN GOV INTERNTL BOND 7.0 01/25/51	200,000.000	208,689.600	
PANAMA 4.3 04/29/53	200,000.000	129,328.060	
PANAMA 6.853 03/28/54	200,000.000	181,512.180	
PERU 2.78 12/01/60	25,000.000	14,050.730	
PERU 2.783 01/23/31	198,000.000	168,267.520	
PERU 3.0 01/15/34	200,000.000	161,844.300	
REPUBLIC OF ANGOLA 8.0 11/26/29	420,000.000	392,152.740	
REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/35	610,772.000	285,307.960	
REPUBLIC OF ARGENTINA 07/09/41	10,000.000	4,414.400	
REPUBLIC OF ARGENTINA 1.0 07/09/29	10,000.000	6,000.000	
REPUBLIC OF AZERBAIJAN 3.5 09/01/32	150,000.000	126,361.050	
REPUBLIC OF CHILE 3.5 01/31/34	200,000.000	173,588.660	
REPUBLIC OF ECUADOR 07/31/30	69,596.000	39,125.110	
REPUBLIC OF ECUADOR 07/31/35	164,663.000	91,717.150	
REPUBLIC OF ECUADOR 07/31/40	302,000.000	152,208.000	
REPUBLIC OF EL SALVADOR 7.1246 01/20/50	300,000.000	193,017.120	
REPUBLIC OF GABON 6.625 02/06/31	400,000.000	315,143.200	
REPUBLIC OF GHANA 8.627 06/16/49	200,000.000	98,329.000	
REPUBLIC OF GUATEMALA 4.375 06/05/27	200,000.000	190,384.320	
REPUBLIC OF GUATEMALA 6.6 06/13/36	400,000.000	402,000.120	
REPUBLIC OF NIGERIA 7.375 09/28/33	400,000.000	340,085.480	
REPUBLIC OF NIGERIA 8.375 03/24/29	200,000.000	193,374.200	
REPUBLIC OF SERBIA 6.5 09/26/33	200,000.000	202,940.800	
REPUBLIC OF VENEZUELA 03/31/38	295,000.000	49,401.380	
REPUBLIC OF VENEZUELA 05/07/28	120,000.000	22,559.680	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY 4.975 04/20/55	50,000.000	45,663.930	
REPUBLICA ORIENT URUGUAY 5.75 10/28/34	205,000.000	213,200.720	

	ROMANIA 3.0 02/14/31	6,000,000	4,992,210	
	ROMANIA 5.875 01/30/29	58,000,000	57,499,980	
	ROMANIA 6.0 05/25/34	348,000,000	337,908,000	
	ROMANIA 6.375 01/30/34	52,000,000	51,811,500	
	ROMANIA 7.625 01/17/53	54,000,000	59,028,480	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND 3.75 01/21/55	250,000,000	174,603,750	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.0 01/16/34	200,000,000	196,098,400	
	SAUDI INTERNATIONAL BOND 5.0 01/18/53	200,000,000	174,436,000	
	SOUTH AFRICA 6.25 03/08/41	200,000,000	167,571,000	
	SOUTH AFRICA 7.3 04/20/52	200,000,000	175,993,000	
	TURKEY 5.75 05/11/47	200,000,000	152,256,000	
	TURKEY 7.625 05/15/34	200,000,000	201,580,000	
	UKRAINE 7.253 03/15/33	400,000,000	106,912,000	
	UNITED MEXICAN STATES 6.0 05/07/36	200,000,000	197,271,980	
	UNITED MEXICAN STATES 6.338 05/04/53	200,000,000	192,106,070	
	UNITED MEXICAN STATES 6.35 02/09/35	200,000,000	203,282,880	
	US T N/B 4.125 08/15/53	60,000,000	55,350,000	
	US T N/B 4.25 02/15/54	555,000,000	523,521,060	
	US T N/B 4.75 11/15/53	949,000,000	972,131,820	
アメリカ・ドル	小計	16,556,031,000 (2,565,357,003)	13,850,874,280 (2,146,192,968)	
ウルグアイ・ペソ	REPUBLICA ORIENT URUGUAY 9.75 07/20/33	3,155,000,000	3,273,312,500	
ウルグアイ・ペソ	小計	3,155,000,000 (12,717,805)	3,273,312,500 (13,194,723)	
コロンビア・ペソ	TITULOS DE TESORERIA 7.25 10/18/34	196,500,000,000	157,085,082,860	
コロンビア・ペソ	小計	196,500,000,000 (7,829,150)	157,085,082,860 (6,258,741)	
チェコ・コルナ	CZECH REPUBLIC 0.95 05/15/30	1,350,000,000	1,137,758,400	
チェコ・コルナ	小計	1,350,000,000 (8,979,795)	1,137,758,400 (7,568,028)	
ハンガリー・フォリント	HUNGARY 2.25 04/20/33	14,900,000,000	10,562,326,900	
ハンガリー・フォリント	小計	14,900,000,000 (6,379,569)	10,562,326,900 (4,522,355)	
ブラジル・リアル	BRAZIL NTN 01/01/29	227,000,000	218,283,330	
	BRAZIL NTN 10.0 01/01/35	208,000,000	190,360,850	
ブラジル・リアル	小計	435,000,000 (13,285,727)	408,644,180 (12,480,770)	
ペルー・ソル	BONOS DE TESORERIA 6.15	265,000,000	253,573,160	

		08/12/32		
	ペルー・ソル	小計	265,000.000 (11,028,505)	253,573.160 (10,552,954)
	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	1,416,900.000	1,282,832.920
		MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	2,011,400.000	1,771,198.600
	メキシコ・ペソ	小計	3,428,300.000 (31,417,284)	3,054,031.520 (27,987,450)
	ユーロ	BENIN INTL GOV BOND 4.95 01/22/35	100,000.000	82,145.000
		BULGARIA 0.375 09/23/30	90,000.000	74,344.500
		BULGARIA 4.375 05/13/31	50,000.000	52,640.500
		BULGARIA 4.5 01/27/33	150,000.000	158,511.280
		BULGARIA 4.625 09/23/34	20,000.000	21,307.600
		BULGARIA 4.875 05/13/36	239,000.000	255,995.290
		IVORY COAST 4.875 01/30/32	180,000.000	151,995.600
		KINGDOM OF MOROCCO 2.0 09/30/30	100,000.000	85,117.000
		NORTH MACEDONIA 3.675 06/03/26	200,000.000	195,165.860
		NORTH MACEDONIA 6.96 03/13/27	100,000.000	104,987.140
		REPUBLIC OF SENEGAL 4.75 03/13/28	205,000.000	189,252.920
		ROMANIA 1.375 12/02/29	75,000.000	62,212.500
		ROMANIA 3.5 04/03/34	100,000.000	84,340.000
		ROMANIA 5.375 03/22/31	95,000.000	95,267.330
		ROMANIA 5.5 09/18/28	30,000.000	30,894.600
		ROMANIA 5.625 02/22/36	60,000.000	59,811.240
		ROMANIA 6.625 09/27/29	65,000.000	70,340.070
	ユーロ	小計	1,859,000.000 (309,635,040)	1,774,328.430 (295,532,143)
	南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 8.5 01/31/37	1,782,000.000	1,341,935.100
	南アフリカ・ランド	小計	1,782,000.000 (14,915,340)	1,341,935.100 (11,231,997)
	国債証券	合計	2,981,545,217.580 (2,981,545,218)	2,535,522,129 (2,535,522,129)
特殊債券	アメリカ・ドル	CODELCO INC 5.95 01/08/34	200,000.000	197,790.700
		ECOPETROL SA 4.625 11/02/31	70,000.000	57,375.170
		ECOPETROL SA 8.625 01/19/29	20,000.000	21,014.870
		FREEMPORT INDONESIA PT 5.315 04/14/32	200,000.000	192,198.580
		OFFICE CHERIFIEN DES PHO 3.75 06/23/31	200,000.000	166,780.000
		PETROLEOS DE VENEZUELA S	651,000.000	79,910.250

		11/15/26			
		PETROLEOS MEXICANOS 6.7 02/16/32	84,000.000	69,299.860	
		PETROLEOS MEXICANOS 6.75 09/21/47	152,000.000	99,860.530	
		PETROLEOS MEXICANOS 7.69 01/23/50	252,000.000	179,862.340	
		STATE OIL CO OF THE AZER 6.95 03/18/30	200,000.000	203,960.000	
	アメリカ・ドル	小計	2,029,000.000 (314,393,550)	1,268,052.300 (196,484,704)	
	ユーロ	BULGARIAN ENERGY HLD 2.45 07/22/28	100,000.000	89,533.300	
	ユーロ	小計	100,000.000 (16,656,000)	89,533.300 (14,912,666)	
特殊債券 合計			331,049,550 (331,049,550)	211,397,370 (211,397,370)	
社債券	アメリカ・ドル	ADANI PORTS AND SPECIAL 3.828 02/02/32	200,000.000	161,036.960	
		BANCO DE CREDITO DEL PER 07/01/30	30,000.000	28,771.620	
		BANCO DE CREDITO DEL PER 09/30/31	10,000.000	9,184.730	
		BANCO DE CREDITO DEL PER 5.85 01/11/29	50,000.000	50,051.800	
		BRASKEM NETHERLANDS 4.5 01/31/30	200,000.000	167,480.080	
		CNTL AMR BOTTLING CORP 5.25 04/27/29	46,000.000	43,467.560	
		EIG PEARL HOLDINGS SARL 3.545 08/31/36	200,000.000	167,860.000	
		ENERGEAN ISRAEL FINANCE 5.875 03/30/31	36,000.000	31,279.260	
		ENERGEAN ISRAEL FINANCE 8.5 09/30/33	105,000.000	103,310.970	
		MINERVA LUXEMBOURG SA 8.875 09/13/33	200,000.000	208,583.200	
		STILLWATER MINING CO 4.5 11/16/29	200,000.000	161,040.000	
		WE SODA INV HOLDING PLC 9.5 10/06/28	200,000.000	208,950.000	
		アメリカ・ドル	小計	1,477,000.000 (228,861,150)	1,341,016.180 (207,790,459)
	メキシコ・ペソ	AMERICA MOVIL SAB DE CV 9.5 01/27/31	2,000,000.000	1,870,000.000	
	メキシコ・ペソ	小計	2,000,000.000 (18,328,200)	1,870,000.000 (17,136,867)	
ユーロ	BANCA TRANSILVANIA 12/07/28	100,000.000	104,248.800		
	BANK POLSKA KASA OPIEKI 11/23/27	100,000.000	102,292.700		

		MBANK SA 09/11/27	100,000.000	105,505.000	
		OTP BANK NYRT 01/31/29	100,000.000	99,671.400	
	ユーロ 小計		400,000.000 (66,624,000)	411,717.900 (68,575,733)	
社債券 合計			313,813,350 (313,813,350)	293,503,059 (293,503,059)	
合計				3,040,422,558 (3,040,422,558)	

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券	71銘柄	65.37
	特殊債券	10銘柄	5.99
	社債券	12銘柄	6.33
ウルグアイ・ペソ	国債証券	1銘柄	0.40
コロンビア・ペソ	国債証券	1銘柄	0.19
チェコ・コルナ	国債証券	1銘柄	0.23
ハンガリー・フォリント	国債証券	1銘柄	0.14
ブラジル・リアル	国債証券	2銘柄	0.38
ペルー・ソル	国債証券	1銘柄	0.32
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	0.85
	社債券	1銘柄	0.52
ユーロ	国債証券	17銘柄	9.00
	特殊債券	1銘柄	0.45
	社債券	4銘柄	2.09
南アフリカ・ランド	国債証券	1銘柄	0.34

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

国内株式マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	108,661,240
株式	3,746,034,330
未収入金	1,669,634
未収配当金	32,266,249
流動資産合計	3,888,631,453
資産合計	3,888,631,453
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	1,566,054,931
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,322,576,522
元本等合計	3,888,631,453
純資産合計	3,888,631,453
負債純資産合計	3,888,631,453

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,808,571,377円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	242,516,446円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	427,780,763円
世界8資産ファンド 安定コース	121,032,413円
世界8資産ファンド 分配コース	325,427,710円
世界8資産ファンド 成長コース	691,814,045円
計	1,566,054,931円
2. 受益権の総数	1,566,054,931口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
----	-------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	468,553,387	
合計	468,553,387	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月9日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2024年5月8日現在	
1口当たり純資産額	2,483円
(1万口当たり純資産額)	(24,831円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年5月8日現在

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
大和ハウス工業	14,700	4,298.00	63,180,600	
エクシオグループ	22,200	1,698.00	37,695,600	
学情	10,800	1,831.00	19,774,800	
新日本科学	3,300	1,411.00	4,656,300	
エムスリー	8,500	1,676.50	14,250,250	
キッコーマン	5,000	1,839.00	9,195,000	
ニチレイ	11,800	3,957.00	46,692,600	
東洋水産	4,200	10,060.00	42,252,000	

日東紡績	4,100	5,730.00	23,493,000
東急不動産ホールディングス	31,600	1,146.00	36,213,600
東レ	33,800	709.60	23,984,480
クラレ	19,000	1,707.00	32,433,000
GMOペイメントゲートウェイ	1,900	7,846.00	14,907,400
うるる	4,900	1,572.00	7,702,800
イビデン	3,000	5,621.00	16,863,000
信越化学工業	15,900	5,754.00	91,488,600
プラスアルファ・コンサルティング	12,400	2,037.00	25,258,800
日本酸素ホールディングス	6,000	4,506.00	27,036,000
東京応化工業	6,300	4,307.00	27,134,100
ビジョナル	2,600	7,790.00	20,254,000
旭有機材	3,500	4,940.00	17,290,000
野村総合研究所	5,700	4,075.00	23,227,500
S a n s a n	15,300	1,566.00	23,959,800
JMDC	7,700	3,101.00	23,877,700
中外製薬	7,400	4,926.00	36,452,400
テルモ	18,000	2,579.50	46,431,000
JCRファーマ	13,400	800.00	10,720,000
第一三共	15,200	5,289.00	80,392,800
富士フイルムホールディングス	15,600	3,455.00	53,898,000
ファンケル	7,300	1,836.50	13,406,450
ENEOSホールディングス	80,000	695.50	55,640,000
フジインコーポレーテッド	8,500	3,515.00	29,877,500
ニチアス	12,000	4,195.00	50,340,000
大同特殊鋼	26,200	1,720.50	45,077,100
AVILEN	100	2,185.00	218,500
UACJ	8,300	4,910.00	40,753,000
住友電気工業	17,400	2,397.00	41,707,800
リクルートホールディングス	6,400	7,037.00	45,036,800
SMC	700	84,050.00	58,835,000
ハーモニック・ドライブ・システムズ	6,700	4,250.00	28,475,000
日立製作所	3,900	14,195.00	55,360,500
日本電気	3,800	10,875.00	41,325,000
ルネサスエレクトロニクス	20,600	2,521.50	51,942,900
ソニーグループ	7,100	12,050.00	85,555,000
TDK	8,600	7,093.00	60,999,800
メイコー	5,600	5,330.00	29,848,000
リオン	11,900	3,115.00	37,068,500
アドバンテスト	700	5,150.00	3,605,000
キーエンス	1,400	70,220.00	98,308,000
シスメックス	1,200	2,655.50	3,186,600
デンソー	34,400	2,642.50	90,902,000
ファナック	5,800	4,578.00	26,552,400
ローム	8,300	2,254.50	18,712,350
ポート	6,100	2,053.00	12,523,300
トヨタ自動車	70,400	3,579.00	251,961,600
スズキ	42,800	1,767.50	75,649,000
LITALICO	12,300	1,858.00	22,853,400
パン・パシフィック・インターナシヨ	9,800	3,687.00	36,132,600

ナルホールディングス				
島津製作所	6,900	4,334.00	29,904,600	
HOYA	4,200	18,175.00	76,335,000	
朝日インテック	12,300	2,300.00	28,290,000	
伊藤忠商事	14,000	7,097.00	99,358,000	
三井物産	12,300	7,640.00	93,972,000	
東京エレクトロン	3,100	36,280.00	112,468,000	
ユニ・チャーム	7,200	4,817.00	34,682,400	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	144,700	1,551.00	224,429,700	
三井住友フィナンシャルグループ	11,600	8,801.00	102,091,600	
千葉銀行	49,700	1,280.00	63,616,000	
アニコム ホールディングス	36,600	594.00	21,740,400	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	38,100	2,770.00	105,537,000	
T&Dホールディングス	36,600	2,519.00	92,195,400	
三井不動産	26,400	1,575.00	41,580,000	
リログループ	9,900	1,387.50	13,736,250	
東急	21,300	1,839.50	39,181,350	
富士急行	3,900	3,315.00	12,928,500	
サンウェルズ	7,400	2,320.00	17,168,000	
日本電信電話	237,000	168.10	39,839,700	
プログリット	19,500	1,051.00	20,494,500	
共立メンテナンス	9,400	3,260.00	30,644,000	
セコム	3,100	10,580.00	32,798,000	
コナミグループ	3,900	9,323.00	36,359,700	
ダイセキ	7,900	3,090.00	24,411,000	
ソフトバンクグループ	5,000	7,941.00	39,705,000	
合計	1,484,100		3,746,034,330	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外株式マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,816,301
コール・ローン	13,723,896
株式	4,013,489,385
投資証券	24,762,262
未収入金	43,891
未収配当金	1,901,259
流動資産合計	4,055,736,994
資産合計	4,055,736,994
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	876,504,057
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,179,232,937
元本等合計	4,055,736,994
純資産合計	4,055,736,994
負債純資産合計	4,055,736,994

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,038,048,149円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	161,544,092円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	312,987,066円
世界8資産ファンド 安定コース	31,645,171円
世界8資産ファンド 分配コース	367,452,525円
世界8資産ファンド 成長コース	164,419,295円
計	876,504,057円
2. 受益権の総数	876,504,057口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>
--------------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
株式	480,599,913
投資証券	△4,445,232
合計	476,154,681

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月9日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年5月8日現在
1口当たり純資産額	4.6272円
(1万口当たり純資産額)	(46,272円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	4,190	188.760	790,904.400	
	ABBOTT LABORATORIES	2,226	106.170	236,334.420	
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,485	154.430	229,328.550	
	ADOBE INC	704	492.270	346,558.080	
	AMGEN INC	741	300.300	222,522.300	
	APPLE INC	5,819	182.400	1,061,385.600	
	APPLIED MATERIALS INC	370	207.320	76,708.400	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	8,195	73.430	601,758.850	
	UNITED RENTALS INC	255	674.270	171,938.850	
	CATERPILLAR INC	218	345.000	75,210.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,839	191.750	544,378.250	
	MORGAN STANLEY	2,675	95.790	256,238.250	
	THE WALT DISNEY CO	4,589	105.390	483,634.710	
	BANK OF AMERICA CORP	5,213	37.840	197,259.920	
	CITIGROUP INC	3,372	62.000	209,064.000	
	EATON CORP PLC	655	327.430	214,466.650	
	CADENCE DESIGN SYS INC	386	284.040	109,639.440	
	EOG RESOURCES INC	806	130.260	104,989.560	
	EXXON MOBIL CORP	2,429	116.170	282,176.930	
	NEXTERA ENERGY INC	3,580	71.950	257,581.000	
	FREEMONT-MCMORAN INC	1,399	51.390	71,894.610	
	GENUINE PARTS CO	1,048	154.920	162,356.160	
	NVIDIA CORP	1,070	905.540	968,927.800	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	516	443.800	229,000.800	
	INTUIT INC	825	641.150	528,948.750	
	INTEL CORP	1,749	30.680	53,659.320	
	BLACKROCK INC/NEW YORK	228	780.920	178,049.760	
	LAM RESEARCH CORP	145	914.910	132,661.950	
	ELI LILLY & CO	539	777.770	419,218.030	
	MCDONALD'S CORPORATION	582	267.500	155,685.000	
	MERCK & CO. INC.	996	130.380	129,858.480	
	MICROSOFT CORP	3,115	409.340	1,275,094.100	
	MICRON TECH INC	558	119.210	66,519.180	
	NEWMONT CORP	1,416	41.440	58,679.040	
	NIKE INC-CL B	1,385	93.780	129,885.300	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	791	184.790	146,168.890	
	PEPSICO INC	1,446	178.020	257,416.920	
	CONOCOPHILLIPS	1,089	123.540	134,535.060	
	COSTCO WHOLESALE CORP	297	771.310	229,079.070	
	PROCTER & GAMBLE CO	2,253	165.760	373,457.280	
US BANCORP	643	41.580	26,735.940		
ROLLINS INC	3,574	47.200	168,692.800		
ROCKWELL AUTOMATION INC	492	272.040	133,843.680		
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	2,754	70.890	195,231.060		
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,709	75.540	129,097.860		

	POOL CORP	222	372.680	82,734.960	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,157	116.230	250,708.110	
	CHEVRON CORP	1,237	162.670	201,222.790	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	1,752	87.290	152,932.080	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	305	572.870	174,725.350	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	815	500.960	408,282.400	
	WASTE MANAGEMENT INC	929	210.500	195,554.500	
	TRANSDIGM GROUP INC	327	1,310.400	428,500.800	
	MASTERCARD INC	1,135	453.060	514,223.100	
	MSCI INC	321	471.400	151,319.400	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,327	131.820	174,925.140	
	XYLEM INC	2,508	140.030	351,195.240	
	VERISK ANALYTICS INC	697	247.000	172,159.000	
	TESLA INC	1,217	177.810	216,394.770	
	META PLATFORMS INC	1,028	468.240	481,350.720	
	SERVICENOW INC	507	713.330	361,658.310	
	PALO ALTO NETWORKS INC	643	305.520	196,449.360	
	WORKDAY INC	1,194	249.430	297,819.420	
	ZOETIS INC	1,000	168.450	168,450.000	
	TRADE DESK INC A	660	89.640	59,162.400	
	BAKER HUGHES CO	2,988	32.140	96,034.320	
	BROADCOM INC	192	1,303.110	250,197.120	
	ARAMARK	2,428	30.750	74,661.000	
	CORTEVA INC	731	57.520	42,047.120	
	CLEAR SECURE INC	2,112	18.080	38,184.960	
	LINDE PLC	371	430.000	159,530.000	
	HUBSPOT INC	130	615.460	80,009.800	
	BLOCK INC	1,200	71.600	85,920.000	
	ALPHABET INC-CL A	5,491	171.250	940,333.750	
	SEA LTD ADR	1,530	65.160	99,694.800	
アメリカ・ドル	小計	118,520		19,733,155.720 (3,057,652,481)	
イギリス・ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	598	26.800	16,026.400	
	HSBC HOLDINGS PLC	18,352	7.126	130,776.350	
	UNILEVER PLC	2,203	42.120	92,790.360	
	RIO TINTO PLC	1,100	55.910	61,501.000	
	BP PLC	13,113	5.037	66,050.180	
	ASTRAZENECA PLC	1,089	121.180	131,965.020	
	INTERTEK GROUP PLC	2,531	50.100	126,803.100	
	GLENCORE PLC	4,364	4.679	20,419.150	
SHELL PLC	3,271	28.950	94,695.450		
イギリス・ポンド	小計	46,621		741,027.010 (143,507,291)	
オーストラリア・ドル	BHP GROUP LTD	2,268	43.420	98,476.560	
	COMMONWEALTH BANK OF	2,008	119.000	238,952.000	

	AUSTRALIA				
	MACQUARIE GROUP LTD	949	191.100	181,353.900	
オーストラリア・ドル 小計		5,225		518,782.460 (52,931,374)	
カナダ・ドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	902	104.900	94,619.800	
	ENBRIDGE INC	1,314	50.580	66,462.120	
	ROYAL BANK OF CANADA	646	138.650	89,567.900	
	WSP GLOBAL INC	1,063	214.500	228,013.500	
カナダ・ドル 小計		3,925		478,663.320 (53,998,009)	
スイス・フラン	NESTLE SA-REGISTERED	1,285	92.160	118,425.600	
	NOVARTIS AG-REG SHS	2,511	89.780	225,437.580	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	77	1,237.500	95,287.500	
	UBS GROUP AG	1,572	26.790	42,113.880	
スイス・フラン 小計		5,445		481,264.560 (82,036,357)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	2,731	414.200	1,131,180.200	
	NOVO NORDISK A/S-B	2,092	882.600	1,846,399.200	
デンマーク・クローネ 小計		4,823		2,977,579.400 (66,459,572)	
ユーロ	KINGSPAN GROUP PLC	1,756	88.100	154,703.600	
	AIR LIQUIDE	609	183.980	112,043.820	
	INTESA SANPAOLO	48,203	3.598	173,434.390	
	CAPGEMINI SA	1,046	205.100	214,534.600	
	IBERDROLA SA	10,308	11.895	122,613.660	
	VINCI S. A.	957	112.500	107,662.500	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,097	221.500	242,985.500	
	TOTALENERGIES SE	1,526	67.070	102,348.820	
	BASF SE	920	50.080	46,073.600	
	ALLIANZ SE	551	272.500	150,147.500	
	HERMES INTL	83	2,294.000	190,402.000	
	ASML HOLDING NV	313	854.200	267,364.600	
	BANCO SANTANDER SA	31,512	4.728	148,988.730	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	535	208.200	111,387.000	
	AMADEUS IT GROUP SA	3,183	59.600	189,706.800	
	FERRARI NV	499	378.800	189,021.200	
	MONCLER SPA	3,589	64.200	230,413.800	
SCOUT24 SE	4,363	71.400	311,518.200		
ユーロ 小計		111,050		3,065,350.320 (510,564,749)	
香港・ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	11,500	111.800	1,285,700.000	
	AIA GROUP LTD	17,200	61.250	1,053,500.000	
香港・ドル 小計		28,700		2,339,200.000 (46,339,552)	
合計		324,309		4,013,489,385 (4,013,489,385)	

## (2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	PROLOGIS INC	1,483.000	159,808.080	
	アメリカ・ドル	小計	1,483.000	159,808.080 (24,762,262)	
投資証券 合計			1,483	24,762,262 (24,762,262)	
合計				24,762,262 (24,762,262)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 75銘柄	75.39	—	76.33
	投資証券 1銘柄	—	0.61	
イギリス・ポンド	株式 9銘柄	3.54	—	3.55
オーストラリア・ドル	株式 3銘柄	1.31	—	1.31
カナダ・ドル	株式 4銘柄	1.33	—	1.34
スイス・フラン	株式 4銘柄	2.02	—	2.03
デンマーク・クローネ	株式 2銘柄	1.64	—	1.65
ユーロ	株式 18銘柄	12.59	—	12.64
香港・ドル	株式 2銘柄	1.14	—	1.15

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

エマージング株式マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	140,550,671
コール・ローン	11,225,292
株式	4,171,304,456
投資信託受益証券	31,822,828
投資証券	50,213,348
未収入金	19,764,530
未収配当金	15,335,488
流動資産合計	4,440,216,613
資産合計	4,440,216,613
負債の部	
流動負債	
未払金	18,003,662
流動負債合計	18,003,662
負債合計	18,003,662
純資産の部	
元本等	
元本	1,118,154,955
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,304,057,996
元本等合計	4,422,212,951
純資産合計	4,422,212,951
負債純資産合計	4,440,216,613

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1, 257, 088, 483円
同期中追加設定元本額	10, 674, 922円
同期中一部解約元本額	149, 608, 450円
元本の内訳	
ファンド名	
みずほエマージング株式オープン	459, 266, 047円
世界8資産ファンド<DC年金>	251, 976, 790円
世界8資産ファンド 安定コース	42, 351, 560円
世界8資産ファンド 分配コース	218, 795, 617円
世界8資産ファンド 成長コース	145, 764, 941円
計	1, 118, 154, 955円
2. 受益権の総数	1, 118, 154, 955口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	96,036,269
投資信託受益証券	919,006
投資証券	△1,224,503
合計	95,730,772

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2024年4月16日から2024年5月8日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

		2024年5月8日現在
1口当たり純資産額		3.9549円
(1万口当たり純資産額)		(39,549円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2024年5月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CREDICORP LTD	960	169.780	162,988.800	
	ICICI BANK LTD ADR	19,472	27.120	528,080.640	
	EMBRAER SA-ADR	10,900	26.570	289,613.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV ADR	400	336.600	134,640.000	
	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	28,600	16.010	457,886.000	
	SOUTHERN COPPER CORP	3,637	115.070	418,509.590	
	COPA HOLDINGS SA	1,700	100.540	170,918.000	
	TERNIUM SA ADR	5,100	40.440	206,244.000	
	CORP INMOBILIARIA VESTA SAB DE CV ADR	5,300	35.460	187,938.000	
アメリカ・ドル	小計	76,069		2,556,818.030 (396,178,954)	
インド・ルピー	RELIANCE INDUSTRIES LTD	12,124	2,802.950	33,982,965.800	
	HDFC BANK LTD	11,522	1,506.150	17,353,860.300	
	GAIL INDIA LTD	66,050	192.750	12,731,137.500	
	INFOSYS LTD	24,428	1,440.950	35,199,526.600	
	BHARTI AIRTEL LTD	19,828	1,286.150	25,501,782.200	
	ASHOK LEYLAND LTD	118,111	194.100	22,925,345.100	
	POWER FINANCE CORP LTD	102,763	421.550	43,319,742.650	
	DLF LTD	31,663	855.900	27,100,361.700	
	MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	17,042	805.200	13,722,218.400	
	HOME FIRST FINANCE CO INDIA LTD	23,869	878.050	20,958,175.450	
	KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	72,682	388.500	28,236,957.000	
	360 ONE WAM LTD	39,331	749.250	29,468,751.750	
インド・ルピー	小計	539,413		310,500,824.450 (577,531,533)	
インドネシア・ルピア	BANK MANDIRI	800,700	6,275.000	5,024,392,500.000	
	BANK NEGARA INDONESIA PERSERO TBK PT	651,900	4,700.000	3,063,930,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR TBK PT	202,300	10,775.000	2,179,782,500.000	
インドネシア・ルピア	小計	1,654,900		10,268,105,000.000 (98,573,808)	
オフショア・人	GREE ELECTRIC APPLIANCES	25,400	42.670	1,083,818.000	

民元	INC OF ZHUHAI				
	MIDEA GROUP CO LTD	55,800	71.100	3,967,380.000	
	FOXCONN INDUSTRIAL INTERNET CO LTD	94,200	25.380	2,390,796.000	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA LTD	34,200	42.590	1,456,578.000	
	INNER MONGOLIA YILI INDUSTRIAL GROUP CO LTD	50,494	28.350	1,431,504.900	
オフショア・人民元 小計		260,094		10,330,076.900 (221,441,726)	
サウジアラビ ア・リアル	ETIHAD ETISALAT CO	9,809	51.400	504,182.600	
	SAUDI BRITISH BANK	25,168	40.900	1,029,371.200	
	AL RAJHI BANK	6,941	80.800	560,832.800	
	UNITED INTERNATIONAL TRANSPORTATION CO	6,124	86.800	531,563.200	
	ARABIAN DRILLING CO	4,099	153.000	627,147.000	
サウジアラビア・リアル 小計		52,141		3,253,096.800 (134,645,677)	
シンガポール・ ドル	YANGZIJIANG SHIPBUILDING HOLDINGS LTD	149,300	1.700	253,810.000	
シンガポール・ドル 小計		149,300		253,810.000 (29,023,174)	
タイ・パーツ	CP ALL PCL	106,300	58.250	6,191,975.000	
	PTT EXPLORATION & PRODUCTION PCL	32,700	153.000	5,003,100.000	
タイ・パーツ 小計		139,000		11,195,075.000 (46,907,364)	
トルコ・リラ	AKBANK TAS	73,286	61.600	4,514,417.600	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	13,119	419.000	5,496,861.000	
トルコ・リラ 小計		86,405		10,011,278.600 (48,098,187)	
ハンガリー・ フォリント	RICHTER GEDEON NYRT	4,988	9,475.000	47,261,300.000	
ハンガリー・フォリント 小計		4,988		47,261,300.000 (20,235,351)	
ブラジル・レアル	VALE SA	13,500	64.580	871,830.000	
	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	38,500	33.070	1,273,195.000	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BAICAO	53,100	11.580	614,898.000	
ブラジル・レアル 小計		105,100		2,759,923.000 (84,293,292)	
ポーランド・ズ ロチ	BANK PEKAO SA	3,686	171.800	633,254.800	
	LPP SA	46	16,350.000	752,100.000	
ポーランド・ズロチ 小計		3,732		1,385,354.800 (53,503,788)	
マレーシア・リ ンギット	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	107,100	6.810	729,351.000	

	MALAYSIA AIRPORTS HOLDINGS BHD	87,100	10.220	890,162.000	
マレーシア・リンギット 小計		194,200		1,619,513.000 (52,894,104)	
メキシコ・ペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	14,800	173.270	2,564,396.000	
	ALSEA SAB DE CV	35,300	72.740	2,567,722.000	
	WAL-MART DE MEXICO SAB DE CV	34,200	65.530	2,241,126.000	
	BOLSA MEXICANA DE VALORES SA	64,065	33.750	2,162,193.750	
メキシコ・ペソ 小計		148,365		9,535,437.750 (87,383,705)	
ユーロ	NATIONAL BANK OF GREECE	33,255	7.810	259,721.550	
	JUMBO SA	4,602	29.480	135,666.960	
ユーロ 小計		37,857		395,388.510 (65,855,910)	
ロシア・ルーブル	ALROSA PJSC	288,410	0.000	0.000	
ロシア・ルーブル 小計		288,410		0.000 (0)	
韓国・ウォン	LG CHEM LTD	503	402,000.000	202,206,000.000	
	SK HYNIX INC	3,632	179,600.000	652,307,200.000	
	KIA CORPORATION	3,958	115,700.000	457,940,600.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	16,214	81,300.000	1,318,198,200.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PFD	18,550	66,900.000	1,240,995,000.000	
	KB FINANCIAL GROUP INC	6,846	73,900.000	505,919,400.000	
	FILA HOLDINGS CORP	5,317	38,500.000	204,704,500.000	
	DOOSAN BOBCAT INC	5,516	52,700.000	290,693,200.000	
韓国・ウォン 小計		60,536		4,872,964,100.000 (554,056,018)	
香港・ドル	CHINA RESOURCES LAND LTD	124,500	30.750	3,828,375.000	
	LENOVO GROUP LTD	244,000	9.450	2,305,800.000	
	TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	117,000	10.360	1,212,120.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	24,200	71.600	1,732,720.000	
	CHINA OILFIELD SERVICES LTD	162,000	8.310	1,346,220.000	
	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	314,000	4.900	1,538,600.000	
	GREAT WALL MOTOR COMPANY LTD	91,500	12.120	1,108,980.000	
	WEICHAI POWER CO LTD	85,000	16.400	1,394,000.000	
	TINGYI HOLDING CORP	122,000	9.300	1,134,600.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	30,600	365.800	11,193,480.000	
	BAIDU INC	14,550	108.300	1,575,765.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK	432,000	5.240	2,263,680.000	
	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD	63,500	36.300	2,305,050.000	

	ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	17,800	93.950	1,672,310.000	
	SAMSONITE INTERNATIONAL SA	48,600	28.700	1,394,820.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	71,800	78.050	5,603,990.000	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	33,600	48.300	1,622,880.000	
	BOC AVIATION LTD	20,700	62.000	1,283,400.000	
	CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CORP LTD	186,400	9.960	1,856,544.000	
香港・ドル	小計	2,203,750		46,373,334.000 (918,655,745)	
台湾・ドル	QUANTA COMPUTER INC	26,000	267.000	6,942,000.000	
	CHROMA ATE INC	35,000	258.000	9,030,000.000	
	DELTA ELECTRONICS INC	15,000	326.000	4,890,000.000	
	MEDIATEK INC	5,000	1,045.000	5,225,000.000	
	CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	125,000	50.900	6,362,500.000	
	LARGAN PRECISION CO LTD	1,700	2,280.000	3,876,000.000	
	E INK HOLDINGS INC	31,000	217.000	6,727,000.000	
	TECO ELECTRIC AND MACHINERY CO LTD	73,000	57.200	4,175,600.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	99,000	800.000	79,200,000.000	
	UNITED MICROELECTRONICS CORP	124,000	51.600	6,398,400.000	
	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	30,000	151.000	4,530,000.000	
台湾・ドル	小計	564,700		137,356,500.000 (657,154,703)	
南アフリカ・ランド	BIDVEST GROUP LTD	21,023	253.450	5,328,279.350	
	NASPERS LTD	751	3,727.420	2,799,292.420	
	STANDARD BANK GROUP LTD	23,045	182.910	4,215,160.950	
	SANLAM LTD	37,239	69.180	2,576,194.020	
南アフリカ・ランド	小計	82,058		14,918,926.740 (124,871,417)	
合計		6,651,018		4,171,304,456 (4,171,304,456)	

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ブラジル・リアル	BANCO BTG PACTUAL SA	29,500.000	1,041,940.000	
	ブラジル・リアル 小計		29,500.000	1,041,940.000 (31,822,828)	
投資信託受益証券 合計			29,500	31,822,828 (31,822,828)	
投資証券	インド・ルピー	EMBASSY OFFICE PARKS REIT	78,280.000	26,996,423.600	
	インド・ルピー 小計		78,280.000	26,996,423.600	

			(50,213,348)
投資証券 合計		78,280	50,213,348 (50,213,348)
合計			82,036,176 (82,036,176)

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における ( ) 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 9銘柄	8.96	—	—	9.31
インド・ルピー	株式 12銘柄 投資証券 1銘柄	13.06 —	— —	— 1.14	14.76
インドネシア・ルピア	株式 3銘柄	2.23	—	—	2.32
オフショア・人民元	株式 5銘柄	5.01	—	—	5.21
サウジアラビア・リアル	株式 5銘柄	3.04	—	—	3.17
シンガポール・ドル	株式 1銘柄	0.66	—	—	0.68
タイ・バーツ	株式 2銘柄	1.06	—	—	1.10
トルコ・リラ	株式 2銘柄	1.09	—	—	1.13
ハンガリー・フォリント	株式 1銘柄	0.46	—	—	0.48
ブラジル・レアル	株式 3銘柄 投資信託受益証券 1銘柄	1.91 —	— 0.72	— —	2.73
ポーランド・ズロチ	株式 2銘柄	1.21	—	—	1.26
マレーシア・リンギット	株式 2銘柄	1.20	—	—	1.24
メキシコ・ペソ	株式 4銘柄	1.98	—	—	2.05
ユーロ	株式 2銘柄	1.49	—	—	1.55
ロシア・ルーブル	株式 1銘柄	0.00	—	—	0.00
韓国・ウォン	株式 8銘柄	12.53	—	—	13.03
香港・ドル	株式 19銘柄	20.77	—	—	21.60
台湾・ドル	株式 11銘柄	14.86	—	—	15.45
南アフリカ・ランド	株式 4銘柄	2.82	—	—	2.94

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内リートマザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	465,720,907
投資証券	35,832,170,300
未収入金	342,285,078
未収配当金	461,141,512
流動資産合計	37,101,317,797
資産合計	37,101,317,797
負債の部	
流動負債	
未払金	374,627,000
未払解約金	27,730,000
流動負債合計	402,357,000
負債合計	402,357,000
純資産の部	
元本等	
元本	9,155,339,472
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	27,543,621,325
元本等合計	36,698,960,797
純資産合計	36,698,960,797
負債純資産合計	37,101,317,797

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,790,485,518円
同期中追加設定元本額	285,674,373円
同期中一部解約元本額	1,920,820,419円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース	3,496,404,455円
MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>	668,011,631円
世界8資産ファンド<DC年金>	148,418,056円
世界8資産ファンド 安定コース	74,520,009円
世界8資産ファンド 分配コース	191,689,729円
世界8資産ファンド 成長コース	107,675,640円
MHAM Jリートアクティブファンド（隔月決算型）	56,410,623円
MHAM Jリートアクティブファンド（毎月決算型）	3,587,463,999円
MHAM J-REITアクティブオープン年1回決算コース	824,745,330円
計	9,155,339,472円
2. 受益権の総数	9,155,339,472口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの

運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	224,098,518
合計	224,098,518

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月7日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,0085円 (40,085円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資証券	G L P 投資法人	14,757	1,925,788,500	

KDX不動産投資法人	17,924	2,794,351,600	
いちごオフィスリート投資法人	2,811	236,686,200	
いちごホテルリート投資法人	568	66,569,600	
アドバンス・レジデンス投資法人	5,194	1,786,736,000	
インヴィンシブル投資法人	16,674	1,202,195,400	
エスコンジャパンリート投資法人	704	88,774,400	
オリックス不動産投資法人	10,264	1,718,193,600	
グローバル・ワン不動産投資法人	904	95,824,000	
コンフォリア・レジデンシャル投資法人	3,042	1,058,616,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	911	99,754,500	
サンケイリアルエステート投資法人	1,002	90,981,600	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	11,493	974,606,400	
ジャパンエクセレント投資法人	9,633	1,223,391,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	1,514	820,588,000	
スターアジア不動産投資法人	16,567	1,028,810,700	
スターツプロシード投資法人	1,810	381,729,000	
ヒューリックリート投資法人	2,049	310,013,700	
フロンティア不動産投資法人	890	407,175,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	11,757	1,772,955,600	
ラサールロジポート投資法人	19,208	3,009,893,600	
阪急阪神リート投資法人	3,241	458,925,600	
産業ファンド投資法人	7,730	1,007,992,000	
星野リゾート・リート投資法人	636	359,340,000	
積水ハウス・リート投資法人	23,928	1,952,524,800	
大和ハウスリート投資法人	4,500	1,194,300,000	
大和証券オフィス投資法人	1,825	1,069,450,000	
大和証券リビング投資法人	5,191	561,666,200	
東海道リート投資法人	1,874	242,120,800	
東急リアル・エステート投資法人	1,212	196,828,800	
日本アコモデーションファンド投資法人	49	33,026,000	
日本ビルファンド投資法人	2,816	1,686,784,000	
日本プロロジスリート投資法人	4,668	1,311,241,200	
日本ホテル&レジデンシャル投資法人	533	42,266,900	
日本リート投資法人	2,615	930,940,000	

	日本ロジスティクスファンド 投資法人	2,200	623,260,000	
	日本都市ファンド投資法人	22,073	2,052,789,000	
	福岡リート投資法人	3,658	618,567,800	
	平和不動産リート投資法人	1,318	187,156,000	
	野村不動産マスターファンド 投資法人	1,363	209,356,800	
投資証券	合計	241,106	35,832,170,300	
合計			35,832,170,300	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

海外リートマザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	41,259,919
コール・ローン	25,638,097
投資信託受益証券	410,453,636
投資証券	3,417,829,956
未収配当金	3,943,117
流動資産合計	3,899,124,725
資産合計	3,899,124,725
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	1,336,095,229
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,563,029,496
元本等合計	3,899,124,725
純資産合計	3,899,124,725
負債純資産合計	3,899,124,725

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,464,290,356円
同期中追加設定元本額	9,646,179円
同期中一部解約元本額	137,841,306円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	210,271,111円
世界8資産ファンド 安定コース	108,681,930円
世界8資産ファンド 分配コース	844,155,785円
世界8資産ファンド 成長コース	172,986,403円
計	1,336,095,229円
2. 受益権の総数	1,336,095,229口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2023年5月9日 至 2024年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>
--------------------------	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2024年5月8日現在
	当期の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	29,128,822
投資証券	205,529,425
合計	234,658,247

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年11月9日から2024年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年5月8日現在
1口当たり純資産額	2.9183円
(1万口当たり純資産額)	(29,183円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	GOODMAN GROUP	28,408.000	976,667.040		
		HMC CAPITAL LTD	19,758.000	136,330.200		
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	20,273.000	95,283.100		
		SCENTRE GROUP	267,267.000	860,599.740		
		STOCKLAND	118,956.000	544,818.480		
	オーストラリア・ドル 小計			454,662.000	2,613,698.560 (266,675,663)	
	シンガポール・ドル	CAPLAND ASCENDAS REIT	203,400.000	524,772.000		
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	565,000.000	570,650.000		
		KEPPEL REIT	187,200.000	161,928.000		
	シンガポール・ドル 小計			955,600.000	1,257,350.000 (143,777,973)	
	投資信託受益証券 合計			1,410,262	410,453,636 (410,453,636)	
投資証券	アメリカ・ドル	ACADIA REALTY TRUST	12,080.000	207,172.000		
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,562.000	546,117.020		
		AMERICAN HOMES 4 RENT	20,459.000	746,139.730		
		AMERICAN TOWER CORP	1,557.000	282,252.960		
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,212.000	629,198.680		
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,951.000	206,786.490		
		CENTERSPACE	1,440.000	100,857.600		
		COUSINS PROPERTIES INC	8,381.000	198,797.320		
		CUBESMART	9,911.000	418,937.970		
		EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	13,230.000	124,494.300		
		EQUINIX INC	1,764.000	1,255,738.680		
		EQUITY RESIDENTIAL	3,860.000	257,462.000		
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST INC	8,935.000	215,244.150		
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	26,877.000	516,038.400		
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	4,438.000	118,050.800		
		HOST HOTELS & RESORTS INC	31,211.000	584,269.920		
		INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	16,631.000	276,407.220		
		IRON MOUNTAIN INC	1,581.000	122,685.600		
		NETSTREIT CORP	15,911.000	277,965.170		
		PARK HOTELS & RESORTS INC	16,951.000	273,419.630		

	PROLOGIS INC	9,453.000	1,018,655.280	
	PUBLIC STORAGE	6,111.000	1,669,525.200	
	REALTY INCOME CORP	33,810.000	1,860,226.200	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	22,161.000	999,461.100	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,931.000	205,497.020	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	613.000	120,148.000	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	12,897.000	1,908,111.150	
	SUN COMMUNITIES INC	5,410.000	630,265.000	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	10,240.000	106,291.200	
	TANGER INC	7,772.000	218,704.080	
	THE MACERICH COMPANY	20,386.000	310,886.500	
	VICI PROPERTIES INC	24,184.000	714,637.200	
	WELLTOWER INC	19,030.000	1,854,663.800	
アメリカ・ドル	小計	378,940.000	18,975,107.370 (2,940,192,884)	
イギリス・ポンド	BIG YELLOW GROUP PLC	15,646.000	178,677.320	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	81,043.000	76,261.460	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	127,571.000	259,479.410	
	NEWRIVER REIT PLC	124,172.000	93,377.340	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	92,000.000	148,764.000	
	UNITE GROUP PLC	28,705.000	278,869.070	
イギリス・ポンド	小計	469,137.000	1,035,428.600 (200,521,103)	
カナダ・ドル	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	3,031.000	221,566.100	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	8,562.000	129,200.580	
	H & R REAL ESTATE INVESTMENT	15,714.000	143,154.540	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	6,433.000	77,131.670	
	PRIMARIS REIT	5,967.000	80,136.810	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	7,340.000	129,477.600	
カナダ・ドル	小計	47,047.000	780,667.300 (88,067,078)	
ユーロ	CARMILA SA	6,658.000	109,191.200	
	KLEPIERRE	5,201.000	132,105.400	
	MERCIALYS	9,795.000	103,924.950	
	MONTEA SCA	1,880.000	159,612.000	
	UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	1,686.000	134,407.920	
	WERELDHAVE NV	4,141.000	57,062.980	
ユーロ	小計	29,361.000	696,304.450	

			(115,976,469)	
	香港・ドル	LINK REIT	105,844.000	3,688,663.400
	香港・ドル	小計	105,844.000	3,688,663.400
				(73,072,422)
投資証券	合計		1,030,329	3,417,829,956
				(3,417,829,956)
合計				3,828,283,592
				(3,828,283,592)

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	投資証券 33銘柄	—	75.41	76.80
イギリス・ポンド	投資証券 6銘柄	—	5.14	5.24
オーストラリア・ドル	投資信託受益証券 5銘柄	6.84	—	6.97
カナダ・ドル	投資証券 6銘柄	—	2.26	2.30
シンガポール・ドル	投資信託受益証券 3銘柄	3.69	—	3.76
ユーロ	投資証券 6銘柄	—	2.97	3.03
香港・ドル	投資証券 1銘柄	—	1.87	1.91

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間（2024年5月9日から2024年11月8日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年1月10日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界8資産ファンド<DC年金>の2024年5月9日から2024年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、世界8資産ファンド<DC年金>の2024年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年5月9日から2024年11月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 【中間財務諸表】

## 【世界8資産ファンド&lt;DC年金&gt;】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2024年5月8日現在	第15期中間計算期間末 2024年11月8日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	184,569,262	136,771,895
親投資信託受益証券	6,591,214,923	7,118,286,768
流動資産合計	6,775,784,185	7,255,058,663
資産合計	6,775,784,185	7,255,058,663
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	23,722,211	9,457,248
未払受託者報酬	1,704,528	1,909,552
未払委託者報酬	28,977,603	32,463,167
その他未払費用	121,269	135,879
流動負債合計	54,525,611	43,965,846
負債合計	54,525,611	43,965,846
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,074,457,739	2,140,920,083
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	4,646,800,835	5,070,172,734
(分配準備積立金)	1,728,164,150	1,583,810,208
元本等合計	6,721,258,574	7,211,092,817
純資産合計	6,721,258,574	7,211,092,817
負債純資産合計	6,775,784,185	7,255,058,663

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 2023年5月9日 至 2023年11月8日	第15期中間計算期間 自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
営業収益		
受取利息	928	118,967
有価証券売買等損益	391,169,892	302,071,845
営業収益合計	391,170,820	302,190,812
営業費用		
支払利息	36,455	—
受託者報酬	1,577,446	1,909,552
委託者報酬	26,817,210	32,463,167
その他費用	112,219	135,879
営業費用合計	28,543,330	34,508,598
営業利益又は営業損失(△)	362,627,490	267,682,214
経常利益又は経常損失(△)	362,627,490	267,682,214
中間純利益又は中間純損失(△)	362,627,490	267,682,214
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	26,516,675	6,185,751
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,413,824,343	4,646,800,835
剰余金増加額又は欠損金減少額	389,584,646	572,444,966
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	389,584,646	572,444,966
剰余金減少額又は欠損金増加額	361,506,259	410,569,530
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	361,506,259	410,569,530
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	3,778,013,545	5,070,172,734

### (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期中間計算期間	
	自 2024年5月9日	至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第14期	第15期中間計算期間末
	2024年5月8日現在	2024年11月8日現在
1. 期首元本額	2,014,026,534円	2,074,457,739円
期中追加設定元本額	450,070,433円	249,502,352円
期中一部解約元本額	389,639,228円	183,040,008円
2. 受益権の総数	2,074,457,739口	2,140,920,083口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第14期中間計算期間	第15期中間計算期間
	自 2023年5月9日 至 2023年11月8日	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 委託費用	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 5,039,839円	信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。 6,294,855円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期	第15期中間計算期間末
	2024年5月8日現在	2024年11月8日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	務)は短期間で決済されるため、 帳簿価額は時価と近似しているこ とから、当該帳簿価額を時価とし ております。  金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左
--------------------------------	---	----

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第14期 2024年5月8日現在	第15期中間計算期間末 2024年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3,240円 (32,400円)	3,368円 (33,682円)

(参考)

当ファンドは、「国内債券マザーファンド」受益証券、「海外債券マザーファンド」受益証券、「エマージング債券マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「海外株式マザーファンド」受益証券、「エマージング株式マザーファンド」受益証券、「国内リートマザーファンド」受益証券及び「海外リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	51,022,130
国債証券	3,571,750,261
社債券	1,416,757,800
未収入金	24,446,240
未収利息	7,490,868
前払費用	825,756
流動資産合計	5,072,293,055
資産合計	5,072,293,055
負債の部	
流動負債	
未払金	24,912,500
流動負債合計	24,912,500
負債合計	24,912,500
純資産の部	
元本等	
元本	3,962,680,839
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,084,699,716
元本等合計	5,047,380,555
純資産合計	5,047,380,555
負債純資産合計	5,072,293,055

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	3,876,351,662円
同期中追加設定元本額	86,329,177円
同期中一部解約元本額	—円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	532,131,763円
世界8資産ファンド 安定コース	920,089,326円
世界8資産ファンド 分配コース	2,339,614,447円
世界8資産ファンド 成長コース	170,845,303円
計	3,962,680,839円
2. 受益権の総数	3,962,680,839口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	1.2737円
(1万口当たり純資産額)	(12,737円)

海外債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	27,344,451
コール・ローン	31,678,491
国債証券	6,186,272,734
未収利息	42,712,982
前払費用	5,783,483
流動資産合計	6,293,792,141
資産合計	6,293,792,141
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	2,921,422,983
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,372,369,158
元本等合計	6,293,792,141
純資産合計	6,293,792,141
負債純資産合計	6,293,792,141

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,978,492,080円
同期中追加設定元本額	16,383,809円
同期中一部解約元本額	73,452,906円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	310,816,885円
世界8資産ファンド 安定コース	210,503,412円
世界8資産ファンド 分配コース	2,292,177,764円
世界8資産ファンド 成長コース	107,924,922円
計	2,921,422,983円
2. 受益権の総数	2,921,422,983口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	2,154円
(1万口当たり純資産額)	(21,544円)

エマージング債券マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	170,308,285
コール・ローン	13,742,430
国債証券	2,139,813,302
特殊債券	217,989,241
社債券	411,794,887
派生商品評価勘定	34,890,950
未収入金	55,000,749
未収利息	43,594,516
前払費用	4,115,708
差入委託証拠金	122,635,214
流動資産合計	3,213,885,282
資産合計	3,213,885,282
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	23,679,332
未払金	84,525,189
流動負債合計	108,204,521
負債合計	108,204,521
純資産の部	
元本等	
元本	765,582,295
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,340,098,466
元本等合計	3,105,680,761
純資産合計	3,105,680,761
負債純資産合計	3,213,885,282

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。  為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	843,085,791円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	77,503,496円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	170,057,222円
世界8資産ファンド 安定コース	35,679,154円
世界8資産ファンド 分配コース	433,098,528円
世界8資産ファンド 成長コース	126,747,391円
計	765,582,295円
2. 受益権の総数	765,582,295口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期

	間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年11月8日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建					
アメリカ・ドル	615,402,365	—	638,489,462	△23,087,097	
チェコ・コルナ	118,844,090	—	119,871,496	△1,027,406	
ハンガリー・フォリント	7,113,385	—	7,393,163	△279,778	
メキシコ・ペソ	19,222,300	—	19,469,180	△246,880	
ユーロ	59,632,861	—	62,701,569	△3,068,708	
南アフリカ・ランド	390,837,139	—	407,506,630	△16,669,491	
買建	19,752,590	—	21,547,424	△1,794,834	
アメリカ・ドル	615,402,365	—	647,551,874	32,149,509	
ハンガリー・フォリント	496,558,275	—	528,083,620	31,525,345	
メキシコ・ペソ	6,011,705	—	5,996,501	△15,204	
ユーロ	39,196,035	—	39,701,833	505,798	
ユーロ	73,636,350	—	73,769,920	133,570	
合計	1,230,804,730	—	1,286,041,336	9,062,412	

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

債券関連

種類	2024年11月8日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引					

先物取引 売建	283,054,022	—	280,904,816	2,149,206
合計	283,054,022	—	280,904,816	2,149,206

(注) 時価の算定方法

債券先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※ 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	4,0566円
(1万口当たり純資産額)	(40,566円)

国内株式マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	133,810,136
株式	3,813,823,140
未収配当金	34,473,673
流動資産合計	3,982,106,949
資産合計	3,982,106,949
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	—
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	1,541,934,718
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,440,172,231
元本等合計	3,982,106,949
純資産合計	3,982,106,949
負債純資産合計	3,982,106,949

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,566,054,931円
同期中追加設定元本額	2,231,844円
同期中一部解約元本額	26,352,057円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	427,780,763円
世界8資産ファンド 安定コース	114,976,944円
世界8資産ファンド 分配コース	313,316,773円
世界8資産ファンド 成長コース	685,860,238円
計	1,541,934,718円
2. 受益権の総数	1,541,934,718口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	2,5825円
(1万口当たり純資産額)	(25,825円)

海外株式マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	35,499,101
コール・ローン	5,073,981
株式	4,212,866,054
派生商品評価勘定	60,713
未収配当金	1,837,973
流動資産合計	4,255,337,822
資産合計	4,255,337,822
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	837,756,347
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	3,407,581,475
元本等合計	4,245,337,822
純資産合計	4,245,337,822
負債純資産合計	4,255,337,822

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	876,504,057円
同期中追加設定元本額	－円
同期中一部解約元本額	38,747,710円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	312,987,066円
世界8資産ファンド 安定コース	29,679,337円
世界8資産ファンド 分配コース	338,569,388円
世界8資産ファンド 成長コース	156,520,556円
計	837,756,347円
2. 受益権の総数	837,756,347口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。  金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
----------------------------	---

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年11月8日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建					
アメリカ・ドル	10,091,762	—	10,031,049		60,713
ユーロ	4,791,794	—	4,744,630		47,164
	5,299,968	—	5,286,419		13,549
合計	10,091,762	—	10,031,049		60,713

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	5.0675円
(1万口当たり純資産額)	(50,675円)

エマージング株式マザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	117,733,450
コール・ローン	8,764,872
株式	4,188,467,714
投資信託受益証券	26,228,162
投資証券	113,703,107
派生商品評価勘定	6,079
未収入金	30,946,448
未収配当金	7,721,955
流動資産合計	4,493,571,787
資産合計	4,493,571,787
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	12,266
未払金	23,817,249
流動負債合計	23,829,515
負債合計	23,829,515
純資産の部	
元本等	
元本	1,059,563,127
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	3,410,179,145
元本等合計	4,469,742,272
純資産合計	4,469,742,272
負債純資産合計	4,493,571,787

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1, 118, 154, 955円
同期中追加設定元本額	—円
同期中一部解約元本額	58, 591, 828円
元本の内訳	
ファンド名	
みずほエマージング株式オープン	430, 743, 863円
世界8資産ファンド<DC年金>	251, 976, 790円
世界8資産ファンド 安定コース	37, 438, 535円
世界8資産ファンド 分配コース	211, 466, 925円
世界8資産ファンド 成長コース	127, 937, 014円
計	1, 059, 563, 127円
2. 受益権の総数	1, 059, 563, 127口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2024年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち		評価損益 (円)
		1年超	時価 (円)	
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	15,550,250	—	15,544,171	6,079
香港・ドル	15,550,250	—	15,544,171	6,079
買建	15,550,250	—	15,537,984	△12,266
アメリカ・ドル	15,550,250	—	15,537,984	△12,266
合計	31,100,500	—	31,082,155	△6,187

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在

1口当たり純資産額	4,2185円
(1万口当たり純資産額)	(42,185円)

国内リートマザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	468,647,909
投資証券	32,186,595,733
未収入金	159,197,566
未収配当金	419,030,760
流動資産合計	33,233,471,968
資産合計	33,233,471,968
負債の部	
流動負債	
未払金	182,229,231
未払解約金	31,360,000
流動負債合計	213,589,231
負債合計	213,589,231
純資産の部	
元本等	
元本	8,719,395,616
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	24,300,487,121
元本等合計	33,019,882,737
純資産合計	33,019,882,737
負債純資産合計	33,233,471,968

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	9,155,339,472円
同期中追加設定元本額	369,179,193円
同期中一部解約元本額	805,123,049円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAM J-REITアクティブオープン毎月決算コース	3,386,084,017円
MHAM J-REITアクティブファンド<DC年金>	645,248,856円
世界8資産ファンド<DC年金>	173,071,484円
世界8資産ファンド 安定コース	74,520,009円
世界8資産ファンド 分配コース	191,689,729円
世界8資産ファンド 成長コース	109,766,488円
MHAM Jリートアクティブファンド（隔月決算型）	81,868,741円
MHAM Jリートアクティブファンド（毎月決算型）	3,282,128,547円
MHAM J-REITアクティブオープン年1回決算コース	775,017,745円
計	8,719,395,616円
2. 受益権の総数	8,719,395,616口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	3,7869円
(1万口当たり純資産額)	(37,869円)

海外リートマザーファンド  
貸借対照表

(単位：円)

2024年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	51,203,162
コール・ローン	22,714,288
投資信託受益証券	408,981,267
投資証券	3,531,186,306
未収入金	118,838,197
未収配当金	3,784,651
流動資産合計	4,136,707,871
資産合計	4,136,707,871
負債の部	
流動負債	
未払金	123,928,691
流動負債合計	123,928,691
負債合計	123,928,691
純資産の部	
元本等	
元本	1,255,871,069
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	2,756,908,111
元本等合計	4,012,779,180
純資産合計	4,012,779,180
負債純資産合計	4,136,707,871

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2024年5月9日 至 2024年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2024年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,336,095,229円
同期中追加設定元本額	—円
同期中一部解約元本額	80,224,160円
元本の内訳	
ファンド名	
世界8資産ファンド<DC年金>	210,271,111円
世界8資産ファンド 安定コース	92,762,123円
世界8資産ファンド 分配コース	786,299,509円
世界8資産ファンド 成長コース	166,538,326円
計	1,255,871,069円
2. 受益権の総数	1,255,871,069口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品</p>

<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
-----------------------------------	--

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2024年11月8日現在
1口当たり純資産額	3,1952円
(1万口当たり純資産額)	(31,952円)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2024年11月29日現在

I 資産総額	7,103,474,769円
II 負債総額	12,095,487円
III 純資産総額 (I - II)	7,091,379,282円
IV 発行済数量	2,142,658,510口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3096円

(参考)

国内債券マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	5,147,040,657円
II 負債総額	110,000,000円
III 純資産総額 (I - II)	5,037,040,657円
IV 発行済数量	3,962,680,839口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2711円

海外債券マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	6,372,423,821円
II 負債総額	154,408,896円
III 純資産総額 (I - II)	6,218,014,925円
IV 発行済数量	2,921,422,983口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1284円

エマージング債券マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	3,115,156,260円
II 負債総額	37,058,689円
III 純資産総額 (I - II)	3,078,097,571円
IV 発行済数量	765,582,295口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.0206円

国内株式マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	3,924,957,468円
II 負債総額	18,661,837円
III 純資産総額 (I - II)	3,906,295,631円
IV 発行済数量	1,541,934,718口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.5334円

海外株式マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	4,224,632,656円
II 負債総額	130,958,786円
III 純資産総額 (I - II)	4,093,673,870円
IV 発行済数量	820,355,290口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.9901円

## エマージング株式マザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	4,176,677,446円
II 負債総額	0円
III 純資産総額 (I - II)	4,176,677,446円
IV 発行済数量	1,059,563,127口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.9419円

## 国内リートマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	32,643,372,665円
II 負債総額	217,414,520円
III 純資産総額 (I - II)	32,425,958,145円
IV 発行済数量	8,606,888,718口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.7674円

## 海外リートマザーファンド

2024年11月29日現在

I 資産総額	4,113,381,911円
II 負債総額	33,759,726円
III 純資産総額 (I - II)	4,079,622,185円
IV 発行済数量	1,255,871,069口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.2484円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2024年11月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構（2024年11月29日現在）

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

###### 1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

###### 2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,516,988,622,283
追加型株式投資信託	758	17,219,132,752,149
単位型公社債投資信託	22	35,192,723,676
単位型株式投資信託	194	1,045,153,503,499
合計	1,000	19,816,467,601,607

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また、中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第40期中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	33,770	41,183
金銭の信託	29,184	28,143
未収委託者報酬	16,279	19,018
未収運用受託報酬	3,307	3,577
未収投資助言報酬	283	315
未収収益	15	6
前払費用	1,129	1,510
その他	2,377	2,088
流動資産計	86,346	95,843
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,001	※1 918
器具備品	※1 118	※1 130
リース資産	※1 7	※1 5
建設仮勘定	-	39
無形固定資産		
ソフトウェア	3,367	2,951
ソフトウェア仮勘定	1,651	1,543
電話加入権	2	0
投資その他の資産		
投資有価証券	182	184
関係会社株式	5,810	4,447
長期差入保証金	775	768
繰延税金資産	2,895	3,406
その他	104	128
固定資産計	15,918	14,524
資産合計	102,265	110,368

(単位：百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,481	1,982
リース債務	1	1
未払金	7,246	8,970
未払収益分配金	0	1
未払償還金	-	0
未払手数料	7,005	8,246
その他未払金	240	721
未払費用	7,716	8,616
未払法人税等	1,958	3,676
未払消費税等	277	1,497
賞与引当金	1,730	1,927
役員賞与引当金	48	52
流動負債計	20,460	26,725
固定負債		
リース債務	6	4
退職給付引当金	2,654	2,719
時効後支払損引当金	108	73
固定負債計	2,769	2,796
負債合計	23,230	29,521
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	57,481	59,294
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	57,358	59,170
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	25,678	27,490
株主資本計	79,034	80,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	79,034	80,846
負債・純資産合計	102,265	110,368

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	95,739		102,113	
運用受託報酬	16,150		17,155	
投資助言報酬	2,048		2,211	
その他営業収益	23		26	
営業収益計		113,962		121,507
営業費用				
支払手数料	41,073		44,366	
広告宣伝費	216		329	
公告費	0		0	
調査費	33,177		35,468	
調査費	12,294		13,277	
委託調査費	20,882		22,190	
委託計算費	548		558	
営業雑経費	733		823	
通信費	36		36	
印刷費	504		598	
協会費	69		65	
諸会費	29		44	
支払販売手数料	92		78	
営業費用計		75,749		81,545
一般管理費				
給料	10,484		10,763	
役員報酬	168		164	
給料・手当	9,199		9,425	
賞与	1,115		1,173	
交際費	17		34	
寄付金	11		15	
旅費交通費	128		162	
租税公課	330		489	
不動産賃借料	1,006		1,030	
退職給付費用	437		412	
固定資産減価償却費	1,388		1,567	
福利厚生費	47		46	
修繕費	1		1	
賞与引当金繰入額	1,730		1,927	
役員賞与引当金繰入額	48		52	
機器リース料	0		0	
事務委託費	4,074		3,379	
事務用消耗品費	37		46	
器具備品費	1		3	
諸経費	334		240	
一般管理費計		20,078		20,172
営業利益		18,135		19,788

(単位：百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		10		4
受取配当金	※1	2,400	※1	899
時効成立分配金・償還金		0		0
雑収入		10		18
時効後支払損引当金戻入額		24		35
営業外収益計		2,446		959
営業外費用				
為替差損		3		19
金銭の信託運用損		1,003		1,008
早期割増退職金		24		6
雑損失		47		0
営業外費用計		1,079		1,034
経常利益		19,502		19,712
特別利益				
投資有価証券売却益		4		—
特別利益計		4		—
特別損失				
固定資産除却損		12		6
投資有価証券売却損		9		—
関係会社株式評価損		584		1,362
減損損失		—	※2	231
特別損失計		606		1,601
税引前当期純利益		18,900		18,111
法人税、住民税及び事業税		4,881		5,769
法人税等調整額		197		△510
法人税等合計		5,078		5,258
当期純利益		13,821		12,852

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034
当期変動額									
剰余金の配当							△11,040	△11,040	△11,040
当期純利益							12,852	12,852	12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,812	1,812	1,812
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490	59,294	80,846

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	79,034
当期変動額			
剰余金の配当			△11,040
当期純利益			12,852
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,812
当期末残高	△0	△0	80,846

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p>

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	523	630
器具備品	934	769
リース資産	1	3

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
受取配当金	2,393	895

※2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

(百万円)

場所	用途	種類	減損損失
本社	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	231

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業別に資産をグルーピングしております。当社の資産運用業に係るソフトウェア開発計画の大幅な延期に伴い、当該計画に係るソフトウェア仮勘定について、回収可能額まで減額し、当該減少額231百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能額は使用価値により測定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額の1円として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生(予定)日
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

第39期（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,143	28,143	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,145	28,145	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

第39期（2024年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	41,183	—	—	—
(2) 金銭の信託	28,143	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	19,018	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,577	—	—	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	91,923	1	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

#### 第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	29,186	—	29,186

#### 第39期（2024年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	28,143	—	28,143
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,145	—	28,145

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	180	182
関係会社株式		
非上場株式	5,810	4,447

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第38期の貸借対照表計上額5,810百万円、第39期の貸借対照表計上額4,447百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第39期（2024年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額182百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について1,362百万円（関係会社株式1,362百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,576	2,698
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	31	9
退職給付の支払額	△191	△246
退職給付債務の期末残高	2,698	2,760

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,698	2,760
未積立退職給付債務	2,698	2,760
未認識数理計算上の差異	△44	△40
未認識過去勤務費用	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719
退職給付引当金	2,654	2,719
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,654	2,719

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	279	296
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	22	13
過去勤務費用の費用処理額	34	△0
その他	△4	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	334	307

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において24百万円、当事業年度において6百万円を営業外費用に計上しております。

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.56%	1.00%～3.56%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度103百万円、当事業年度104百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	121	195
未払事業所税	9	9
賞与引当金	529	590
未払法定福利費	94	98
運用受託報酬	390	351
資産除去債務	15	17
減価償却超過額 (一括償却資産)	21	12
減価償却超過額	198	91
繰延資産償却超過額 (税法上)	297	331
退職給付引当金	812	832
時効後支払損引当金	33	22
ゴルフ会員権評価損	7	6
関係会社株式評価損	345	761
投資有価証券評価損	4	4
減損損失	—	70
その他	13	8
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,895</u>	<u>3,406</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第38期</u>	<u>第39期</u>
	<u>(2023年3月31日現在)</u>	<u>(2024年3月31日現在)</u>
法定実効税率	30.62 %	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69 %	△1.44 %
その他	△0.06 %	△0.14 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.87 %</u>	<u>29.04 %</u>

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	68,921百万円	60,761百万円
資産合計	68,921百万円	60,761百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	3,643百万円	1,957百万円
負債合計	3,643百万円	1,957百万円
純資産	65,278百万円	58,804百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	51,451百万円	47,640百万円
顧客関連資産	20,947百万円	17,109百万円

(2) 損益計算書項目

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,039百万円	△7,649百万円
経常利益	△8,039百万円	△7,649百万円
税引前当期純利益	△8,039百万円	△7,649百万円
当期純利益	△6,744百万円	△6,474百万円
1株当たり当期純利益	△168,617円97銭	△161,850円28銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,228百万円	3,837百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	95,739百万円	102,113百万円
運用受託報酬	14,651百万円	15,156百万円
投資助言報酬	2,048百万円	2,211百万円
成功報酬(注)	1,499百万円	1,999百万円
その他営業収益	23百万円	26百万円
合計	113,962百万円	121,507百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 及び第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	8,140	未払 手数料	1,870
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,655	未払 手数料	3,137

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,975,862円96銭	2,021,173円74銭
1株当たり当期純利益金額	345,535円19銭	321,310円79銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	13,821百万円	12,852百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		30,451
有価証券		0
金銭の信託		31,850
未収委託者報酬		19,361
未収運用受託報酬		3,548
未収投資助言報酬		315
未収収益		9
前払費用		1,538
その他		2,282
	流動資産計	89,360
固定資産		
有形固定資産		1,040
建物	※1	888
器具備品	※1	146
リース資産	※1	4
建設仮勘定		0
無形固定資産		4,122
ソフトウェア		3,011
ソフトウェア仮勘定		1,111
電話加入権		0
投資その他の資産		8,024
投資有価証券		183
関係会社株式		3,840
長期差入保証金		764
繰延税金資産		3,085
その他		150
	固定資産計	13,188
	資産合計	102,548

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	552
リース債務	1
未払金	8,577
未払収益分配金	0
未払償還金	0
未払手数料	8,466
その他未払金	108
未払費用	7,321
未払法人税等	3,650
未払消費税等	※2 1,191
契約負債	7
賞与引当金	916
役員賞与引当金	28
流動負債計	22,247
固定負債	
リース債務	3
退職給付引当金	2,720
時効後支払損引当金	64
固定負債計	2,787
負債合計	25,035
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	55,960
利益準備金	123
その他利益剰余金	55,837
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	24,157
株主資本計	77,513
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	77,513
負債・純資産合計	102,548

## (2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		55,266	
運用受託報酬		8,186	
投資助言報酬		1,200	
その他営業収益		13	
	営業収益計		64,667
営業費用			
支払手数料		24,284	
広告宣伝費		157	
公告費		0	
調査費		18,581	
調査費		6,728	
委託調査費		11,853	
委託計算費		278	
営業雑経費		355	
通信費		19	
印刷費		234	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		39	
	営業費用計		43,658
一般管理費			
給料		5,154	
役員報酬		89	
給料・手当		5,002	
賞与		63	
交際費		27	
寄付金		5	
旅費交通費		105	
租税公課		298	
不動産賃借料		583	
退職給付費用		210	
固定資産減価償却費	※1	790	
福利厚生費		29	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		916	
役員賞与引当金繰入額		28	
機器リース料		0	
事務委託費		1,607	
事務用消耗品費		19	
器具備品費		0	
諸経費		154	
	一般管理費計		9,933
営業利益			11,075

(単位：百万円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	448	
時効成立分配金・償還金	0	
為替差益	26	
金銭の信託運用益	2	
雑収入	6	
時効後支払損引当金戻入額	7	
	営業外収益計	494
営業外費用		
早期割増退職金	6	
	営業外費用計	6
経常利益		11,563
特別損失		
固定資産除却損	3	
関係会社株式評価損	31	
	特別損失計	35
税引前中間純利益		11,528
法人税、住民税及び事業税		3,685
法人税等調整額		320
法人税等合計		4,006
中間純利益		7,522

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	27,490
当中間期変動額							
剰余金の配当							△10,855
中間純利益							7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△3,333
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,157

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	59,294	80,846	△0	△0	80,846
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,855	△10,855			△10,855
中間純利益	7,522	7,522			7,522
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			0	0	0
当中間期変動額 合計	△3,333	△3,333	0	0	△3,333
当中間期末残高	55,960	77,513	△0	△0	77,513

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる</p>

場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)												
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建物</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">…</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;">685百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td></td> <td style="text-align: right;">609百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4百万円</td> </tr> </table>	建物	…		685百万円	器具備品	…		609百万円	リース資産	…		4百万円
建物	…		685百万円										
器具備品	…		609百万円										
リース資産	…		4百万円										
※2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。												

(中間損益計算書関係)

項目	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)								
※1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">有形固定資産</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">…</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;">76百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: center;">…</td> <td></td> <td style="text-align: right;">713百万円</td> </tr> </table>	有形固定資産	…		76百万円	無形固定資産	…		713百万円
有形固定資産	…		76百万円						
無形固定資産	…		713百万円						

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金(財 産)の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月15日 みなし株主総会	普通株式	575	14,390	2024年4月1日	2024年4月1日
	A種種類 株式				
2024年6月17日 定時株主総会	普通株式	10,280	257,000	2024年3月31日	2024年6月18日
	A種種類 株式				

会社法第319条第1項に基づき、2024年3月15日に決議があったものとみなされた株主総会での配当決議は当社の子会社であったAsset Management One USA Inc. (以下「AM-One USA」という)の全株式の現物配当であります。

本現物配当は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)の子会社である米州みずほLLC(以下「米州みずほ」という)が、2024年10月1日に米国外国銀行規制上の中間持株会社へ移行することに伴う規制上の対応として実施したものです。

当社が100%保有していたAM-One USAの議決権は、本現物配当後、米州みずほが議決権の51%を、第一生命ホールディングス株式会社(以下「DL」という)が議決権の49%をそれぞれ保有します。当社を通じてMHFGとDLが間接的に保有していたAM-One USA株式の議決権比率と同等となります。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第40期中間会計期間末 (2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	0	0	—
(2) 金銭の信託	31,850	31,850	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	0	0	—
資産計	31,852	31,852	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	0	—	0
金銭の信託	—	31,850	—	31,850
投資有価証券				
其他有価証券	—	0	—	0
資産計	—	31,852	—	31,852

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（銀行預金・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券(その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	3,840

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末  
(2024年9月30日現在)

### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額3,840百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

### 2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社はPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

## (企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

### 1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

### 2. 企業結合日

2016年10月1日

### 3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

### 4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

### 5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

### 6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(\*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

### 7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

### 8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

### 9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年4月1日から2024年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	57,453百万円
資産合計	57,453百万円
流動負債	－百万円
固定負債	1,750百万円
負債合計	1,750百万円
純資産	55,702百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額45,734百万円及び顧客関連資産の金額15,385百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,629百万円
経常利益	△3,629百万円
税引前中間純利益	△3,629百万円
中間純利益	△3,101百万円
1株当たり中間純利益	△77,541円29銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,723百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第40期中間会計期間  
(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

委託者報酬	55,266百万円
運用受託報酬	8,186百万円
投資助言報酬	1,200百万円
成功報酬	－百万円
その他営業収益	13百万円
合計	64,667百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,937,834円09銭
1株当たり中間純利益金額	188,050円89銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益金額	7,522百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	7,522百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は2024年12月25日付でPayPayアセットマネジメント株式会社が実施した第三者割当増資を引き受け、同社への出資比率が23.4%から49.9%に引き上がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約 款

## 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものといたします。

### 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### 運用方法

#### (1) 投資対象

国内債券マザーファンド、海外債券マザーファンド、エマージング債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、海外株式マザーファンド、エマージング株式マザーファンド、国内リートマザーファンド、海外リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

①各マザーファンド受益証券への投資を通じて、内外の公社債、株式および不動産投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

②各マザーファンド受益証券への投資配分については、信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本とします。ただし、マザーファンドの投資対象資産の市場規模等によっては比率を変更することがあります。

- 国内債券マザーファンド受益証券 ……10%
- 海外債券マザーファンド受益証券 ……10%
- エマージング債券マザーファンド受益証券 ……10%
- 国内株式マザーファンド受益証券 ……15%
- 海外株式マザーファンド受益証券 ……20%
- エマージング株式マザーファンド受益証券 ……15%
- 国内リートマザーファンド受益証券 ……10%
- 海外リートマザーファンド受益証券 ……10%

③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

①株式への直接投資は行いません。

②有価証券先物取引等の派生商品の直接取引は行いません。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）

および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

②分配金額は、委託者が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

## 追加型証券投資信託 世界8資産ファンド<DC年金> 約款

### <信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

### <信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

### <信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金200万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

### <信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### <信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、同条第2項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

### <受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

### <当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### <受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について200万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### <追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいい

ます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### <受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### <受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <受益権の申込単位および価額>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、原則として、委託者が自ら定める申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。
- ③前2項の取得申込者は指定販売会社もしくは委託者に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社および委託者（第40条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑤前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社が、それぞれ別に定めるものとします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、受益者が第36条第1項および第3項に基づき収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社もしくは委託者は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. 金銭債権
    - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形

<運用の指図範囲>

- 第17条 委託者は、信託金を、主として、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券マザーファンド、海外債券マザーファンド、エマージング債券マザーファンド、国内株式マザーファンド、海外株式マザーファンド、エマージング株式マザーファンド、国内リートマザーファンド、海外リートマザーファンド（以下、各々を「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券

と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### <利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条ないし第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条および第26条ないし第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができます。受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### <運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### <信用リスク集中回避のための投資制限>

第19条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整

を行うこととします。

#### <デリバティブ取引等に係る投資制限>

第19条の2 委託者は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

#### <公社債の借入れの指図および範囲>

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### <特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### <外国為替予約の指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### <信託業務の委託等>

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為

に係る業務

#### 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

##### <混蔵寄託>

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

##### <信託財産の登記等および記載等の留保等>

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

##### <一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

##### <再投資の指図>

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

##### <資金の借入れ>

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

##### <損益の帰属>

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。

#### <受託者による資金の立替え>

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替えがある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### <信託の計算期間>

第31条 この信託の計算期間は、毎年5月9日から翌年5月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年7月16日から平成23年5月8日までとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### <信託財産に関する報告等>

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### <信託事務の諸費用および監査費用>

第33条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、第31条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

#### <信託報酬等の総額>

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90の率を乗じて得た額とします。

- ②前項の信託報酬は、第31条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### <収益の分配方式>

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

#### <収益分配金の再投資>

第36条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ②収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、指定販売会社に交付されます。
- ③指定販売会社は、別に定める「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑤前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### <償還金および一部解約金の支払い>

第37条 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ②償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ④償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑤前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

- 第38条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第37条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第1項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

<償還金の時効>

- 第39条 受益者が、信託終了による償還金については第37条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属しません。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

- 第40条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

- 第41条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、委託者が自ら定める単位もしくは指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者（委託者の自らの募集にかかる受益権についての場合に限り）または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付けを解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

<信託契約の解約>

- 第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ②委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③委託者は、前各項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

#### <信託契約に関する監督官庁の命令>

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### <委託者の登録取消等に伴う取扱い>

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### <委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

- 第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### <受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <信託約款の変更等>

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

- ②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### <他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### <運用報告書に記載すべき事項の提供>

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付するものとし、

#### <公告>

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第51条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 本約款で規定する「短期社債等」とは、1. 社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、2. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、3. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、4. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、5. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債、6. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年7月16日

委託者 東京都港区三田三丁目5番27号  
みずほ投信投資顧問株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託 国内債券マザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

①わが国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

②債券への投資にあたっては、マクロ経済および市場分析に基づく金利予測およびセクター配分、ならびに個別信用リスクおよびクオンツ分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。

③NOMURA-BPI総合を運用上のベンチマークとします。

④市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

運用制限

①株式（新株引受権証券を含みます。）への投資は行いません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③同一発行体が発行する有価証券への投資割合は、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券を除き、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

⑥スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

⑦金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 海外債券マザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

①日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

②債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析および市場分析に基づく相対価値分析を重視した運用を行うことにより、付加価値を追求します。

③FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を運用上のベンチマークとします。

④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

運用制限

①信託財産による株式の保有は、約款第14条第1項第1号の事由（同条同項第12号により同様の性質を有する有価証券に係る場合を含みます。）による取得の場合に限ります。

②株式および新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。

⑨スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。

⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

⑪外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第27条の範囲で行います。

⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 エマージング債券マザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

世界のエマージング諸国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- ①世界のエマージング諸国の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。
- ②債券への投資にあたっては、マクロ経済およびソブリン・リスク分析に基づく国別配分、ならびにセクター、個別銘柄および通貨分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ③JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)を運用上のベンチマークとします。
- ④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。(約款第17条参照)
- ⑥市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

運用制限

- ①信託財産による株式の保有は、約款第14条第1項第1号の事由（同条同項第12号により同様の性質を有する有価証券に係る場合を含みます。）による取得の場合に限ります。
- ②株式および新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑧有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑩金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑪外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第28条の範囲で行います。
- ⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポー

ジャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 国内株式マザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式を主要投資対象とします。

投資態度

- ①わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ②株式への投資にあたっては、マクロ経済および産業分析に基づく業種配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ③TOPIX（配当込み）を運用上のベンチマークとします。
- ④株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ⑤現物株式の組入比率（信託財産に属する株式の時価総額が信託財産総額に占める割合）は、通常の状態  
で50%以上とすることを基本とします。
- ⑥非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑦市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下と  
します。
- ⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑨スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑩金利先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポ  
ージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として  
それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人  
投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 海外株式マザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

①日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。

②株式への投資にあたっては、マクロ経済および産業分析に基づく地域（国）および業種配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。

③MSCI-KOUSA I 指数（グロス配当再投資込み、円ベース・為替ヘッジなし）を運用上のベンチマークとします。

④株式の投資割合は、原則として高位を維持します。

⑤組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。

⑧スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。

⑩外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第27条の範囲で行います。

⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 エマージング株式マザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

世界のエマージング諸国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度

- ①世界のエマージング諸国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。
- ②株式への投資にあたっては、トップダウンの観点から投資対象国および業種の調査・分析を行うとともに、ボトムアップの観点から個別企業の調査・分析を行うことにより投資銘柄を選定します。
- ③MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ④株式の投資割合は、原則として高位を維持します。
- ⑤組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥運用の効率化を図るため、運用指図に関する権限はオールスプリング・グローバル・インベストメント・エルエルシーに委託します。（約款第17条参照）
- ⑦市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑧スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑨金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑩外国為替の売買の予約取引の指図は、約款第29条の範囲で行います。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 国内リートマザーファンド  
運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保とを目指して運用を行いません。

運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産等および不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等に投資する投資信託証券（（投資法人の投資証券（投資信託の受益証券を含みます。）以下同じ。）以下「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② 不動産投資信託証券への投資にあたっては、不動産市況および個別銘柄の調査・分析に基づき、長期的な配当（分配）および資産価値の成長を重視した銘柄選択を行なうことにより付加価値を追求します。
- ③ 東証REIT指数（配当込み）を運用上のベンチマークとします。
- ④ 原則として、不動産投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤ 市場動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- (1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (2) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。
- (3) 株式への直接投資は行いません。
- (4) 外貨建資産への投資は行いません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託 海外リートマザーファンド  
運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は下記の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保とを目指して運用を行います。

2. 運用方法

投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※を主要投資対象とします。

※海外の外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）とします。

投資態度

- ①日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ②不動産投資信託証券への投資にあたっては、マクロ経済および不動産ファンダメンタルズ分析に基づく地域（国）および不動産セクター配分、ならびに定量および定性分析に基づく個別銘柄選択により、付加価値を追求します。
- ③S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ベース）を運用上のベンチマークとします。
- ④原則として、不動産投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。